

尼崎市障害者計画・障害福祉計画
評価・管理シート
【令和元年度】

令和2年 11 月
障害福祉政策担当

— 目次 —

はじめに

1 計画の進捗管理と評価について	1
2 施策目標・活動指標一覧（平成27年度～令和2年度）	2
3 評価・管理シートの見方	4

尼崎市障害者計画（第3期）

基本施策1「保健・医療」	7
基本施策2「福祉サービス、相談支援」	10
基本施策3「療育・教育」	12
基本施策4「雇用・就労」	15
基本施策5「生活環境、移動・交通」	17
基本施策6「スポーツ・文化、社会参加活動」	19
基本施策7「安全・安心」	21
基本施策8「情報、啓発・差別の解消」	23
基本施策9「権利擁護、行政サービス等における配慮」	25

尼崎市障害福祉計画（第5期）

目標値1「施設入所者の地域生活への移行に関する目標」	27
目標値2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標」	27
目標値3「地域生活支援拠点等の整備に関する目標」	27
目標値4「福祉施設から一般就労への移行に関する目標」	28
目標値5「障害児支援の提供体制の整備等に関する目標」	29
進捗状況1「障害福祉サービス等」	30
進捗状況2「障害児通所支援等」	33
進捗状況3「地域生活支援事業」	35

1 計画の進捗管理と評価について

(1) 進捗管理の考え方

尼崎市障害者計画（第3期）については、目指すべき「基本理念」のもとに3つの「重点課題」と9つの「基本施策」を体系付けており、計画に掲げる基本理念や重点課題の達成を押し量るために、各基本施策に「施策目標」と「活動指標」を設定しています。また、尼崎市障害福祉計画（第4期）については、障害福祉サービス等の提供の確保に向けての目標設定や必要見込量を設定しています。

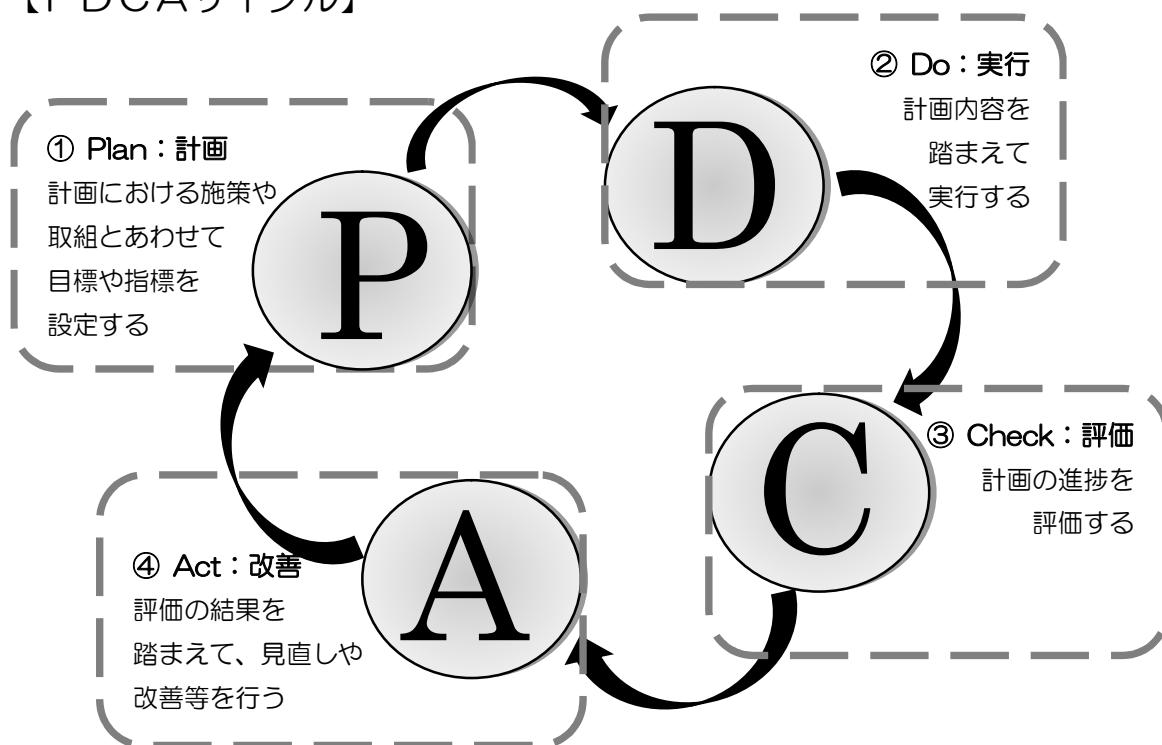
この「施策目標」や「活動指標」、「必要見込量」等の進捗状況を把握していくことで、計画の進捗管理を行います。

(2) 評価について

計画の進捗管理については、「PDCAサイクル」の手法を導入して、毎年度の評価等を行うとともに、その内容や結果等は、計画の「評価・管理シート」によって公表していきます。また、評価等を行う際には、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会や尼崎市自立支援協議会において意見等を聴取するなどし、評価の妥当性や改善の必要性等について協議していきます。

その中で、改善等が必要という評価等が出された場合は、施策の取組方向に評価結果を反映するなどし、本計画を着実に進めていくこととします。

【PDCAサイクル】



2 施策目標・活動指標一覧（平成27年度～令和2年度）

重点課題	基本施策	施策目標		施策の方向性	
		代表的な活動指標	現状→目標（R2年度）		
1 で身必 き近要 るなな 環地支 境域援 づくを く暮受 りらす ことが	保健・医療	退院促進・地域移行支援に関する相談回数	(現状) ⇒ (目標) 一回 ⇒ 720回 一人 ⇒ 240人	医療、リハビリテーション 精神保健に対する施策 難病等に対する施策 障害の原因となる疾病の予防・支援等	
	福祉サービス相談支援	基幹型の相談窓口機能の設置	(現状) ⇒ (目標) 一か所 ⇒ 2か所	障害福祉サービス等 相談支援体制	

重点課題	基本施策	施策目標		施策の方向性	
		代表的な活動指標	現状→目標（R2年度）		
2 で自生 き分 るら が 環し 境い くを 持 づつ くり す ことが	療育・教育	「あまっこファイル」説明会の開催回数	(現状) ⇒ (目標) 一回 ⇒ 6回 一人 ⇒ 60人	療育 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育 こころの教育・支援	
	雇用・就労	障害者優先調達推進法に基づく調達件数	(現状) ⇒ (目標) 4件 ⇒ 12件	雇用機会 多様な就労	
	生活環境 移動・交通	市内グループホームの定員数	(現状) ⇒ (目標) 261人 ⇒ 506人	生活環境 移動環境	
	スポーツ・文化 社会参加活動	尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	(現状) ⇒ (目標) 1,237人 ⇒ 1,500人	スポーツ、文化芸術活動 社会参加活動等	

重点課題	基本施策	施策目標		施策の方向性	
		代表的な活動指標	現状→目標（R2年度）		
3 で安支 き心え るし合 環環て 境暮い づくら くりす ことが 共に	安全・安心	避難場所を知らない「障害のある人」の割合	(現状) ⇒ (目標) 31.9% ⇒ 16.0%	防災対策 防犯対策、消費者保護	
	情報 啓発・差別の解消	障害者差別解消法の認知度	(現状) ⇒ (目標) 10.3% ⇒ 32.3%	情報の利用のしやすさ 理解・啓発活動及び差別解消	
	権利擁護 行政サービス等 における配慮	障害者虐待防止法の認知度	(現状) ⇒ (目標) 16.9% ⇒ 45.2%	権利擁護 行政サービス等における配慮	

	活動指標	H25年度	R1年度	方向性
	自立支援医療（更生医療）費の助成件数	4,725件	6,106件	→
	障害者（児）医療費の助成件数	422,128件	370,095件	→
	身体障害者福祉センターの利用者数	2,558人	1,563人	↗
➡	退院促進・地域移行支援に関する相談回数	一回	333回	↗
		一人	143人	↗
	難病相談会・交流会活動の参加者数	258人	373人	↗
	乳幼児健康診査の受診率	94.0%	96.6%	↗
	特定健康診査の受診率	37.1%	31.4%	↗
	特定保健指導の実施率	46.2%	40.3%	↗
	（第4期・5期尼崎市障害福祉計画において目標値及びサービス等見込量を設定）	—	—	—
➡	委託相談支援事業所における延べ相談回数	14,302回	22,902回	↗
	基幹型の相談窓口機能の設置	一か所	2か所	↗

	活動指標	H25年度	R1年度	方向性
	障害児保育研修の参加者数	169人	618人	↗
	障害児等療育支援事業における相談件数	2,583件	1,723件	↗
➡	「あまっこファイル」説明会の開催回数	一回	10回	↗
		一人	11人	↗
	「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成及び活用数	1,018件	3,263件	↗
	公立幼稚園、小中学校における特別支援学級教室の開設数	179教室	192教室	↗
	巡回相談の実施件数	93件	46件	↗
	—	—	—	—
➡	尼崎市障害者就労・生活支援センターみのみを通じた就労者数	35人	31人	↗
	障害者優先調達推進法に基づく調達件数	4件	12件	↗
	市内グループホームの定員数	261人	453人	↗
	障害者市バス特別乗車証の交付枚数	13,024枚	15,606枚	→
➡	福祉タクシー利用料の助成件数	78,410件	60,270件	→
	リフト付自動車の派遣件数	8,501件	13,502件	→
	尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	1,237人	1,213人	↗
	兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の参加者	36人	48人	↗
➡	身体障害者福祉センターの利用者数	12,183人	7,449人	↗
	ふれあい学級への参加者数	296人	193人	→

	活動指標	H25年度	R1年度	方向性
	防災マップの作成地域数	25か所	70か所	↗
➡	福祉避難所の指定数	6か所	36か所	↗
	避難場所を知らない「障害のある人」の割合 （※令和元年度から「災害時に避難する場所の認知度（単独のアンケート設問）」に変更）	31.9%	58.2%*	↘
	—	—	—	—
	意思疎通支援（派遣）事業の利用者数	81人	91人	↗
➡	点字・録音図書の利用者数	6,978人	4,476人	→
	障害をテーマとした啓発事業等の開催回数	4回	13回	↗
	障害者差別解消法の認知度	10.3%	14.0%*	↗
	成年後見制度利用支援事業の利用件数	12件	35件	↗
➡	成年後見制度の認知度	21.7%	28.0%*	↗
	障害者虐待防止法の認知度（※令和元年度から「障害者虐待の通報先の認知度」に変更）	16.9%	31.8%*	↗
	—	—	—	—

注：「*」のデータは、令和元年度実施のアンケート調査より。

3 評価・管理シートの見方

(1) 尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート

① 計画の基本理念のもとに設定した、3つの「重点課題」となります。

② 各基本施策における関係所属名を列記しています。

③ 計画の基本理念、重点課題のもとに設定した9つの「基本施策」となります。また、各基本施策における「施策の方向性」ごとに、PDCAサイクルの手法による評価をしています。

尼崎市障害者計画（第3期）											
重点課題	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり				基本施策	1	保健・医療				
関係部署名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、福祉医療課、北部・南部地域保健課、保健企画課、健康増進課、健康支援推進担当、疾病対策課										
施策の方向性	(1)		医療、リハビリテーション								
1 施策の進捗状況（Plan・Do）											
取組項目		活動概要									
①	公的医療費助成制度の実施		<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人やその家庭の医療費における経済的負担や精神的負担を軽減し、安心して暮らしていけるよう、公的医療費（自立支援医療、障害者（児）医療）の助成事業を実施している。障害のある人の高齢化等に伴い、医療費の助成件数は依然として多い傾向にある。 								
②	地域の医療体制等の充実		<ul style="list-style-type: none"> 市内の各医療機関との連絡調整等の事務処理を行うことにより、本市が実施する保健関係等事業の円滑な運営の確保を図っている。 								
③	リハビリテーションの充実		<ul style="list-style-type: none"> 障害の状況に応じた効果的な治療・訓練ができるよう、身体障害者福祉センターにおいて「機能訓練」などを開催しており、令和元年度は728回開催し、1,563人の利用となっている。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容を設定しており、平成30年度からは、音楽療養機器（カラオケ機材）を利用した「音楽元気体操」やプリント教材を基に作業療法士が指導している「脳トレ」のほか、上肢の運動を楽しく行う「たいこ相撲」など従来の個別的なリハビリに加えて、集団・グループでの企画を充実させて実施している。また、グループ言語の位置付けを講座からリハビリ部門に変え、疾患や状態による二部構成とすることで、より効果が得られるよう工夫している。なお、「リハビリ学級」（健康増進課委託分）は平成30年度末で廃止し、介護予防・日常生活支援総合事業等へ転換している。 東部阪神地域における障害児者のリハビリテーション拠点である「兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター」（アマコッタ内）が令和2年2月に新たに設置され、診療を開始している。脳性まひ等によりリハビリが必要な人を円滑に支援へつなげていけるよう、当該センターの市ホームページへの掲載や関係機関への周知を行うとともに、訪問看護ステーションの利用料の一部を助成する事業実施に向けて、県と協議を進めている。 								
活動指標名		方向	基準値	実績値							
				H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
1	自立支援医療（更生医療）費の助成件数	→	H25 4,725 件	5,011	5,258	5,820	5,996	6,200	6,106	**	
活動状況		障害者手帳所持者数の増加や高齢化等に伴って、更生医療費（人工透析等）に係る助成件数は依然として多く、令和元年度は6,106件となっている。									

⑤ 施策の方向性において設定した「活動指標」となります。各指標の目指す方向を矢印で示すとともに、実績値の推移や「活動状況」を記載しています。

④ 施策の方向性の「取組項目」となります。また、各取組項目（Plan）ごとに、その活動の進捗や状況（Do）を「活動概要」として記載しています。

⑥ 基本施策において設定した「施策目標」となります。

なお、施策目標については、各基本施策の「活動指標」の中から代表的なものを選んでおり、令和2年度における「目標値」を設定しています。

⑦ 施策目標の「達成率」となります。

なお、算出式は、次のとおりとなります。

$$(実績値 - 基準値)$$

$$\text{「達成率」} =$$

$$(目標値 - 基準値)$$

評価・管理シート（令和元年度）												
施策目標	方向	基準値		目標値 (R2)	実績値						達成率	
		H25	回		H27	H28	H29	H30	R1	R2		
退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	720	122	167	172	248	333	**	46.3%
	↑	H25	—	人	240	52	77	90	135	143	**	59.6%

2 施策の評価（Check）

状況	内部評価		状況	外部評価		
		内容			内容	
		<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費については、特に更生医療（人工透析等）の助成件数が増加している。引き続き、国の法制度に基づいて適正な給付事務に取り組んでいく。 障害者（児）医療費の助成については、県制度に基づいて実施しているが、対象者の範囲や所得制限等については、市単独事業として拡充（※）を図っており、障害のある人の健康維持等に寄与している（※身体障害者3級・知的障害中度・精神障害者2級の者を対象、18歳未満の入院負担金無料、本人のみ所得制限あり）。今後も当該事業を安定的に継続させる必要がある。 県立尼崎総合医療センターの開院時から、救急医療体制のあり方等について検討調整を行ってきた。引き続き、障害のある人の院内での対応等について、可能な限り配慮をいただけるよう協議を続けていく必要がある。 身体障害者福祉センターにおけるリハビリテーションの充実にあたっては、既存の「自立訓練」に加えて、リハビリ要 		<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人にとって、良質な医療やリハビリテーションを受けることは、安定した生活を維持するために必要不可欠である。それらの利用を促進する上で、医療費の負担軽減は大きな意味を持っており、市の独自事業による拡充は大きく評価できる。今後、利用者が増加しても制度が維持できるよう、整合性や公平性等の観点も考慮しながら検討していく必要がある。 県立尼崎総合医療センターの精神科については、他の診療科目と連携して急患が受け入れられるようになったことや、その対応等については評価できる。しかし、精神障害のある人の更なる受け入れや医療機関におけるソーシャルワーカー・院内ボランティアの増員、当事者団体等の定期的な協議の確保等、市として強い支援を求め、協議を続けていく必要がある。 リハビリテーションについては、身体障害者福祉センターにおける既存のプロ 		

概ね
順調

やや
遅れている

3 今後の取組方向（Act）

方向性	取組方向	
		内容
		<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成は障害のある人にとって必要不可欠な制度であるが、利用要件や申請方法など制度内容が複雑であるため、引き続き、対象者への分かりやすい説明に努めるとともに、広報誌やホームページを活用し、一層の制度周知を図っていく。また、今後も現行制度を継続的かつ安定的に実施していくよう努める。 県立尼崎総合医療センターとの協議等については、当事者団体からの要望事項等も勘案し、引き続き、本市の意見を踏まえていく。 リハビリテーションの充実に向けては、身体障害者福祉センターの実施事業の利用ニーズを把握し、その充実等に努め、利用者数の増加につなげていく。

継続

⑧ 「施策の方向性」ごとに評価（Check）した、
（ア）行政による「内部評価」と、
（イ）専門分科会等の委員による「外部評価」となります。

各評価の内容を踏まえて、それぞれの「状況」欄に評価を設定しています。

（評価の内容）

「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」の4段階評価。

⑨ 「施策の方向性」ごとの今後の取組方向（Act）となります。

取組方向の内容を踏まえて、「方向性」欄に取組の方向性を設定しています。

（方向性の内容）

「重点化」、「継続」、「見直し」の3つの方向性。

(2) 尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート

① 計画における各種サービスの項目と種類となります。

② 各サービスごとの進捗状況 (*Do*) となります。上段に「計画値（サービス見込量）」、下段に「実績値（※見込値を含む）」を記載しています。

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（令和元年度）						
進捗状況 (Do)		2		障害児通所支援等		
進捗状況 (Do)		2-2		障害児相談支援		
1 必要確保のための方策（主な内容）						
<p>●障害児相談支援 指定障害児相談支援の事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていくとともに、障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成については、引き続き、県に働きかけていく。</p> <p>また、障害児支援利用計画の作成促進に向けては、基幹相談支援センターが中心となり、指定障害児相談支援事業所への説明会や意見交換会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化等に取り組む。</p> <p>医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、平成30年度から「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を実施することから、基幹相談支援センターや児童発達支援センターの相談支援専門員等に研修の受講を働きかけ、人材確保に向けて取り組む。</p>						
2 進捗状況 ※進捗状況について、平成30年度までは実績値、令和元年度以降は現時点の見込値。						
区分		第4期			第5期	
		H27年度	H28年度	H29年度	R1年度	R2年度
障害児相談支援	計画値	25人/月	50人/月	74人/月	73人/月	99人/月
	実績値	36人/月 (144.00%)	47人/月 (94.00%)	60人/月 (81.08%)	101人/月 (138.36%)	122人/月 (123.23%)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	計画値	—	—	—	1人	1人
	実績値	—	—	—	4人	4人
		評価 (Check)			今後の取組方向 (Act)	
(内部評価)		(外部評価)			(次年度の方向性等)	
<p>障害児相談支援の令和元年度実績値については、第5期計画値と比較して大きく上回っており、前年度より大幅に増加している。引き続き、全支給決定者への早期の計画作成に向けて、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、事業所の設置促進など支援体制の充実に努める。</p> <p>医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、第5期計画値と比較して上回っている。兵庫県が主催する当該コーディネーター養成研修に、本市基幹相談支援センターに配置する相談支援専門員（直営・委託）を4名受講させることで、その確保を図っている。</p>		<p>障害児相談支援は、概ね計画値に沿った進捗になると予想できる。引き続き、指定特定相談支援事業所が適切な利用計画を作成できるよう、指定事業所の設置促進や相談支援専門員の育成等について、行政が支援していく必要がある。</p>			<p>障害児相談支援の促進に向けては、主に知的障害のある人を支援対象とし、市内で日中・施設系サービス事業所を多く運営する社会福祉法人を新たに委託相談支援事業所として設置し、作成数の増加に取り組むとともに、作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、委託相談支援事業所（計8事業所）と今後の進め方等について協議を重ねながら、一層の連携・協力を図っていく。また、引き続き、基幹相談支援センター等が中心となって、研修会や連絡会を継続的に開催するなどし、相談支援事業所の人材育成や確保、連携強化に取り組んでいく。さらに市内に指定障害児相談支援事業所が不足しているため、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、指定事業所の設置促進につなげていく。</p> <p>医療的ケア児の地域における支援・連携体制については、基幹相談支援センターに配置する「医療的ケア児支援コーディネーター」を中心とした相談支援機能を設置していくなど、引き続き、部会等において協議を進めていく。</p>	

③ 各種サービスごとに評価 (*Check*) した、(ア) 行政による「内部評価」と、(イ) 外部委員による「外部評価」となります。

④ 各種サービスごとの今後の取組方向 (*Act*) となります。

尼崎市障害者計画（第3期）

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	1	保健・医療	施策目標	方向	基準値		目標値 (R2)	実績値						達成率	
	H27			H28				H29	H30		R1	R2						
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、福祉医療課、北部・南部地域保健課、保健企画課、健康増進課、健康支援推進担当、疾病対策課					退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	720	122	167	172	248	333	**	46.3%
							↑	H25	—	人	240	52	77	90	135	143	**	59.6%

施策の方向性 (1) 医療、リハビリテーション

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 公的医療費助成制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人やその家庭の医療費における経済的負担や精神的負担を軽減し、安心して暮らしていけるよう、公的医療費（自立支援医療、障害者（児）医療）の助成事業を実施している。障害のある人の高齢化等に伴い、医療費の助成件数は依然として多い傾向にある。
② 地域の医療体制等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市内の各医療機関との連絡調整等の事務処理を行うことにより、本市が実施する保健関係等事業の円滑な運営の確保を図っている。
③ リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害の状況に応じた効果的な治療・訓練ができるよう、身体障害者福祉センターにおいて「機能訓練」などを開催しており、令和元年度は728回開催し、1,563人の利用となっている。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容等を設定しており、平成30年度からは、音楽療養機器（カラオケ機材）を利用した「音楽元気体操」やプリント教材を基に作業療法士が指導している「脳トレ」のほか、上肢の運動を楽しく行う「たいご相撲」など従来の個別的なリハビリに加えて、集団・グループでの企画を充実させて実施している。また、グループ言語の位置付けを講座からリハビリ部門に変え、疾患や状態による二部構成とすることで、より効果が得られるよう工夫している。なお、「リハビリ学級」（健康増進課委託分）は平成30年度末で廃止し、介護予防・日常生活支援総合事業等へ転換している。 東部阪神地域における障害児者のリハビリテーション拠点である「兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター」（アマゴツタ内）が令和2年2月に新たに設置され、診療を開始している。脳性まひ等によりリハビリが必要な人を円滑に支援へつなげていけるよう、当該センターの市ホームページへの掲載や関係機関への周知を行うとともに、訪問看護ステーションの利用料の一部を助成する事業実施に向けて、県と協議を進めている。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費については、特に更生医療（人工透析等）の助成件数が増加している。引き続き、国の法制度に基づいて適正な給付事務に取り組んでいく。 障害者（児）医療費の助成については、県制度に基づいて実施しているが、対象者の範囲や所得制限等については、市単独事業として拡充（※）を図ってきており、障害のある人の健康維持等に寄与している。（※身体障害者3級・知的障害中度・精神障害者2級の者を対象、18歳未満の入院負担金無料、本人のみ所得制限あり）。今後も当該事業を安定的に継続させる必要がある。 兵庫県立総合医療センターの開院時から、救急医療体制のあり方等について検討調整を行ってきた。引き続き、障害のある人の院内での対応等について、可能な限り配慮をいただけるよう協議を続けていく必要がある。 身体障害者福祉センターにおけるリハビリテーションの充実にあたっては、既存の「自立訓練」に加えて、リハビリ要素が高いレクリエーション事業を企画・実施するなどして、引き続き、利用者数の増加やニーズに応じた取組を進めていく必要がある。 「兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター」については開設したばかりであるため、訪問リハビリ利用料に係る助成事業とあわせて、一層の周知に取り組む必要がある。 	やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人にとって、良質な医療やリハビリテーションを受けることは、安定した生活を維持するために必要不可欠である。それらの利用を促進する上で、医療費の負担軽減は大きな意味を持っており、市の独自事業による拡充は大きく評価できる。今後、利用者が増加しても制度が維持できるよう、整合性や公平性等の観点も考慮しながら検討していく必要がある。 県立総合医療センターの精神科については、他の診療科目と連携して急患が受け入れられるようになったことや、その対応等については評価できる。しかし、精神障害のある人の更なる受け入れや医療機関におけるソーシャルワーカー・院内ボランティアの増員、当事者団体等の定期的な協議の確保等、市として強い支援を求め、協議を続けていく必要がある。 リハビリテーションについては、身体障害者福祉センターにおける既存のプログラムの充実等に加えて、一般の医療機関で支援を受ける事が難しい障害のある人に対して、当該センターで気軽に相談ができ、他の医療機関を紹介するなど支援体制の充実について検討する必要がある。また、リハビリテーションは、精神障害のある人の治療に有効であるにもかかわらず、支援者の知識不足や医療機関からの周知不足等から社会資源として活用されていないため、情報発信等について検討していく必要がある。 	継続

活動指標名	方向	基準値	実績値							
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
1 自立支援医療（更生医療）費の助成件数	→	H25 4,725 件	5,011	5,258	5,820	5,996	6,200	6,106	**	
活動状況	障害者手帳所持者数の増加や高齢化等に伴って、更生医療費（人工透析等）に係る助成件数は依然として多く、令和元年度は6,106件となっている。									
2 障害者（児）医療費の助成件数	→	H25 422,128 件	429,456	429,122	428,871	432,045	432,024	370,095	**	
活動状況	障害者手帳所持者数の増加や高齢化等に伴って、医療費の助成ニーズは依然として高く、令和元年度は370,095件となっている。（※件数の算出方法が一部変更されたことにより、数値上は減少しているが、助成額は平年と同程度となっている）。									
3 身体障害者福祉センターの利用者数	↑	H25 2,558 人	2,847	2,525	2,196	1,844	2,971	1,563	**	
活動状況	センターでの各種リハビリ事業の延べ利用者数は、「リハビリ学級」を平成30年度末で廃止（介護予防・日常生活支援総合事業等へ転換）したことに伴い、令和元年度は1,563人に減少している。									

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	1	保健・医療	施策目標		基準値		目標値 (R2)	実績値					達成率
	方向			状況		内容	状況	内容	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、福祉医療課、北部・南部地域保健課、保健企画課、健康増進課、健康支援推進担当、疾病対策課	退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	720	122	167	172	248	333	**	46.3%		
															↑	H25

施策の方向性	(2)	精神保健に対する施策
--------	-----	------------

1 施策の進捗状況（Plan・Do） 2 施策の評価（Check） 3 今後の取組方向（Act）

取組項目	活動概要	内部評価		外部評価		取組方向	
		状況	内容	状況	内容	方向性	内容
① 医療・相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）を利用する人が増加する中、そういった治療を必要とする人が、安心して在宅で生活を送れるよう、医師による精神保健相談の実施や、精神保健福祉相談員・保健師による相談・訪問を実施している。 精神障害による長期入院患者への退院支援については、地域移行・地域定着支援の強化を図るほか、西宮市・芦屋市と合同で、「阪神南圏域精神障害地域移行・地域定着支援事業協議会」等を開催し、新規入院患者への早期退院支援や長期入院患者への退院促進（地域移行）に関する協議を行っている。また、措置入院等の精神障害のある人が必要な医療や支援を途切らせることなく地域で暮らせるよう、精神障害者継続支援チームへの退院後支援を実施している。 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」の設置に向けて、既存の「精神障害者地域移行・地域定着推進会議」で課題の整理を行い、市内の関係機関、当事者団体と意見交換を行っている。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談事業や自宅等への訪問により、当事者や家族の精神的な不安や負担の解消が図れているため、継続的な取組が必要である。 長期入院患者への退院支援については、近隣の精神科病院に訪問調査を行い、障害福祉サービス（地域移行・地域定着支援）の利用に結び付けられてきている。今後は、利用者の拡大を図るべく、訪問調査の対象病院を広げていく必要がある。また、措置入院者の退院支援については、厚生労働省発出の通知等に基づき実施しているが、退院を予定している措置入院者を含め、精神障害のある人が地域で暮らしていけるような連携体制の構築のあり方を検討する必要がある。 	やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行・地域定着支援の相談は増加しており、その実効性を担保するために関係機関による連携体制の構築や役割の明確化が必要である。また、地域で暮らすための制度・場所等が整っていない現状を鑑みると、量的な増加のみならず、患者や家族のニーズに沿った対策の検討など、質的な充実も欠かせない。なお、支所の統廃合後も、相談体制の質を担保しつつ、アウトリーチや相談員・保健師による訪問相談の拡充に取り組む必要がある。 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」においては、退院促進者への支援についてのみならず、精神障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、当事者団体も参画する中で、幅広い視点での協議や検討を進めていく必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 今後も精神通院など治療を必要とする人の増加が見込まれるため、引き続き、相談・訪問事業に取り組み、その支援にあたっていく。 入院患者への退院支援については、「兵庫県第5期障害福祉推進計画」においても、長期入院患者数の減少を目標に掲げていることから、今後、兵庫県外の精神科病院に対しても、新規入院者の早期退院支援や長期入院者の退院促進等について働きかけるなど、幅広く入院患者の調査・支援を行っていく。 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」の設置・開催に向けては、自立支援協議会と連携を密に図るとともに、当事者団体の意向等も十分に考慮しながら、地域の実態把握や課題の抽出、支援機関の連携等について協議を進めていく。 自殺対策については、引き続き、思春期相談を実施し、若年層に対する早期支援や治療につなげていくとともに、教員や生徒・児童、保護者に対して、SOSの出し方に関する教育がスムーズに行えるよう、関係機関で連携を図り、実施体制について検討していく。また、救急医療機関等と連携し、自殺未遂者に対して相談資料を配布するなど、再度の自殺企図を防ぐための支援を推進し、自殺者の減少を図る。 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正の有無など、国の動向を踏まえながら、措置入院者への支援体制や精神科救急における課題等も含めて、精神障害のある人が地域で安心して暮らしていけるための「地域包括ケアシステム」のあり方について検討していく。
② 理解・知識の普及等	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害に関する正しい知識と認識を深められるよう、精神疾患や自殺対策についての講演会・研修会を実施するほか、家族教室を毎月開催して、家族の身体的・精神的負担の軽減を図っている。また、自殺対策事業の一環として、福祉や保健窓口の市職員、介護・障害等の事業所職員、医師、民生児童委員、教員等に対して、ゲートキーパー研修を行ったほか、新たに市民を対象としたゲートキーパー講座を行うなど個々の立場に応じた各種の研修を実施している。さらに、教員対象の研修や、障害当事者や家族の話を含めた高校生対象の衛生教育を行っている。 						
③ 精神科救急医療への対応	<ul style="list-style-type: none"> 市内で発生した精神科救急を必要とするケースについては、警察や救急、行政職員等が連携を図りながら、兵庫県の精神科救急やスーパー救急等を活用して対応している。また、身体合併症を持つ精神疾患患者については、県立尼崎総合医療センターにおいて対応を行っている。なお、令和元年度は、精神保健福祉相談員や保健師による救急対応が117件（相談のみを含む）あった。 						

活動指標名	方向	基準値		実績値							
		状況	内容	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	80	122	167	172	248	333	**
	↑	H25	—	人	36	52	77	90	135	143	**
活動状況	入院時に関わったケースや精神科病院等から対応依頼のあったケースを対象に退院支援として、カンファレンスへの参加やサービス調整等の支援を行っている。また、長期入院患者に対しては、退院意欲を喚起する取組や面談を行っている。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	1	保健・医療	施策目標	方向	基準値		目標値 (R2)	実績値					達成率		
	H27			H28				H29	H30		R1	R2						
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、福祉医療課、北部・南部地域保健課、保健企画課、健康増進課、健康支援推進担当、疾病対策課					退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	720	122	167	172	248	333	**	46.3%
	↑	H25	—	人	240		52	77	90	135	143	**	59.6%					

施策の方向性 (3) 難病等に対する施策

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 医療・相談支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特定医療費（指定難病）受給者証の所持者が増加傾向にある中、難病患者の抱える不安等に対し、相談支援を実施し、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上に取り組んでいる。 指定難病受給者証所持者に対して、講演会や当事者電話相談に関する通知を行ったほか、小児慢性特定疾病児童に対しては、ニュースレターの発行を行っている。
② 理解・知識の普及等	<ul style="list-style-type: none"> 難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会、交流会を開催し、身体的・精神的負担の軽減を図っており、令和元年度は、昨年度に引き続き「身近な防災」をテーマに、当事者や学生、行政が参画した防災関連フォーラムを開催している。

活動指標名	方向	基準値	実績値							
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
1 難病相談会・交流会活動の参加者数	↑	H25 258 人	310	354	376	330	373	347	**	
活動状況	疾病の理解を求める講演会だけでなく、防災や福祉など様々なテーマを取り入れるなど内容を工夫し、参加者の増加を図っている。今後も、相談会や交流会を通じて難病患者やその家族の不安の軽減を目指していく。									

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 難病患者やその家族の身体的・精神的負担軽減は必要であり、今後も関係団体と行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組まなければならない重要な課題である。 相談支援体制に関する情報提供については、引き続き、周知の強化を図る必要がある。 「身近な防災」をテーマにした防災関連フォーラムについては、参加者からも好評を得ている。引き続き、多くの方に参加いただけるよう、広報等にも取り組んでいく必要がある。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 相談会や交流会の開催等、相談支援の充実や啓発の取組は評価できるが、今後はこれらの結果や成果の評価を行うことで課題を抽出し、関係機関において解消に向けた協議を行うとともに、より効果的な周知方法を検討していく必要がある。 現在、難病患者が実施する電話相談について、周知が十分に図られているか等の検証や事業の充実が必要である。また、保健福祉センターにおいても、専門職や難病当事者による支援が受けられるよう体制の充実を図っていく必要がある。 難病相談・交流会等において、企画立案や会場設営等、行政やボランティア等の参画を図る必要がある。 	

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向	
	内容	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、難病当事者や関係機関による相談体制の充実や周知の強化を図るとともに、難病講演会においても、引き続き、患者や家族、その支援者に対して、各テーマに関する意識づけが図られるよう取り組んでいく。 	

施策の方向性 (4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 早期発見・早期支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診など各種子どもの発達相談事業を実施し、子どもの発達課題を早期発見し支援につなげ、子どもの健やかな成長発達を促している。また、発達障害等の支援について、関係者による連絡会を開催し、早期からの親の気づきにつなげるためのリーフレットを作成している。 令和元年10月開設の子どもの育ち支援センター「いくしあ」において、令和元年度は延べ約470人の発達に特性のある子どもに対し、医師や保健師、心理士等の専門職が発達相談として心理検査、診察を実施し、必要な支援につなぐための取組を行っている。また、施設支援事業として保育施設や学校の職員が子どもの対応で困難を抱えている場合に、令和元年度は延べ50施設へ「いくしあ」の専門職が訪問し、子どもへの関わり方への助言等を行い、子どもが「いくしあ」につながるきっかけとなる取組を実施している。なお、他の支援機関との連携に向けては、委託相談新事業所との連絡会を開催し、近況や課題の共有、今後の連携策等について意見交換を行っている。
② 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ヘルスアップ尼崎戦略事業として、特定健康診査や生活習慣病予防健診を実施するとともに、その結果に基づく保健指導を行うことで、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組んでいる。

活動指標名	方向	基準値	実績値							
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
1 乳幼児健康診査の受診率	↑	H25 94.0 %	94.0	94.3	94.5	95.6	95.7	96.6	**	
活動状況	乳幼児健康診査の受診率の向上に向けて受診勧奨を継続するとともに、未受診の乳幼児については状況確認を行い、状況に応じた指導や支援を行っている。									

活動指標名	方向	基準値	実績値							
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
2 特定健康診査の受診率	↑	H25 37.1 %	39.5	40.1	38.5	38.6	32.9	31.4	**	
活動状況	様々な受診率向上対策を実施した結果により、特定健康診査の受診率は概ね40%で維持できているが、さらに受診率を向上させるため、健診受診歴のほか受診会場や受診時期に着目したより一層細かい受診率向上対策に取り組んでいる。									

活動指標名	方向	基準値	実績値							
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
3 特定保健指導の実施率	↑	H25 46.2 %	46.8	47.7	50.2	44.0	40.4	40.3	**	
活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施（完了）率は維持されている。									

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診等を通じ、子どもの発達課題の早期発見、早期支援につなげているが、親の受容や関わり方の経験不足もあり、継続的な支援が必要である。 子どもの発達課題について、必要時に療育の専門機関等へ繋げていけるよう、支援機関を対象とした研修・連絡会を実施し共通認識を図るなど、継続的な取組が必要である。 「いくしあ」での発達相談等の取組によって、これまで専門機関での支援につながらなかった子どもなどが、診察や心理検査を通して支援につながるようになってきている。その一方で、「いくしあ」から児童発達支援センターなど療育支援機関への利用者の引き継ぎにおいては、一定のスキームが確立できていないため、情報伝達共有が速やかに図れるよう整理していく必要がある。 受診率向上対策では、健診受診行動を分析した上で、継続受診者層（S層）・受けたりやめたり層（E層）・新規特定健診対象者層（P1層）・未受診者層（P2層）の4つのセグメントに分けて特性に応じた受診勧奨を実施したことにより、より効果的・効率的な対策を行うことが可能になったが、健康寿命のさらなる延伸に向けて、まずは潜在的な重症者を掘り起こすためにも、健診受診率と特定保健指導の実施率のさらなる向上が重要である。また、医療費適正化の推進も含め、「尼崎市健康増進計画」で定めた各種指標の達成に取り組む必要がある。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症スペクトラムを含め発達にサポートが必要な児童に対しては、早期発見、早期療育を実施することが必要であるが、情報不足により支援に至らないケースが多く、また、親の理解やサポートの仕方に関する知識不足により、虐待に繋がるケースや児童の権利を奪う事例も存在する。こういったケースを未然に防ぐためにも、新たに開設される「尼崎市子どもの育ち支援センター」と保健や障害福祉等の関係機関が十分連携を図り、4・5歳児への発達相談の実施や保護者・支援者に対する障害についての正しい知識の普及等に取り組んでいく必要がある。 特定健康診査の受診率等については、他市との比較など分析を行い、その結果を反映させる仕組みを構築することで、全体としての質的向上を図ることも検討していく必要がある。 健康寿命を延ばすには、運動・食事・ストレス対策が大事な柱であり、良い生活習慣を身につけることが大切である。行政も積極的に生活習慣病の改善に向けて保健指導を行っているが、行政による指導だけでなく、対象者の体験談等を聴く機会を設けることも効果的と考えるため、検討していく必要がある。 	

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向	
	内容	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診等を通じ、子どもの発達課題の早期発見、早期支援につなげているが、関係機関とも連携し、引き続き、親子への継続的な支援を実施していく。 就学前後にかかる発達障害等の早期発見・早期支援については、引き続き、各種相談事業や関係機関による連絡会等を開催するとともに、専門機関との協力・連携に努めていく。また、尼崎市医師会や市内関係局（こども青少年局、教育委員会）とともに、今後の対応に向けて検討を進めていく。 「いくしあ」においては、引き続き、発達相談や施設支援事業を軸に取組を進めていく。また、定期的にいくしあと障害児の支援機関等との意見交換の場を持ちながら、事例を参考に運用の改善を図るとともに、連携・情報共有に取り組んでいく。 今後も各種分析結果に基づき、様々な受診率向上対策、生活習慣病の発症、重症化予防対策、認知症の発症予防や進行遅延など、市民が自ら生活習慣の改善や、社会資源を選択できる環境を整備していくための事業を実施していく。また、引き続き、尼崎市健康増進計画（尼崎市国民健康保険特定健康診査等第3期実施計画・保健事業実施計画（データヘルス計画）第2期）で定めた各種指標の達成を目指すことで、市民の健康寿命の延伸、医療費適正化を推進していく。 	

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	2	福祉サービス、相談支援	施策目標		基準値		目標値 (R2)		実績値				達成率		
	方向							H27	H28	H29	H30	R1	R2					
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、疾病対策課					基幹型の総合相談窓口機能の設置	↑	H25	—	か所	2	0	0	2	2	2	**	100.0%

施策の方向性 (1) 障害福祉サービス等

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の在宅生活を支援していくため、訪問系サービスの居宅介護・重度訪問介護・同行援護の提供に加え、平成29年10月からの移動支援事業の見直しに合わせて、行動援護の提供も始めている。利用人数（月平均）については、平成26年度の1,514人から令和元年度は1,694人と順調に増加している（参考：障害福祉サービス全体の支給決定者数 4,399人）。
② 日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の地域での生活を支援していくため、日中活動系サービスを提供している。生活介護や就労移行支援、就労継続支援（A・B型）など各サービスの支給実績は概ね増加傾向にあり、平成30年度からは新たなサービスとして、就労定着支援を実施している。
③ 福祉用具の利用支援等	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るため、福祉用具（補装具・日常生活用具）の給付等を行っており、高い給付実績を維持している。特に、日常生活用具における排泄管理支援用具（ストマ等）の給付件数が多くなっている。なお、情報・意思疎通支援用具については、緊急時の情報保障を目的として、平成29年度から視覚障害のある人を対象とする「地上デジタル対応ラジコ」を給付品目に追加しており、令和元年度末時点で60件の申請を受けている。
④ その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 家族の病気・急用等により一時的な預かりが必要となった場合に、日中活動の場や介護を行う日中一時支援事業を実施している。市内の事業所数が少なく利用実績も低い状況であるため、平成29年6月から事業所の指定基準の緩和や送迎に係る加算を創設するなど、利用の拡大に向けて取り組んでおり、その実績は増加傾向にある。その他、重度障害のある人への訪問入浴サービスなど各種福祉サービスを実施するとともに、障害者年金や各種手当の給付等について、市のホームページや「福祉の手引き」を活用し、情報の提供に取り組んでいる。
⑤ サービスの質の向上等	<ul style="list-style-type: none"> 適切かつ良質な障害福祉サービス等を提供するため、平成26年度に「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）」を策定し、利用者意見交換会や事業所説明会を実施して周知を図るとともに、給付事務を担う職員を増員して、平成27年度からガイドラインの運用を開始している。運用にあたっては、平成30年1月から「基幹相談支援センター（南北保健福祉センター）」が中心となり、「移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」とあわせて当該ガイドラインの周知と確実な運用に取り組んできており、基準に即した支給決定やシステムを使った請求審査を行うとともに、基準を超える支給量を決定する際は、医療や福祉の学識経験者等で構成する審査会を開催して意見を伺うなどし、利用者の心身の状況等に応じた適正なサービス提供に向けて取り組んでいる。 サービス給付については、特に障害児通所支援の利用が大幅な増加傾向にあるため、その適正給付に向けて、基準最大支給量を従前の「各月27日」から国が示す基準の「各月23日」に合わせるなど、ガイドラインの更新を行った。また、依然として利用ニーズが高い障害児通所支援の質の向上を図るため、令和元年1月から指定事業所への実地指導を開始した。 移動支援事業については、制度本来の適正なサービス提供による給付の適正化や継続的かつ安定的な事業運営ができるよう、平成29年10月から「尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」や新たな報酬区分（単価）の運用を開始している。また、ガイドラインの内容や運用状況等を検証していくため、令和元年度は自立支援協議会（ガイドライン検討部会）を4回開催し、報酬区分（単価）の運用等について協議し、その結果を受け、一部見直し取り組んでいる。 新型コロナウイルス感染症が流行する中、感染拡大の防止やサービス提供の維持・継続に向けて、指定事業所にマスクや消毒液を提供するほか、医療的ケア児の家庭に手指消毒用エタノールを送付している。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		状況	外部評価	
	内容			内容	
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 訪問系・日中活動系サービスについては、市域におけるサービス提供基盤の整備も進んでおり、支給実績も概ね増加傾向にあることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されているが、65歳以上の高齢障害者のサービス利用や同行援護の支給決定については、その運用基準等について一定の整理が必要となっている。また、移動支援事業の見直しに合わせて、行動援護の支給決定も行ってきているが、依然として利用実績が少ないことが課題となっているため、引き続き、適切なサービス提供に向けて取り組んでいく必要がある。 福祉用具の給付については、依然として高い給付実績が続いており、ニーズの高い事業といえる。今後も高まるニーズに即した給付品目となるよう、定期的な検証に取り組む必要がある。 日中一時支援事業については、依然として放課後や日中活動系サービス利用後の時間帯の見守り支援を求め声も多いため、引き続き、指定基準の対象となる市内事業所への周知や協議等を行っていく必要がある。 障害福祉サービスの給付については、ガイドラインの趣旨や内容が十分に理解されていない事例もあることから、引き続き、利用者や事業者に対して周知を図り、適正なサービス提供に繋げていく必要がある。また、サービス支給件数の増加や度重なる制度変更等に伴い、誤った請求の件数も増加しているため、その対応が課題となっている。 障害児通所支援の事業所指定の権限がこれまで県であったことから、本市の指定事業所においても実地指導の経験等が少なく、特に事務処理上での指摘事項が多いことが分かったため、指導機会等を確保していかなければならない。 移動支援事業については、ガイドラインを安定的に運用してきているが、利用者や事業者に対して一層の周知を図るとともに、当該事業の運用の見直しにより、利用者へのサービス低下等が発生しないよう十分配慮していく。また、令和2年度報酬区分（単価）の運用を一部見直すこととしているため、対象者である65歳以上と18歳未満の重度利用者について、変更等が円滑に行われるよう丁寧な対応が求められる。 感染症が収束するまでの間、サービス利用者等に必要な支援が継続されるよう、指定事業者の支援体制等の維持・確保が求められる。 		遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等は、全国的に統一的な運用ができていない。特に、介護保険の対象となった65歳以上の高齢障害者や同行援護の利用者については、尼崎市において国や県の見解と異なる事例があるため、運用方法の再検討と確認を行う必要がある。 日中活動系サービスは、自立訓練と生活介護がほぼ同水準で、就労系サービスの支給実績が大きく増加している。今後は、支援の方法やニーズの高さ、サービスの質等を調査・分析し、適切なサービス提供の確保が行われているかを検証する必要がある。 日中一時支援事業は、学校卒業後の受け入れ先を含む一時的な見守り場所の確保や障害のある人の家族支援、虐待防止等の観点から需要が大きいと考えられるが、事業者の参入が十分ではない。今後は、自立支援協議会等での協議を通じて、新たな加算の創設等による利用拡大について検討する必要がある。 障害のある人の家族の中には、長年の見守りによって疲弊している人や社会とのつながりが少ない環境で生活している人もいるため、家族支援の充実を図っていく必要がある。 事業者の一部は、サービス提供にあたり、障害への理解が不足している。今後は、適切なサービス提供が行われるよう、事業者に対し、研修等を実施する必要がある。 ガイドラインは、利用者や事業者に対する説明会等を実施してきたが、理解が進んでいない。今後は、支給決定にあたり、担当職員に対しても作成経緯や内容を十分に理解させていくとともに、利用者の事情等を十分に傾聴し、丁寧な制度説明に努める必要がある。 	

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向
継続	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスや移動支援事業などサービスの給付については、引き続き、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、高齢障害者のサービス利用や同行援護の支給決定に係る運用基準等については、各中核市や近隣市の状況を調査・分析するなどし、検討を進めていく。 福祉用具については、引き続き、新たな給付品目である「地上デジタル対応ラジコ」が対象者に給付されるよう、視覚障害のある人の当事者団体を通じて周知を図っていくとともに、今後も利用ニーズに合った給付品目となるよう、近隣市と情報を共有するなど検証を行っていく。 日中一時支援事業の利用拡大に向けては、制度拡充後に新たに指定を受けた事業所の事例や状況を紹介するなど、引き続き、指定基準の緩和により対象となる日中活動系サービス事業所への周知や協議等を行い、参入を促していく。 利用者への適正なサービス提供の確保については、引き続き、事業所説明会や事業所への実地指導を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組むとともに、請求審査システムを活用して重複チェック等を行うなどし、増大する請求事務への対応に努めていく。 障害児通所支援事業所の適正給付にあたっては、指定基準や支給決定基準の理解が進むよう、指定事業所に対する事前説明会等を開催するなど、効率的かつ効果的な実施手法を確立しながら、サービスの質の向上を図っていく。 移動支援事業については、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、報酬区分（単価）の運用の見直しを円滑に進めるとともに、他の外出支援サービス（同行援護、行動援護など）の基準や運用との整理等を進め、適切なサービスの提供に向けて取り組んでいく。 感染症が収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保に向けては、指定事業者等と連携を密に図り、国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の着実な実施に取り組んでいく。

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	2	福祉サービス、相談支援	施策目標		基準値		目標値 (R2)		実績値				達成率		
	方向							H27	H28	H29	H30	R1	R2					
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、疾病対策課					基幹型の総合相談窓口機能の設置	↑	H25	—	か所	2	0	0	2	2	2	**	100.0%

施策の方向性 (2) 相談支援体制

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 地域での相談支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援等の充実に向けては、平成29年度から「基幹相談支援センター等機能強化事業」を実施し、一部の業務を委託することで、相談支援体制の強化を図ることに加え、夜間・休日の緊急相談に係る電話受付業務を民間会社に委託することで、平成30年1月に開設した保健福祉センターを地域の相談支援体制の中核を担う「基幹相談支援センター」として位置付けている。 委託相談支援事業所（7事業所）の延べ相談回数は、支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及に加え、子どもの育ち支援センター（いくしあ）など関係機関からの支援の引継ぎ等に併い、令和元年度は22,902回と依然として増加傾向にある。これら相談への適切な対応・支援に向けて、毎月開催する「あまがさき相談支援連絡会」で事業所間の連携強化を図るほか、「基幹相談支援センター」に配置した相談支援専門員が企画・立案し、情報共有や事例検討、テーマ別研修を行うとともに、いくしあとの連絡会も開催して、近況や課題の共有、今後の連携策等について意見交換を行っている。 障害当事者をはじめ地域の様々な関係者で構成する自立支援協議会を設置し、「くらし」「しごと」「こども」「ガイドライン」をテーマにした4つの部会等を定期的に開催することで、障害のある人に関する社会資源の情報や支援体制に係る課題の共有、連携の強化等を行っている。なお、本市の相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業所が本協議会の事務局となり、これら部会等での協議を通じて、関係機関とのネットワークの強化に努めている。 平成29年度から「相談支援」「就労支援」「地域生活支援」の中核を担う支援機関の設置や機能強化を図ってきており、それぞれの支援機関が中心となって指定事業所等の連絡会やネットワーク会議を定期的に開催することで、情報共有や連携強化を図っている。 自立支援協議会や事業所のネットワーク会議は、その開催頻度が高いため、参加が重複する支援機関や事務局の負担が軽減されるよう協議を進め、一部の会議体において開催回数を整理している。
② 専門相談機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する相談支援については、必要に応じて、県の専門相談機関とも連携を図りながら対応している。なお、発達障害者支援センター（芦屋ランチ）と本市の委託相談支援事業所における発達障害のある人の等の相談者数は、令和元年度で269人と増加傾向にある。
③ ケアマネジメントの提供	<ul style="list-style-type: none"> 全ての支給決定者・児に対して「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成していくため、「障害福祉サービス等ガイドライン」と「移動支援事業ガイドライン」の適切な運用に取り組んでいる。また、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員や委託相談支援事業所が中心となって、相談支援事業所の担当者や障害種別ごとの「グループ勉強会」、新設の事業所や経験の浅い相談支援専門員を対象とした「書き方教室」を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組んでいる。その結果、利用計画の作成達成率は、平成28年度末の22.3%から令和元年度末時点では70.8%（全支給決定者・児 6,099人に対して 4,318人を作成）と大幅に増加している。 利用計画の更なる作成促進に向けては、各相談支援事業所の作成数や担当ケースの傾向、相談支援専門員の配置状況等の把握に加えて、計画未作成者の障害種別やサービスの利用状況等を基とした現状分析を行い、今後の対応策について検討を進めている。
④ 相談員活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する更生援護に対して、熱意と見識を持つ人を相談員に委嘱し、ピアカウンセリングや公的機関と結び役割等を担っていただくことで、市内居住の障害のある人への相談支援や指導等に取り組んでいる。なお、令和元年度における相談件数は、延べ938件となっている。

2 施策の評価 (Check)

内部評価		外部評価	
状況	内容	状況	内容
	<ul style="list-style-type: none"> 相談回数の増加に伴い、その内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所については、障害福祉サービス以外の制度等も含めた知識の向上が必要となっている。平成29年度からは「基幹相談支援センター」の相談支援専門員も参画して研修等を実施するなど、事業所への支援に努めているが、各事業所においては業務繁忙や退職等もあり、相談員の人材確保やスキルアップが課題となっている。また、いくしあから児童発達支援センターなど療育支援機関への支援者の引き継ぎにおいて、一定のスキームが確立できていないため、情報伝達や情報共有が速やかに実施できるよう整理していく必要がある。 基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、就労や地域生活の支援センターなど本市の地域生活支援拠点の中核を担う支援機関が中心となって、自立支援協議会や指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催・運営しており、情報共有や連携強化が図れているため、継続した取組が必要である。 障害者支援に係る本市の会議体は、令和元年度に「医療的ケア児支援のための協議の場」、令和2年度にも新たに「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」が増えるなど非常に多く、その開催頻度も高くなっているため、引き続き、参加が重複する支援機関や事務局の負担軽減が課題となっている。 引き続き、県の専門相談機関等と連携していくとともに、特にこれまで多くの発達相談を行ってきた芦屋ランチについては、平成27年度から市町村を支援する本来の二次的機関へと機能転換が図られたため、より一層の連携を図っていく必要がある。 利用計画の作成数は着実に増加しているものの、サービス利用者数も依然として増加傾向にあることから、全体の作成達成率は大きく伸びていない。また、利用計画の現状分析の結果をみると、特に知的障害のサービス利用者数が多いにもかかわらず、対応できる相談支援事業所や相談支援専門員が不足しているため、作成体制の強化が必要となっている。 相談員の支援活動は、障害のある人と市など公的機関をつなぐパイプ役としても必要不可欠であるため、相談員と行政の連携を一層深めていく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 委託相談支援事業所は、増加する相談件数の対応に加え、計画相談支援事業所の連絡会を定期的に開催し、基幹相談支援センターの相談支援専門員がより効果的な研修等を企画・実施するなどして、相談員の知識や支援力の向上に取り組む。また、定期的にくしあと障害のある児童の支援機関等との意見交換の場を持ちながら、事例を参考に運用の改善を図るとともに、情報共有や連携スキームを確立するなど、発達に課題を抱える児童の切れ目のない支援に取り組んでいく。 相談内容の複雑化や専門化に対応するため、委託相談支援事業所には後方支援や二次的機関としてスーパーバイスを行う機能が不可欠である。また、中途障害児やその保護者等への支援として、医療や福祉部門の連携によるきめ細やかな相談体制を整備することが求められている。今後は、基幹相談支援センターを活用し、相談事業の質の向上を図る必要がある。 サービス等利用計画の作成率は低い状況が続いている。今後は、委託相談支援事業所の増設や増員を始め、相談支援事業所のネットワーク強化、相談支援専門員の増員、研修会の開催等の施策を検討して早急に体制を整備し、行政と相談支援事業所が相互理解と連携を深め、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、計画を作成する必要がある。 相談員活動は、日常生活上の悩みの傾聴から専門的な知識を要する対応まで多岐に亘っているが、各相談員のスキルにばらつきがあり、支援に必要な情報も不足している。今後は、安定的に事業を実施するため、定期的に研修会を開催し、行政から相談員に対して積極的な情報発信を行うとともに、現行の体制や実施手法について点検・評価していく必要がある。

やや遅れている

遅れている

継続

3 今後の取組方向 (Act)

取組方向	
方向性	内容
	<ul style="list-style-type: none"> 今後も高まる相談支援ニーズに対応するため、引き続き、委託相談支援事業所の連絡会を定期的に開催し、基幹相談支援センターの相談支援専門員がより効果的な研修等を企画・実施するなどして、相談員の知識や支援力の向上に取り組む。また、定期的にくしあと障害のある児童の支援機関等との意見交換の場を持ちながら、事例を参考に運用の改善を図るとともに、情報共有や連携スキームを確立するなど、発達に課題を抱える児童の切れ目のない支援に取り組んでいく。 本市の障害者施策の推進に向けては、引き続き、本市の「地域生活支援拠点」の中核を担う支援機関が中心となり、自立支援協議会や指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催・運営していくことで、障害当事者や地域の関係機関による協議の場を継続していく。また、一部の会議体で開催回数が減少したが、引き続き、負担軽減についても検討を進め、より効果的かつ効率的な運営体制となるよう協議していく。 利用計画の作成促進に向けては、主に知的障害のある人を支援対象とし、市内で日中・施設系サービス事業所を多く運営する社会福祉法人を新たに委託相談支援事業所として設置し、作成数の増加に取り組むとともに、作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、委託相談支援事業所（計8事業所）と今後の進め方等について協議を重ねながら、一層の連携・協力を図っていく。また、引き続き、基幹相談支援センター等が中心となって、研修会や連絡会を継続的に開催するなどし、相談支援事業所の人材育成や確保、連携強化に取り組んでいく。 相談員の資質向上や行政との連携を深めていくため、新たな制度の周知や情報提供に取り組むとともに、定期的な研修会等の実施に努める。

活動指標名	方向	基準値	実績値							
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
1 委託相談支援事業所における延べ相談回数	↑	H25 14,302	回	17,581	17,826	19,020	20,313	20,780	22,902	**
活動状況	障害福祉に係る諸制度の周知・普及によって、潜在していた相談支援ニーズが顕在化していることや支援を必要とする人が増加したことに併い、相談件数は増加している。									
2 基幹型の総合相談窓口機能の設置	↑	H25 —	か所	0	0	0	2	2	2	**
活動状況	地域の相談支援体制の充実と重層化に向けて、平成30年1月から市域の南北に「基幹相談支援センター（保健福祉センター）」を設置している。									

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	3	療育・教育	施策目標	方向	基準値		目標値	実績値					達成率		
								回数	H27	H28	H29	H30	R1	R2				
関係部局名		障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、北部・南部地域保健課、健康増進課、発達相談支援課、保育指導課、児童課、幼稚園・高校企画推進担当（課）、学校教育課、特別支援教育担当、こども教育支援課、学び支援課				「あまっこファイル」説明会の開催回数	↑	H25	—	回	6	14	13	7	14	10	**	166.7%
							↑	H25	—	人	60	68	47	21	28	11	**	18.3%

施策の方向性	(1)	療育
--------	-----	----

1 施策の進捗状況（Plan・Do） 2 施策の評価（Check） 3 今後の取組方向（Act）

取組項目	活動概要	内部評価		外部評価		取組方向	
		状況	内容	状況	内容	方向性	内容
① 療育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援（医療型・居宅訪問型を含む）を提供している。利用人数（月平均）については、平成26年度の273人から令和元年度は438人と増加傾向にある（参考：障害児通所支援全体の支給決定者数1,700人）。 市立の児童発達支援センター（あこや学園・たじかの園）で実施する保育所等訪問支援については、訪問先への説明会や各種広報を行っているが、令和元年度の利用人数（月平均）は6人とやや減少傾向となっている。当該サービスについては、近年、民間の指定事業所によるサービス提供が増えてきていることから、全体の利用実績は増加傾向（令和元年度の利用人数（月平均）：40人）にある。このほか、保護者や関係機関に対する専門的な療育指導については、障害児等療育支援事業を市内外の5事業所に委託し、実施している。 尼崎市自立支援協議会の「あまっこ部会」において、継続的にサポートファイル（あまっこファイル）の説明会や市報等を活用した広報・周知に取り組むとともに、当該ファイルの内容についてリニューアルを行っている。 医療的ケア児への適切な支援に向けては、令和元年9月に保健、医療、障害福祉、教育等の関係者による部会を立ち上げ、今後の進め方について協議したほか、兵庫県との圏域コーディネーター等による「阪神圏域連絡会」と現状の課題や取組状況、それぞれの役割等について共有を図った。また、本市における医療的ケア児の実態把握を進めいくため、保健所や基幹相談支援センター（南北保健福祉センター）、特別支援学校等が保有するデータを集約して、リスト化を図っている。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援や放課後等デイサービスについては、市域の基盤整備も進み、支給実績も増加していることから、障害のある児童の療育支援に寄与している。特に放課後等デイサービスは、依然大幅な伸びを示しており、利用ニーズが高いことが伺えるが、サービスの質の担保が課題となっている。 保育所等訪問支援については、安定的かつ効果的な実施に向けて、市立の児童発達支援センターが中心となり、引き続き、保護者や訪問先の支援ニーズの把握、適切なサービス提供等に取り組む必要がある。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、支援の質の向上等を図る観点から、国において当該サービスのガイドラインの遵守や自己評価結果の公表、事業所職員の経験者配置等の見直しが行われているため、これら制度について一層の周知を図っていく。 保育所等訪問支援については、児童発達支援センターが指定事業所の状況等を把握しながら、教育機関とも連携を図り、引き続き、訪問先や保護者間での周知に取り組むとともに、障害児等療育支援事業とあわせて、支援ニーズの把握を進め、安定的かつ効果的な事業運営となるよう検討していく。 		
② 保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育など多様な保育ニーズに対する保育サービスを提供できるよう、法人保育園等への補助を行っている。また、令和元年度も公私立保育所の連絡会を5回実施するほか、職員への専門研修を23回、職場内研修の内、障害児保育に特化したものを52回、計75回開催し、保育の質や職員の資質向上を図っている。 家庭での子育ての支援を図るため、市立幼稚園においては、臨床心理士による子どもの成長や発達に関する講演会を各園で実施するとともに、特別な支援を要する幼児を受け入れる特設学級を全園に設置して教員を配置するなど、個々の発達に応じた学びの環境を整えている。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 療育支援の充実にあたっては、教育分野と一体的に取り組んでいくことが重要である。保育における連携協議会の実施とその実効性が確保できていることは意義があるが、幼保一元化も進められている中、保育のみならず、教育分野も含めた連絡会等を実施していくことや、障害児保育の研修会の対象者を拡大して、幼稚園教諭や放課後等デイサービス事業所の職員等も参画できるように検討していく必要がある。 障害児保育については、公立・私立にかかわらず、どの保育所・園でも支援を要する園児が増えており、現場の大変さが増していると感じられるため、引き続き、受け入れができるような体制の整備を検討していく必要がある。また、保育所や幼稚園など就学前の施設（特に私立施設）において、気がかりな子どもたちについての相談等ができる取組を早急に構築していく必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 「あまっこファイル」の活用促進に向けては、保健所や「いくしあ」、相談支援事業所等と協議し、各支援機関の取組と連携を図るとともに、引き続き、定期的に説明会の開催等に取り組んでいく。 医療的ケア児の適切な支援に向けては、まず、総合病院からの退院連携スキームを確立するため、病院や診療所、訪問看護ステーションとも連携を図りながら、より詳細な実態把握に努めていく。また、地域における支援・連携体制については、基幹相談支援センターに配置する「医療的ケア児支援コーディネーター」を中心とした相談支援機能を設置していくなど、引き続き、部会等において協議を進めていく。 法人保育園への補助金を継続して、特別保育事業の実施を促進することにより、多様化する保育ニーズに対応していく。 		
③ 放課後の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもに放課後等の居場所を提供し、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う放課後等デイサービスを提供している。利用実績は依然として大幅に増加しており、利用人数（月平均）も平成26年度の372人から令和元年度は959人となっている。 保護者が風間、労働等による不在のため、家庭において保護を受けることができない留守家庭児童に対し、児童ホームにおいて安全な生活の場を提供するとともに、集団生活の中での遊びを通して生活指導、余暇指導を行っている。なお、待機児童対策として、令和2年度の入所に向け、新たに1か所の公設児童ホームを開設するとともに、既存の公設児童ホームの定員増（20人）を行っている。また、民間児童ホームについては、新たに5か所（107人定員）が開設されている。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもの集団生活への適応を支援するため、引き続き、効果的な事業実施に向けて、保護者や訪問先の支援ニーズの把握等に取り組むことが課題となっている。 公立保育所長6名、法人保育園長6名で構成する連絡会を開催し、保育の質の向上について協議し取り組んでいる。専門研修については、法人保育園や小規模保育事業所、認定こども園等からの参加も増加しており、尼崎市内にある保育施設全体の保育の質の向上につながっていると考えている。また、公立保育所においては、職場内研修で「障害児保育に関する研修」に取り組む回数が増加している。 児童ホームの待機児童対策については、「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、民間児童ホームの活用とともに、校舎活用や施設整備による公設児童ホームの定員増に取り組む必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度においても職員の質の向上が明記されていることから、今後も法人保育園はもとより、小規模保育事業所や認定こども園等の従事者の質の向上も兼ねた支援体制の構築に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人材育成の体制づくりに取り組んでいく。 児童ホームの待機児童の解消を図るため、公設及び民間児童ホームの定員増に取り組んでいくとともに、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、条例で規定した放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準を遵守することで、質の確保・向上等を図っていく。 		

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	3	療育・教育	施策目標	方向	基準値		目標値 (R2)	実績値						達成率	
	H27			H28				H29	H30		R1	R2						
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、北部・南部地域保健課、健康増進課、発達相談支援課、保育指導課、児童課、幼稚園・高校企画推進担当（課）、学校教育課、特別支援教育担当、こども教育支援課、学び支援課					「あまっこファイル」説明会の開催回数	↑	H25	—	回	6	14	13	7	14	10	**	166.7%
							↑	H25	—	人	60	68	47	21	28	11	**	18.3%

施策の方向性 (2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校や特別支援学級、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、特別支援コーディネーターを中心に学校全体で取組を行っている。 施設設備をはじめとする環境の整備や、生活介助員や教育支援員、特別支援ボランティアを配置し、教育的ニーズに応じた指導の充実を図っている。
② 適切な就学指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりの将来を見据え、教育・心理学・医学など幅広い分野の専門家からなる「教育支援委員会」が、望ましい就学先について、専門的・多角的な観点から慎重に審議しており、その判断をもとに、保護者の意見を聴取し、就学先についての合意形成を図っている。
③ 特別支援教育の理解・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の理解・啓発を進めるため、校内外・校間での交流や共同学習を推進し、お互いの違いを認め合い、共に助け合って生きていくことを学ぶと共に、保護者や地域などへの理解・啓発を図るきっかけとしている。 特別支援学校と特別支援学級の作品展を実施し、理解・啓発を図っている。
④ 教職員の指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 初任者研修において、特別支援教育研修を必修として取り入れている。また、職務に応じた研修においても、特別支援コーディネーター研修等を実施し、指導力の向上を目指している。
⑤ ライフサイクルに応じた支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 各学校園において個別の教育支援計画や個別の指導計画等を活用し、一人ひとりの自立や社会参加を目指した、一貫した進路指導体制作りを推進している。 教育・医療・福祉等が連携して、尼崎市特別支援連携協議会を組織し、ライフサイクルを見通した支援体制の構築を図っている。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 生活介助員や教育支援員、更に特別支援ボランティアを配置し、支援を行っていることで、本人の日常生活面や情緒面の安定等の効果があり、学校・保護者からも高い評価を得ている。しかし、支援の必要な児童生徒が年々増加傾向にあることから、生活介助員、教育支援員の増員やボランティアの確保・計画的な活用などを含め、状況に応じた対応が課題である。 就学先の決定にあたっては、教育支援委員会の意見を踏まえ、本人や保護者の意見を尊重しながら、本人や保護者と学校・市教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っており、引き続き、慎重に対応していく必要がある。 	やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 各学校園において、支援を必要とする児童生徒が増加しているため、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別支援学級担任、通級指導教員、教育支援員、生活介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど様々な立場の関係者が連携した校内体制を構築し、生徒や保護者へ周知を図るとともに、各校園の状況や支援のあり方についても検証していく必要がある。 就学先については、就学指導等において、本人や保護者が納得できるよう十分な情報の提供に努めるとともに、意見を最大限尊重する中で、本人や保護者、教育委員会、学校が合意した上で決定していく必要がある。また、本人や保護者の意志を尊重した対応の検証や先輩の体験談を聞く機会確保について検討する必要がある。 教職員の研修機会において、合理的配慮の考え方や障害当事者の体験の講話、手話の講座等を取り入れることも効果的である。また、特別支援教育が成人期にもたらす効果等について、保育、教育、福祉分野の関係者や障害当事者を交えて協議することにより、どのような支援が必要かより明確になると考えるため、検討会や研修の開催について検討していく必要がある。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を進めるため、交流や共同学習を推進し、お互いを認め合い、共に助け合って生きていくことを学ぶ教育の推進に取り組むとともに、保護者や地域などへ理解啓発を図っている。また、就学前の保護者に向けては就学説明会を実施するなど、特別支援教育への理解を深める機会を設けている。今後もこのような取組を継続していく必要がある。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の指導力向上に向けて、それぞれの研修の形態を工夫改善するとともに、計画的な実施に取り組むことで、必要な支援の在り方、継続した支援の大切さ、関係機関との連携の重要性の認識を深めるなど、教員の特別支援教育に対する意識は高まっている。学校園においては、共通理解を行い、一人ひとりに応じた適切な指導・支援が行えるよう、事例検討会や校内研修等を実施し、校内外体制を構築している。 学校園においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づいた支援体制を構築するとともに、学年が上がる時だけではなく、就学移行期においても、個別の教育支援計画と個別の指導計画を適切に引き継ぐことによって、一貫した支援の継続を図っている。また、関係機関とも情報を共有することにより、医療や福祉等とも一貫した支援体制が構築できるよう取り組んでいる。 			

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向
継続	<ul style="list-style-type: none"> 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行えるよう、今後とも生活介助員や教育支援員、特別支援ボランティアを効果的に活用するなど、支援体制の充実を図っていく。 就学先の決定にあたっては、引き続き、本人や保護者と学校・市教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るなど、慎重に対応していく。また、就学後の学びの場の変更等についても、必要に応じて慎重に対応していく。 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を進めるため、交流や共同学習を積極的に取り入れ、全ての幼児児童生徒が多様性を尊重する心を育成し、共に学ぼうとする態度が養えるよう、今後とも学校園に周知を図っていく。また、保護者に向けては、引き続き就学説明会や就学相談の場において、理解・啓発を行っていく。 研修の人数や形態の更なる工夫改善とシリーズ研修の取組など、今後とも研修の充実を図り、教職員の指導力向上に取り組んでいく。なお、令和2年度は、あまよう特別支援学校や特別支援教育担当とも共催し、「特別支援コーディネーター研修」等の研修を実施していくほか、新たに策定する「尼崎市特別支援教育の方針（仮称）」の趣旨を周知していく。 特別支援学校や特別支援学級、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、今後とも、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、特別支援コーディネーターを中心に学校全体で指導・支援ができるよう、学校園と市教育委員会が連携を図りながら取り組んでいく。また、個々の課題に対応し、医療や福祉等との連携を強化するため、これまで同様、必要に応じて関係機関とケース会議を行っていく。

活動指標名	方向	基準値		実績値								
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2				
1 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成及び活用数	↑	H25	1,018	件	1,030	1,346	1,905	2,100	2,562	3,263	**	
活動状況	障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実させるため、個別計画の作成や活用に取り組んでおり、令和元年度の作成・活用数は3,263件となっている。											
活動指標名	方向	基準値		実績値								
2 公立幼稚園、小中学校における特別支援学級（教室）の開設数	↑	H25	179	教室	166	178	181	178	179	192	**	
活動状況	障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を充実させるため、障害種別に応じた特別支援（特設）学級を開設しており、令和元年度の開設数は192教室となっている。											
活動指標名	方向	基準値		実績値								
3 巡回相談の実施件数	↑	H25	93	件	101	110	153	102	93	46	**	
活動状況	障害のある児童生徒への指導方法や内容、ご家庭との連携等の充実を図るため公立学校等への巡回相談を行っており、令和元年度は、幼稚園(2件)、小学校(31件)、中学校(9件)、高等学校(2件)、特別支援学校(1件)、研修(全校園種対象1件)に対して実施している。											

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	3	療育・教育	施策目標	方向	基準値	目標値 (R2)	実績値						達成率		
										H27	H28	H29	H30	R1	R2			
関係部局名		障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、北部・南部地域保健課、健康増進課、発達相談支援課、保育指導課、児童課、幼稚園・高校企画推進担当(課)、学校教育課、特別支援教育担当、こども教育支援課、学び支援課				「あまっこファイル」説明会の開催回数	↑	H25	—	回	6	14	13	7	14	10	**	166.7%
							↑	H25	—	人	60	68	47	21	28	11	**	18.3%

施策の方向性 (3) こころの教育・支援

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)		2 施策の評価 (Check)				3 今後の取組方向 (Act)	
取組項目	活動概要	内部評価		外部評価		取組方向	
		状況	内容	状況	内容	方向性	内容
① 学校教育の中での福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、中学2年生が農林水産体験活動や職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、その他異文化交流や情報・科学技術・環境等に関する活動など、地域や学校の実態に応じた様々な体験活動を行う「トライやる・ウィーク」推進事業を通じて、人とかかわりの中で、働くことの意義や楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めるなど、生徒一人ひとりが自分の生き方を見つけられるように支援を行っている。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 「トライやる・ウィーク」については、ほとんどの生徒が充実した活動であったと感じている。今後は、学校や地域と連携して、生徒のニーズへの対応や受け入れ先の拡大等を図り、社会の一員としての自覚を高める支援を充実させていく必要がある。 教育相談については、見立てと経過、目標を明確にして、複雑かつ多様化している相談内容にきめ細やかな支援を行っている。教育相談のニーズはますます高まると考えられることから、現在の取組を維持しつつ、子どもや家庭、学校園への支援体制のさらなる充実を図っていく必要がある。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 「トライやる・ウィーク」は、中学生の職業体験の活動である。その中には、地域ボランティアや福祉施設等での活動もあり、参加の促進に一層の充実が求められる。また、福祉施設等で活動を行った生徒が、継続的にボランティア活動に取り組めるような工夫についても検討していく必要がある。 障害や障害のある人への理解については、幼少期からの啓発が重要となるため、当事者団体との連携のもと、障害のある人やその保護者を講師とした講演会の開催等について、学校の授業カリキュラムに組み込んでいけるよう検討していく必要がある。 教育相談の充実に向けては、これまでの取組の効果検証を行うとともに、いじめや不登校、自殺、貧困家庭等の問題に、児童の障害が重なり合って複雑化するといった可能性も考慮して、臨床心理士のみならず、スクールソーシャルワーカーと連携していくことも重要である。また、保健所や幼稚園、保育所等の関係機関とも早期から連携を図り、相談体制の充実に取り組んでいく必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 「トライやる・ウィーク」については、「地域に学ぶ」という事業趣旨に基づいて、引き続き、学校・家庭・地域の連携を深めながら、社会全体で子ども的人間形成や社会的自立に向けた支援ができるよう取組を進めていく。また、一部学校においては、規範意識の育成取組の中で、共生の心を育成すること等を目的に障害のある人等を講師に招き、講演会を実施している。今後もこのような取組を継続していく。 相談内容が複雑化・多様化していることから、学校園や福祉、医療等の関連機関や専門機関との連携をさらに強化し、児童生徒等の悩みや心のケアに取り組んでいく。また、学校園へのコンサルテーションの充実を図り、予防的な取組も進めていく。
② 教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会では、4歳から18歳までの子どもやその保護者、また教職員に対して不登校や発達等の悩みに対応するために、身近で気軽に相談できる環境づくりを進めて教育相談・支援体制を充実させている。また、必要に応じて、医療や福祉など専門機関との連携を図っている。 						

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	4	雇用・就労	施策目標		基準値		目標値 (R2)		実績値					達成率	
	方向			数		件	数	H27	H28	H29	H30	R1	R2					
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、人事課、しごと支援課					障害者優先調達推進法に基づく調達件数	↑	H25	4	件	12	6	8	7	8	12	**	100.0%

施策の方向性 (1) 雇用機会

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 就労に関する支援・相談体制等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の一般就労を支援するため、就労移行支援を提供している。利用人数（月平均）については、平成26年度の82人から令和元年度は99人と近年はほぼ横ばいで推移している。 「障害者就労支援事業」の委託機関である「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」において、就労相談や職場内実習等の機会の提供、雇用先の開拓や確保、企業との橋渡し、就労・定着に向けた支援等に取り組んでいる。また、センターの利用者は年々増加傾向にあるため、平成29年度からセンターの就労支援員を1名増員（計5名体制）して、特に就労定着に向けた支援の充実を図っている。 市役所における障害者雇用については、令和元年度から採用試験の受験資格を、従前は身体障害者手帳の交付を受けた者のみとしていたが、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳の交付を受けた者も加えて対象を拡大し、受験の機会を確保しており、法定雇用率（2.5%）を達成している。なお、受験時や採用された場合に必要となる配慮事項については、申込書の別紙に記入いただくことで、その対応にあたっている。また、障害者雇用促進法の改正に伴い「障害者活躍推進計画」を作成しており、令和2年4月1日から公表・運用することとしている。 市役所内において職場体験や就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」については、平成30年度に「障害者就労支援事業」へ統合し、新たに専用の執務スペース（本庁舎中館1階）を確保して利用者（チャレンジャー）の受入人数を拡大（最大3名）するとともに、就労実習の指導員を新たに1名配置するなどし、支援にあたっている。また、「しごとくらしサポートセンター」からもチャレンジャーの受入れを行うなど、令和元年度は10人の支援にあたり、平成27年度から令和元年度の5か年の実績はチャレンジャー32人を受け入れ、そのうち10人が一般就労に結びついている。
② 企業等への支援・理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 公正な採用選考を推進するための企業等への支援・理解の促進に向けては、平成29年1月に締結した雇用対策協定のもとで、兵庫労働局・ハローワーク尼崎と一層の連携を図る中で、市ホームページをはじめ、企業が参加する企業人権・同和教育合同研究会や尼崎雇用対策協議会の機会を通じ、障害者雇用の現状や企業に対する助成金制度等について説明や啓発を行っている。特に啓発事業については、令和元年度に「企業内における大人の発達障害」をテーマとした研修（11/13）を実施するとともに、「障害者に対する合理的配慮の提供」や「障害者雇用を支持する助成金説明会」についてのチラシを送付している。

2 施策の評価 (Check)

内部評価		外部評価	
状況	内容	状況	内容
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援は事業所数・利用者数ともに増加しており、サービスの提供体制については一定整備されてきている。 「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」については、新規のみならず、継続的な支援を必要とする利用者も年々増加していることや、法定雇用率の引き上げや就職後の定着支援の制度普及等によって、今後も就労希望者の増加が予想されることから、引き続き、支援の充実に努めていく必要がある。 市役所における障害者雇用については、現状、法定雇用率を達成しているが、今後も地方公共団体における法定雇用率の引き上げが予定されているため、その対応に向けた取組が必要となっている。また、新たに策定した「障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある市職員が職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施していくとともに、本市の障害者就労に係る各事業や取組と連携を図っていく必要がある。 「障害者就労チャレンジ事業」については、これまでチャレンジャーの任用が常時1名で概ね2か月毎に入れ替わり、その障害特性も多種多様であることから、個々の能力等に合わせた育成や支援が難しい業務となっていた。今般の事業拡充により、任用人数や期間を拡大するとともに、支援体制の拡充等も図っているが、引き続き、多様な障害特性や個々の能力等に応じた育成・支援となるよう取り組んでいく必要がある。なお、毎年度一定数の利用者が就労に結びついており、就労意欲の向上や就労支援に寄与している。 企業等への支援・理解の促進に向けては、兵庫労働局、ハローワーク尼崎と一層の連携を図り「障害者雇用の促進」等を研修テーマとして啓発事業を行う中で、企業への支援体制の充実が一定図れている。また、平成30年4月から引き上げられている障害者の法定雇用率についても、ホームページ等での周知PRのほか、各種啓発事業において、兵庫労働局、ハローワーク尼崎とともに一層の周知徹底に注力していく必要がある。 	やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた一般就労者数については、安定的な実績があり一定評価できるが、さらなる増加につながる有効な施策が求められている。今後は、特別支援学校との連携を一層図りながら、卒業生の就労に係るフォローアップを行っていくほか、復職など就労実績では見えない相談や支援の件数が増加しているため、相談員のスキル向上のための支援をはじめ、定着支援を含めた体制の強化に取り組んでいく必要がある。 他都市では、障害者手帳を持たない難病や発達障害のある人の市役所での雇用を行っている。今後は、障害者雇用について、行政が民間企業等に支援や理解の推進を実施しなければならないため、先進市の取組等も参考に、現在雇用できていない障害者種別について、採用を検討していく必要がある。また、障害者雇用された職員が働きやすい職場づくりに取り組むことで、休職等に陥ることがないようにケアしていくことも大切である。 「障害者就労チャレンジ事業」については、市職員にとって有意義な取組である。今後は、障害のある人の就労機会を増やすことができるよう、市役所庁舎や近隣施設の活用によって活動の場を拡大し、年間の受入れ人数を増やすとともに、支援内容の充実やより一層の周知にも取り組んでいく必要がある。 一般就労する障害のある人が増えてきているが、就労後の生活への支援が不足している。今後は、就労によって生活形態が変わり、継続的なサポートを必要としている障害のある人が多くなることから、就労移行支援事業所等において、就労支援のみならず、家族調整や年金など就労後の相談に応じることができる体制を整備する必要がある。 障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正を背景にして、今後は就労を権利として捉え、労働生活の質を向上させていく取組が重要となる。また、優秀な技能や資格があっても、なかなか採用されないため、福祉的就労に就いている障害のある人がいる。今後は、このような現状について、自立支援協議会「あまのしごと部会」が開催する「就労フォーラム」の機会も活用しながら、企業への理解の促進と情報の発信を行い、障害のある人の雇用を確保していく必要がある。

3 今後の取組方向 (Act)

取組方向	
方向性	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援については、近年、急激に事業所数が増加しているため、就労支援事業所のネットワーク会議と連携を図るとともに、実地指導等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。 「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」については、特に就労定着に向けた支援についての検証を行っていくとともに、市内の就労支援事業所とのネットワーク会議を定期的に開催するなど、一層の連携に取り組んでいく。 市役所における障害者雇用については、引き続き、法定雇用率の達成義務を果たしていくため、退職動向や他自治体の取組等も確認しながら、計画的な採用に取り組むとともに、雇用した職員へ適切な配慮に努めていく。また、新たに策定した「障害者活躍推進計画」の進捗状況のチェック等を適宜行い、本市の障害者就労に係る各事業や取組も含めて、一体的な支援となるよう関係部局と連携を図っていく。 「障害者就労チャレンジ事業」については、これまでの課題点を解消し、より効果的な支援ができるよう、新たな支援体制のもと、事業の運営手法や効果等について検証を進めていくとともに、チャレンジャーの個々の能力等に応じた業務を安定的に確保できるように、今後一層の事業周知や各所属との連携に取り組んでいく。 引き続き、兵庫労働局、ハローワーク尼崎と一層の連携を図るとともに、企業が参加する各種会議体等を通じて、法定雇用率の達成状況をはじめ、国等が実施している各種助成制度や優遇措置等について積極的に情報発信を行う。また、企業内人権研修推進事業等を通じて、市内企業の人事労務担当者に対して、人権意識の啓発を行い、市内企業における障害者雇用の促進に取り組んでいく。

活動指標名	方向	基準値		実績値							
		数	人	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
1 「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた就労者数	↑	H25	35	人	30	36	44	35	54	31	**
活動状況	センターを通じた令和元年度の一般就労者数は31人となっている。なお、同センターの利用者や継続的な支援者の数は年々増加している。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	4	雇用・就労	施策目標		基準値		目標値 (R2)		実績値				達成率		
	方向			基準値		目標値 (R2)	H27	H28	H29	H30	R1	R2						
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、人事課、しごと支援課					障害者優先調達推進法に基づく調達件数	↑	H25	4	件	12	6	8	7	8	12	**	100.0%

施策の方向性 (2) 多様な就労

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 多様な形態での就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労が困難な障害のある人に対して、働く機会の提供や就労支援を行うため、就労継続支援（A・B型）を提供している。利用人数（月平均）については、平成26年度の710人から令和元年度は1,208人と順調に増加している。 多様な日中活動を提供する「地域活動支援センター」の運営を支援するため、令和元年度は37か所（市内26か所、市外11か所）への補助を行っている。
② 販路拡大等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設等の受注機会の確保・拡大に向けては、平成30年度に「障害者就労支援事業」を拡充し、新たに「障害者就労施設等販路開拓事業」を下半期から実施しており、新たな取組を進めている。受注支援を行う推進員を新たに1名配置し、「共同受注窓口（機能）」を確保することで、発注先の企業等と受注施設とのマッチングや販促活動等の支援にあたることにも、市内の障害者就労施設等に直接訪問し、聞き取り調査を行うことで、各施設の運営状況や課題等の把握に努めている。また、施設の製品や役務等を紹介するため、令和元年12月から専用のホームページ「ジョブリンクama」を開設するほか、共同受注の支援により、発注企業（7社・12件）から15事業所への契約に結び付けている。さらに、尼崎市自立支援協議会を通じて、継続的に企業イベントへの出店や市役所本庁舎を活用した庁内販売「尼うえるフェア」を開催（令和元年度:5回開催）するほか、販売施設を対象に食品表示や衛生管理に関する研修会を開催している。 障害者優先調達の推進に向けては、特定随意契約の制度化（3年毎の事業者選定を含む。）や障害者優先調達推進法に基づく市の調達目標の達成に向けて取り組んでいる。また、新たに実施している「障害者就労施設等販路開拓事業」の取組と併せて、市内の障害者就労支援施設等の取扱製品や役務内容のリストの更新準備に取り組み、市のホームページや掲示板に掲載して周知を図っている。

2 施策の評価 (Check)

内部評価		外部評価	
状況	内容	状況	内容
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援（A・B型）は事業所数・利用者数とも大幅に増加しており、サービスの提供体制については一定整備されてきているが、サービスの質の担保が課題となっている。なお、就労継続支援（A・B型）については、利用者の賃金等の支払いに報酬を充てている事業所（A型）や、基本報酬の算定に係る利用者工賃の算出方法が適正でない事業所（B型）が見受けられるため、引き続き、実地指導等を通じて、経営改善に向けた指導等に取り組んでいく必要がある。 地域活動支援センターについては、小規模作業所からの移行が進んでいない中、近年は法定サービス事業所への移行や、同法人が運営する当該センターの合併等により、市内の設置数や利用人数は減少傾向にある。なお、本市では生活介護や就労系サービスの利用人数が増加傾向にあり、利用希望者に対して一定の日中活動の場を提供できているが、多様な活動の場の確保に向けて、引き続き、当該センターの運営を支援していく必要がある。 障害者就労施設等の受注機会の確保・拡大については、「共同受注窓口」の機能を活かしつつ、「尼うえるフェア」など販売機会の増大を図るなどし、市内施設の平均工賃の向上に資する支援に取り組んでいく必要がある。 障害者優先調達の推進については、発注する所属や調達できる製品・役務の固定化等により、低調な実績が続いているため、庁内各課の発注や市内施設の受注に対するコーディネートの実等を図っていく必要がある。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援（A・B型）は、事業所数が増加しており、一定整備がされているが、各事業所におけるサービス提供の実態は様々である。特に、就労継続支援A型については、国の補助金を目的とした運営により、利用者へ適切な支援を行っていない事例が全国的にも問題となっているため、新規の事業所指定を行う際にも十分注意を促すとともに、すべての事業所について運営実態の把握や情報の共有に取り組み、適切な指導等を行っていく必要がある。また、利用者に対しても、相談支援等により制度の説明や事業所の情報共有等に努め、適切な支援につなげていく必要がある。 地域活動支援センターについては、多様な働き方や社会参加の在り方を見出していくという意味での存在は意義が大きく、安定的な運営のために市単独の支援を行い、実効性を挙げている点は評価できる。一方で、就労継続支援や生活介護等との差異がなく、その範囲で事業が成り立つ施設も存在する。今後は、現状を精査し、必要に応じて障害福祉サービス事業所への移行を進めるとともに、施設の安定経営と活動内容の充実に向けて協議・検討していく必要がある。 障害者優先調達については、市の調達実績が少ない状況である。今後は、まずは福祉部局から発注を試みるなど効果的手法について検討していく必要がある。また、障害者就労支援施設等に対するサポートやコーディネートも重要であるため、福祉や産業の関係課による協力支援も不可欠である。 平成26年度から、自立支援協議会「あまのしごと部会」を通じて庁舎内販売「尼うえるフェア」を開催し盛況となっている。開催回数も年々増加しているが、年間数回の開催であるため、更なる拡充が求められている。引き続き、「尼うえるフェア」の定期化や庁内の優先調達にも寄与できる場への展開等について検討していく必要がある。

3 今後の取組方向 (Act)

取組方向	
方向性	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> 近年、急激に事業所数が増加している就労継続支援（A・B型）については、引き続き、実地指導等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。特にA型事業所については、「経営改善計画書」の提出や面談等により改善内容等の確認を進めているが、今後、改善が見込まれない事業所については、行政指導等も検討していく。 地域活動支援センターへの運営補助については、引き続き、県制度と連携しつつ、本市独自の支援（重度加算費や借上費等の補助）も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていく。 障害者就労施設等の受注機会の確保・拡大については、より効果的な支援ができるよう、新たな支援体制のもと、事業の運営手法や効果等について検証を進めていく。また、庁内販売「尼うえるフェア」や企業イベントへの出店についても、機会の増大を図りつつ、引き続き、自立支援協議会とも連携しながら取組を進めていく。 障害者優先調達の推進については、これまでの課題点を解消し、本市の受注実績を向上させていけるよう、「障害者就労施設等販路開拓事業」の取組と併せて、市内の障害者就労施設等の取扱製品や役務内容をリスト化するとともに、発注に係る事務手続きのマニュアル化に取り組み、庁内に一層の周知を図っていく。

活動指標名	方向	基準値	実績値								
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
障害者優先調達推進法に基づく調達件数	↑	H25	4	件	5	6	8	7	8	12	**
活動状況	平成26年4月に障害者優先調達推進法に基づく本市の調達方針を定めて、調達先や品目等のリストについて庁内への周知を図っており、令和元年度の受注実績は12件となっている。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	5	生活環境、移動・交通	施策目標		基準値			実績値					達成率		
	方向			目標値 (R2)		H27	H28	H29	H30	R1	R2							
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、福祉課、健康福祉局企画管理課、都市政策課、ファシリティマネジメント推進担当、公共施設保全担当、住宅整備担当、					市内グループホームの定員数	↑	H25	261	人	506	296	332	381	413	453	**	78.4%

施策の方向性 (1) 生活環境

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 住宅の確保等	<ul style="list-style-type: none"> グループホームの整備については、平成30年度から、新規開設時の初度備品や消防設備の設置費用等の一部補助を行う「グループホーム等新規開設サポート事業」を実施し、市内開設の促進を図っており、令和元年度は6ホーム（定員合計29人）に補助を行っている。また、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」を令和2年度中に市内で整備できるよう、「社会福祉施設等施設整備費補助金」の補助事業者を募集し、選定委員会において審査・選考を行った。なお、令和元年度末における市内の定員数は453人と増加傾向にある。 障害のある人の地域生活の支援については、平成29年度から「障害者安心生活支援事業」を委託実施し、「緊急時の受け入れ・対応」や「地域の体制づくり」の機能を確保するとともに、その他必要な機能については、「基幹相談支援センター」を始めとした地域の複数機関が分担することで、本市における「地域生活支援拠点（面的整備型）」を整備している。当該事業により配置したコーディネーターが、これまでのグループホームや短期入所に続き、令和元年度は生活介護の事業所を直接訪問し、聞き取り調査等を行うことで運営状況等の把握に取り組んでいる。また、指定事業所のネットワーク会議を定期的に開催し、利用状況の把握やホームページへの公表等に取り組むほか、令和元年度は防災・感染症対策や人材育成の方策等の情報共有に加え、委託相談支援事業所も参画して、計画相談支援事業所との連携等について意見交換を行っている。（令和元年度は4回開催）。
② 住宅のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅において、旧耐震基準に基づいて建設された高層住宅や中層ラーメン構造住宅は、耐震性に課題があるため、建替えや耐震補強により耐震化を図る必要がある。特に中層ラーメン構造住宅は、エレベーターが設置されていないことから、原則として建替えを行い、耐震化だけでなくバリアフリー化の対応も図ることとしている。また、新耐震基準に基づいて建設された中層片廊下型住宅についても、エレベーターを設置し、バリアフリー化を図ることとしている。これらの事業を計画的に実施するため、平成24年12月に市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画を策定し、平成28年12月には尼崎市市営住宅建替等基本計画を策定している。なお、令和元年度は、市営時友住宅の建替事業が完了し、西昆陽・宮ノ北住宅において順次建替えを行っている。 障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業において、入浴補助用具や歩行補助杖、移動・移乗支援用具など自立生活支援用具の支給や、住宅改修費の助成を行っている。
③ 公共的施設等のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備・改善については、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」において、その性能、用途に応じて必要な機能や規模、それに基づく適正な施設寿命等を十分に精査するとともに、長期的な市民ニーズの変化に柔軟に対応できるように検討を進めている。また、平成29年度に策定した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と令和元年度に策定した同計画の「今後の具体的な取組」、平成30年度に策定した「第1次保全計画」に基づいて取組を進めている。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	状況	内容	状況	内容
		<ul style="list-style-type: none"> グループホームについては、施設等から地域生活への移行や保護者の高齢化による「親亡き後」の生活を見据えて、既存の補助事業を活用しながら、引き続き、計画的な整備の促進を図っていく必要がある。特に、「日中サービス支援型グループホーム」は新たな類型のグループホームであり、本市での設置は初めてとなることから、サービスの質の確保や運営状況の評価方法等について整理していく必要がある。 「地域生活支援拠点」については、指定事業所のネットワーク会議において、運営状況等の共有を図るほか、他サービスの事業所との連携等について意見交換を行うなど横断的な連携が図れてきている。現行の取組の評価・検証を基に、地域課題の共有や生活介護など日中活動系サービス事業所との連携など取組の充実が求められている。 市営住宅については、「尼崎市市営住宅建替等基本計画」に沿って、バリアフリー化が進められている。 公共施設の整備・改善にあたっては、今後の取組内容を示した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と同計画の「今後の具体的な取組」、「第1次保全計画」に基づいて、引き続き、着実に取組を進めていく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた地域で生活できる環境づくりに向けて、グループホームを始めとした多様な住居の確保が求められている。しかし、グループホームの整備は、ニーズの高さと比較して進んでいない。今後は、グループホームが増設されるよう、「グループホーム等新規開設サポート事業」の一層の推進を図るとともに、「日中サービス支援型グループホーム」の整備や適正な運営方法の検討等に取り組んでいく必要がある。また、消防設備（スプリンクラー）の整備や夜間支援員の確保、重度障害者支援に係る報酬単価の向上等の課題解決や公営住宅等を活用したグループホームの整備に向けては、他市の取組の検証や国への働きかけも行いながら、市の関係課で連携を図り、実現に向けて検討していく必要がある。 地域生活支援拠点等の運用に向けて引き続き課題設定等を協議していく必要がある。 尼崎市内の公共施設においては、エレベーターの未設置施設や車いす未対応のトイレが多く存在する。今後は、公共施設のバリアフリー化について、早急に対応する必要がある。

概ね順調

やや遅れている

3 今後の取組方向 (Act)

取組方向	
方向性	内容
	<ul style="list-style-type: none"> グループホームの整備促進に向けては、引き続き、既存事業を有効に活用するとともに、改めて利用ニーズや事業所の状況等の把握を進めながら、次期障害者計画に具体的な整備の方策等を盛り込んでいく。また、「日中サービス支援型グループホーム」の整備や運営の評価等について整理を進めていく。 障害のある人の地域生活の支援については、各支援機関の地域課題を共有し、本市の「地域生活支援拠点」が持つ機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、既存のネットワーク会議の定期的な開催に加えて、令和2年度は新たに生活介護事業所によるネットワーク会議も立ち上げ、事業所情報の把握や利用（空き）状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に繋げていく。 市営住宅については、「尼崎市市営住宅建替等基本計画」に沿って、着実にバリアフリー化を図っていく。 公共施設の整備・改善については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」の内容を具体化した同計画の「今後の具体的な取組」と「第1次保全計画」に沿って、引き続き、取組を進めていく。

重点化

活動指標名	方向	基準値		実績値							
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
1 市内グループホームの定員数	↑	H25	261	人	270	296	332	381	413	453	**
活動状況	国や市単独の補助事業を活用するなど整備促進に努めている。なお、令和元年度末における市内の定員数は453人と着実に増加している。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	5	生活環境、移動・交通	施策目標		基準値			実績値					達成率		
	方向			目標値 (R2)		H27	H28	H29	H30	R1	R2							
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、福祉課、健康福祉局企画管理課、都市政策課、ファシリティマネジメント推進担当、公共施設保全担当、住宅整備担当、					市内グループホームの定員数	↑	H25	261	人	506	296	332	381	413	453	**	78.4%

施策の方向性 (2) 移動環境

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 公共交通機関の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 交通弱者の社会参加等の促進を図るため、平成21年3月以降、全ての市営バス車両についてノンステップバスを導入しており、平成28年3月の市営バス事業の民間移譲後も車両の更新についてはノンステップバスを導入し、全車ノンステップバスによる運行を継続している。また、「兵庫ゆずりあい駐車場制度」については、平成27年4月から利用証の申請受付業務を行っており、令和元年度は484件に交付している。
② 外出等に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の日常生活の移動を支援し、社会参加の促進を図るため、バスの特別乗車証のほか、福祉タクシーやリフト付自動車の利用チケットを交付しており、特に障害者バス特別乗車証制度については、平成30年3月から乗車証のICカード化を実施し、市内の阪神・阪急バス双方の路線で利用できる利便性の高い制度としている。なお、これら制度の利用にあたっては、いずれかのサービスを選択することとしており、交付者数については、バス特別乗車証とリフト付自動車チケットは増加傾向にあるが、福祉タクシーチケットは減少傾向にある。また、障害のある人の行動範囲を拡大し、生活の向上を図るため、自動車運転免許の取得費や自動車改造費に対する助成を行っている。 本市の移動支援事業については、給付実績が非常に高く、延べ利用者数も高い水準で推移していることから、制度本来の適正なサービス提供による給付の適正化や継続的かつ安定的な事業運営ができるよう、平成29年10月から「尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」や新たな報酬区分（単価）の運用を開始している。その結果、現時点において、サービス全体の利用量や利用者数に大きな変化は見られないものの、給付費については概ね3割程度の減少となっている。なお、ガイドラインの内容や運用状況等を検証していくため、令和元年度は自立支援協議会（ガイドライン検討部会）を4回開催し、主に65歳以上と18歳未満の重度利用者に係る報酬区分（単価）の運用について協議を行っており、その結果を受け、当該対象者に係る報酬区分の判定の見直しを行うこととしている。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> これまで、市営バス事業が交通弱者の日常生活を支える重要な移動手段として役割を担ってきたことを踏まえると、民間事業者への移譲後も、その役割が維持・継続されるよう努めていく必要がある。 兵庫ゆずりあい駐車場制度については、二所化に伴い、申請と手帳交付が同じ場所になったため増加した。今後も制度周知を図る必要がある。 障害者バス特別乗車証については、ICカード化して利便性の向上を図ったことなどにより、交付枚数は増加している。また、リフト付自動車の派遣件数も増加傾向にあるものの、福祉タクシー利用料の助成件数は減少傾向にある。これらの事業は、障害のある人の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。 移動支援事業については、ガイドラインを安定的に運用していくため、利用者や事業者に対して一層の周知を図るとともに、当該事業の運用の見直しにより、利用者へのサービス低下等が発生しないよう十分配慮していく。また、令和2年度から65歳以上と18歳未満の重度利用者に係る報酬区分（単価）の運用を一部見直すこととしており、対象者の区分変更等について丁寧かつ円滑に対応していく必要がある。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 市バス全車両のノンステップバス導入については、市が全国に誇れる取組である。民営化後も維持・継続していく必要がある。 バス特別乗車証の交付や福祉タクシー利用料の助成は、障害のある人にとって重要な外出支援であり、外出へのためらいを少なくしている。社会参加の一助となっていることを鑑み、制度を維持・継続していく必要がある。 移動支援事業については、市における優れた取組と評価できる。限られた財源の中で継続的に実施できるよう、利用者のニーズやサービスの適正化等を踏まえて、自立支援協議会「ガイドライン検討部会」において見直しを図ってきており、今後も利用者へのサービスが低下しないよう検証していく必要がある。また、引き続き、窓口職員が利用者に対して丁寧に制度説明を行うとともに、報酬単価の引き下げによる影響が出ないよう事業所に対して助言等を行っていく必要がある。 	

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向
方向性	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> 市営バス事業の移譲事業者が車両更新を行う際に、ノンステップバス車両が継続されるよう最大限の配慮を求め、その実現に向けて協議、調整を行っていく。 兵庫ゆずりあい駐車場制度については、継続した周知が必要であるため、市報やホームページ、関係課の窓口において、引き続き周知を図っていく。 障害のある人の外出を支援していくため、障害者バス特別乗車証の交付事業をはじめ、福祉タクシーの利用、リフト付自動車の派遣、自動車運転免許の取得費、自動車の改造費に係る助成事業についても、現行制度を維持・継続していく。 移動支援事業については、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。なお、報酬区分の運用見直しにあたっては、対象者等に対して、区分の変更申請時に丁寧に説明するとともに、速やかな区分判定を行うなど円滑な運用としていく。また、当該事業の基準等を踏まえて、他の外出支援サービス（同行援護、行動援護など）の運用との整理等を進め、適切なサービス提供に取り組んでいく。

活動指標名	方向	基準値	実績値							
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
1 障害者バス特別乗車証の交付枚数	→	H25 13,024 枚	13,213	13,364	13,501	13,779	14,936	15,606	**	
活動状況	特別乗車証のICカード化により利便性の向上が図られたことなどから、交付枚数も増加しており、令和元年度は15,606枚となっている。									
活動指標名	方向	基準値	実績値							
2 福祉タクシー利用料の助成件数	→	H25 78,410 件	76,917	74,754	70,800	68,214	62,651	60,270	**	
活動状況	バスの特別乗車証やリフト付自動車チケットの交付者数が増加している一方で、福祉タクシーチケットの交付者数と助成件数は減少傾向にあり、令和元年度は60,270件となっている。									
活動指標名	方向	基準値	実績値							
3 リフト付自動車の派遣件数	→	H25 8,501 件	9,519	10,910	11,002	12,184	12,930	13,502	**	
活動状況	チケットの交付者数や委託先の増加に伴って、リフト付自動車の派遣回数は年々増加傾向にあり、令和元年度は13,502件となっている。									

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	6	スポーツ・文化、社会参加活動	施策目標		基準値		目標値 (R2)	実績値					達成率		
	方向			基準値		目標値 (R2)	H27	H28	H29	H30	R1	R2						
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、福祉課、生涯、学習！推進課、スポーツ推進課、ファシリティマネジメント推進担当、公共施設保全担当					尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	↑	H25	1,237	人	1,500	1,195	1,168	1,194	1,225	1,213	**	-9.1%

施策の方向性 (1) スポーツ、文化芸術活動

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 施設の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安全・快適にスポーツが楽しめ、利用しやすいスポーツ施設等の環境づくりを進めるため、各地区体育館やスポーツ設備の改修等、一定の整備を行ってきている。 公共施設の適正な維持管理と利用者の安全確保のため、適宜、施設や設備の整備・改善に取り組んでいる。
② 活動機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「尼崎市障害者（児）スポーツ大会」を毎年開催し、スポーツ活動を通じた交流や親睦の機会を設けている。 指定管理者であるスポーツ振興事業団が実施するスポーツプラザ事業（地区体育館の一般開放）として、障害のある人を対象に、小田・立花・園田体育館の開放を行い、卓球やサウンドテーブルテニス、フライングディスクの種目ができるほか、屋内プールやベイコム総合体育館のトレーニング室の利用料金の一部助成を行っている。また、屋内プールにおいては、日曜・祝日の全面開放時に、障害のある人たちがら人以上のグループに対して障害者専用コースを設定するなど、気軽にスポーツが楽しめる環境づくりやその充実を図っている。なお、たじかの園が行う運動教室に対し、平成29年度から指導員の派遣を続けているが、令和元年度は、たじかの園と教室参加者との間で調整がつかず開催されなかったことから、派遣も行っていない。 2020東京パラリンピックの応援事業の実施に向けて、兵庫県と調整を図るほか、当事者団体等と開催場所や実施手法について意見交換を行っている。
③ 指導者・ボランティアの育成等	<ul style="list-style-type: none"> 市民の継続的な活動を推進することを目的として、地域や職場のニーズに対応できる指導者の養成や資質の向上、指導者の確保等を行うため、種目別指導者講習会やスポーツ指導者養成講習会を開催している。
④ 活動に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人のスポーツや文化活動などに関する情報については、市報やホームページを活用するとともに、適宜、障害当事者団体等にもお知らせをするなど周知に努めている。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
	<ul style="list-style-type: none"> 各体育館とも老朽化が著しく、こうしたことも利用者数の伸び悩みの原因の一つであると考えられることから、施設や設備に係る整備・改善に努めるほか、情報発信面で工夫を行うなど、利用者の増加に向けた取組を行う必要がある。 市スポーツ大会を毎年開催して、交流の機会を設けているが、種目や障害者施設等の参加者が固定傾向にあり、活性化に取り組んでいく必要がある。 指定管理者であるスポーツ振興事業団において、新たなスポーツプログラムを開講するなど、積極的な事業展開を図るほか、障害者スポーツの充実に向けて、スポーツプラザ事業やスポーツ施設利用者に対する利用料金の一部助成、立花体育館で開催される兵庫県の大会（吹矢・フライングディスク）の運営補助など各種支援に取り組んでいる。引き続き、障害のある人が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めていく必要がある。 2020東京パラリンピック応援事業については、活気溢れるイベントとなるよう、協力団体等への呼びかけなど広報活動に注力する必要がある。 	遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ活動への関心やニーズが高まっていくと考えられる。今後は、活動機会の充実やそれらを支援する体制の整備について、継続的に取り組んでいくことが重要である。また、メンタルヘルスの一環として、公立施設を活用したスポーツのプログラム化や、児童期からスポーツに親しめるよう、教育・福祉施設に対する専門機関による出前講座等の開催について検討していく必要がある。 レクリエーション的な内容で実施している市スポーツ大会の参加者数は、近年横ばいの状況である。今後は、障害の程度や年齢等も考慮した、より参加しやすく楽しいプログラムへと工夫し、参加を呼びかけていくことでイベントの活性化を図っていく。また、競技スポーツへの支援についても検討していく必要がある。 	

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向
方向性	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> これまでのスポーツ推進の取組を踏まえ、令和2年3月に新たに策定した、市民の誰もがスポーツを楽しみ、健康づくりができるまちづくりを進めるための方向性を指し示す「尼崎市スポーツ推進計画」に基づき、障害者スポーツの推進など、当該計画に掲げる施策に順次取り組むことにより、『スポーツのまち尼崎』の実現を目指していく。 市スポーツ大会の開催に当たっては、当事者団体と構成する実行委員会において新たな種目の検討や効果的な周知方法について協議をするなど、引き続き、イベントの活性化に向けて検討していく。 スポーツ振興事業団において、障害のある人を対象としたスポーツプラザ事業や施設使用料の一部助成を行っている。また、社会体育施設のバリアフリー化や障害者用運動用具の整備なども行っており、引き続き、こうしたスポーツ振興事業団の取組と連携する中で、障害者スポーツの普及と振興に努めていく。 2020東京パラリンピックについては、新型コロナウイルス感染症防止の観点から開催が延期となったため、応援事業で予定している各種イベントについても、開催時に円滑に実施できるよう、適宜、兵庫県や協力団体等と協議・調整を進めていく。

活動指標名	方向	基準値		実績値							
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
1 尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	↑	H25	1,237	人	1,261	1,195	1,168	1,270	1,225	1,213	**
活動状況	開催に当たっては、障害当事者団体を含めた実行委員会において、参加しやすい環境の整備や種目等について協議・検討を行っているが、参加者数は、ほぼ横ばいの状況となっている。										
活動指標名	方向	基準値		実績値							
2 兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の参加者数	↑	H25	36	人	34	34	39	38	46	48	**
活動状況	開催情報等について関係団体へ案内するほか、大会当日については、障害福祉課職員が送迎等の参加支援を行っており、令和元年度の参加者数は48人となっている。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	6	スポーツ・文化、社会参加活動	施策目標		基準値			実績値				達成率			
	方向			目標値 (R2)		H27	H28	H29	H30	R1	R2							
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、福祉課、生涯、学習！推進課、スポーツ推進課、ファシリティマネジメント推進担当、公共施設保全担当					尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	↑	H25	1,237	人	1,500	1,195	1,168	1,194	1,225	1,213	**	-9.1%

施策の方向性 (2) 社会参加活動等

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 施設の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備・改善については、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」において、その性能、用途に応じて必要な機能や規模、それに基づく適正な施設寿命等を十分に精査するとともに、長期的な市民ニーズの変化に柔軟に対応できるように検討を進めている。また、平成29年度に策定した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と令和元年度に策定した同計画の「今後の具体的な取組」、平成30年度に策定した「第1次保全計画」に基づいて取組を進めている。 「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」において、他の公共施設等への機能移転の対象とされた障害福祉サービス事業所（あぜくら分場、あいあい分場）については、運営法人と意見交換を行い、機能移転にあたっての課題や法人の意向を向うなど共有を図っている。また、同じく対象とされている「身体障害者福祉会館」については、今後、「教育・障害福祉センター」への移転を進めていくため、令和元年度は当該会館の指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の役員との協議や団体会員への説明・意見交換会等を行い、移転についての情報共有を図っている。
② 社会参加・交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人となない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場で交流する機会を創出するとともに障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、中央（肢体障害）、大庄（聴覚・言語障害）、立花（視覚障害）の各地区生涯学習プラザにおいて「ふれあい学級」を実施している。 障害のある人やその家族、地域の関係団体等による地域活動を支援するため、平成30年度から「自発的活動支援事業」を実施しており、令和元年度の補助団体数は6団体となっている。また、当該事業を広く周知するため、自立支援協議会（全体会）と市ホームページにおいて、昨年度の補助団体の活動実績などを公表している。なお、実施にあたっては、効果的かつ効率的な事業スキームとなるよう、地域の活動団体や自立支援協議会（あまのくらし部会）に意見を伺っている。
③ 余暇活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が余暇活動を楽しむことができるよう、身体障害者福祉センターにおいて「創作・教養講座」や「スポーツ・レクリエーション」など各種講座・事業を開催しており、令和元年度は7,449人の利用があった。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容等を設定しており、平成30年度からは、体験講座として実施した「ミュージックセラピー」や「アロマテラピー」、「笑いヨガ」、「カラーセラピー」の講座を新設し、令和元年度からは、「卓球バレー」を新たに開設している。また、日頃の講座の成果を作品展として開催し、企画・運営にあたっては、利用者、ボランティア、センター職員が三位一体となって取り組みなど活性化が図れた。
④ 学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 地区生涯学習プラザ等において、手話などのボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成に努めている。
⑤ ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉協議会の活動を補助することで、将来の担い手の育成を目的として、地域学校協働本部と連携した、小学生対象のボランティア講座、小学生親子向け福祉・防災学習等を行っている。 市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおいて、地域活動における新たな担い手の確保について取組を進めるとともに、市社会福祉協議会のささえあい地域活動センター「むすぶ」では、ボランティア講座等の受講者の中で地域活動への参加を希望する人を活動につなげる取組を進めている。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備・改善にあたっては、今後の取組内容を示した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と同計画の「今後の具体的な取組」、「第1次保全計画」に基づいて、引き続き、着実に取組を進めていく必要がある。 対象事業所（あぜくら分場、あいあい分場）の機能移転にあたっては、環境の変化による利用者への配慮や移転先地域の理解など様々な課題が伴うため、事業の安定継続を前提として、運営法人との協議・調整を進めていく必要がある。また、「身体障害者福祉会館」については、移転後も現在の会館機能が維持され、障害のある人にとってより使いやすい施設となるよう、当事者団体への丁寧な説明や関係機関等との協議・調整を進めていく必要がある。 障害のある人が「ふれあい学級」に参加することによって、学習の場での仲間づくりや生きがいづくりにつながっていると同時に、障害のない人との交流の場を通して相互理解が図られている。 「自発的活動支援事業」については、引き続き、地域における活動状況やニーズの把握、参加団体の増加に向けた広報等に取り組んでいく必要がある。 身体障害者福祉センターの各種講座（創作・教養講座、スポーツ・レクリエーション等）については、利用状況やアンケートによる調査結果を考慮した上で開催内容を設定しているため、開催回数には毎年増減がある。また、利用者数については昨年度を上回ったものの、引き続き、利用ニーズ等の把握を行い、継続的な増加に向けた取組を進めていく必要がある。 多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、活動につなげていくためには、より身近な地域で、市民が気軽に参加でき、地域課題の気づきにつながる内容や、より専門的・実践的な内容など、興味・関心に応じて学ぶことのできる場や、効果的な周知が課題となる。 高齢化の進展等により今後も支援を必要とする人が増えていくことが予想される中、地域福祉活動を維持・発展させるためには、担い手となる人を効果的に確保・育成する仕組みづくりが課題となる。 		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉会館は、公共施設の整備・改善の一環として、移転が検討されている。今後は、利用・管理団体等から聴き取りを行い、障害のある人にとって使いやすい施設や機能について、再検討を行っていく必要がある。 「ふれあい学級」については、今後、参加する障害のない人が一過性の参加とならないよう組織化するなど、参加者の増加方法を検討する必要がある。 身体障害者福祉センターの利用人数は、以前の定員超過の印象や講座開催の広報不足、施設の運用変更等により、減少傾向にあると考えられる。今後は、利用者へのアンケートだけでなく、新たに利用者へのニーズ把握など、利用促進の方法を検討する必要がある。 ボランティアの登録については、関心の高い講座を定期的で開催するなど、満足度を高めて、参加の継続性を維持していくべきである。今後は、ボランティア参加者の満足度の測定や、参加ニーズと受入ニーズのマッチング方法を検討する必要がある。 	
	概ね順調		継続	
	継続			

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向
方向性	内容
	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備・改善については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」の内容を具体化した同計画の「今後の具体的な取組」と「第1次保全計画」に沿って、引き続き、取組を進めていく。 対象事業所の機能移転に向けては、運営法人の意向や要望等も十分に考慮しつつ、運営場所等も含め関係部局等との協議・調整を進め、具体的な方策をまとめていく。また、会館の移転に向けては、当事者団体の意向や要望等も十分に考慮しつつ、移転工事の設計内容等について、関係部局や移転先施設等と協議・調整を進めていくとともに、移転先施設（教育・障害福祉センター）のバリアフリー改修や情報通信機器等の導入など、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組んでいく。 障害のある人となない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場において交流できる機会を創出していくため、引き続き、「ふれあい学級」を実施していく。 「自発的活動支援事業」については、引き続き、実施状況等の検証を進めるとともに、地域の活動団体や自立支援協議会の意見を伺いながら、効果的かつより良い実施手法について協議・検討していく。 身体障害者福祉センターの各種講座については、利用ニーズの把握や開催内容の充実等に努めるとともに、市報等による広報や関係団体への周知を行い、利用者数の増加につなげていく。 身近な地域で福祉学習を広げるために、生涯学習プラザを中心として、市地域振興センターや市社会福祉協議会と連携し、地域の福祉ニーズ等に応じた様々な学びの場づくりと情報発信を進めていく。

活動指標名	方向	基準値		実績値							
				H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
1 身体障害者福祉センターの利用者数	↑	H25	12,183	人	10,396	9,078	7,878	7,541	8,571	7,449	**
活動状況	センター実施事業である「創作・教養講座」や「スポーツ・レクリエーション」、「その他社会参加のための派遣事業」の令和元年度の延べ利用者数は、年度末に新型コロナウイルス感染症の影響を受けたこともあり、7,449人と減少している。										
活動指標名	方向	基準値		実績値							
2 ふれあい学級への参加者数	→	H25	296	人	269	306	201	188	282	193	**
活動状況	参加者の固定化を防ぐため、幅広い周知や関係団体との連携に取り組むとともに、学習内容の充実を図るため、阪神南各市との情報共有に努めている。なお、「阪神南くすのき学級」は阪神7市1町で、「阪神南青い鳥学級」は阪神南3市の合同で持ち回り実施しており、平成30年度は尼崎市が担当市として、両学級の「尼崎教室」を実施している。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	7	安全・安心	施策目標		基準値			実績値				達成率	
	方向			目標値 (R2)		H27	H28	H29	H30	R1	R2					
関係部局名	福祉課、高齢介護課、災害対策課（危機管理安全局企画管理課）、生活安全課、消費生活センター・計量担当、消防局企画管理課		避難場所を知らない「障害のある人」の割合（R1からアンケート設問を変更）		↓	H25	31.9	%	16.0	—	—	24.4	—	58.2	**	—

施策の方向性 (1) 防災対策

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢や障害等の要配慮者（災害時要援護者）について、災害が発生した際の支援体制の整備を行うため、避難行動要支援者名簿の作成や更新、名簿情報の提供を行うとともに、「尼崎市避難行動要支援者支援指針」等を活用した避難支援体制づくりを推進している。 市民や事業者等への防災意識の向上を図るため、数多くの市政出前講座や防災セミナーの実施、尼崎市防災ブックや各種ハザードマップの全戸配付等の防災啓発、地域の自主的な防災訓練、マップづくりへの支援に取り組んでいる。また、地域の防災活動時には要配慮者の参加の働きかけに努めるとともに、地域住民への要配慮者支援の体制づくりを促進している。
② 避難のための情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の情報伝達については、防災行政無線や尼崎市防災ネット、SNS、広報車、公共施設への掲示など多層的な手段による発信に加えて、防災情報を電話で確認できる「自動電話応答サービス」の導入に取り組んでいる。また、災害時の共助による情報伝達の仕組みを構築するため、自主防災会と意見交換を実施し、災害時の情報伝達・拡散における連携・協力体制の強化を図った。また、視覚障害のある人の情報保障や社会参加の促進、災害情報への迅速なアクセスを支援するため、平成29年度から日常生活用具の新たな給付品目として「地上デジタル対応ラジオ」を追加している。さらに、避難場所への誘導板や避難場所等を掲載した「尼崎市防災ブック」の配付等、災害時の円滑な避難行動に繋がる手段を整備している。
③ 避難所の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「1.17は忘れない」地域防災訓練では、指定避難場所での要配慮者の受け入れに主眼を置き、中学校を会場として避難所運営訓練を実施した。訓練会場に市から保健師を派遣し、JMAT（日本医師会災害医療チーム）と連携した要配慮者の救護活動等を実施し、訓練に参加した施設関係者には災害時の救護活動を体験する機会とした。 福祉避難所の指定については、新たに11施設（特別支援学校1施設、障害者施設9施設、市施設1施設）を指定し、令和元年度末で36施設となっている。また、「福祉避難所開設・運営マニュアル作成手順書」をもとに、3施設でマニュアルが作成され、そのうち2施設においてマニュアルに基づく訓練を実施し、引き続き、福祉避難所指定施設のマニュアル作成支援を進めている。
④ 関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 尼崎市ケアマネジャー協会総会において、避難行動要支援者への支援について講演を行うとともに、協会員に対し担当利用者に避難行動要支援者名簿登録を勧めるよう呼びかけを行った。また、尼崎市ケアマネジャー協会災害対策委員会において、今後の協会としての要配慮者支援の取組方向について意見交換を行った。 個別支援計画作成に向けた事前の取組として、尼崎市ケアマネジャー協会と相談支援専門員へ依頼し、兵庫県主催の防災力養成講座へ12名参加している。 防災意識の向上や市との協力体制などについて、新たに大規模リハビリテーション支援関連団体協議会（JRAT）の関係者と意見交換を行っている。
⑤ 緊急通報等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの高齢者等の安全確保と不安の解消を図るため、緊急通報システム普及促進事業を実施しており、加入者は令和元年度で357人となっている。なお、当該システムの利便性を向上するため、従来のアナログ回線に加えて、平成27年度からデジタル回線を導入している。 聴覚障害のある人など、音声会話による緊急通報が困難な人を利用対象とした、火災・救急時の「尼崎市WEB119・FAX119」の利用促進を行っている。

2 施策の評価 (Check)

内部評価		外部評価	
状況	内容	状況	内容
状況	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災力を高め、要配慮者支援に取り組む支援関係者を増やすためには、市民の「共助」の意識が高まるよう効果的な働きかけを行わなければならない。 また、関係部局と各地域振興センターの地域担当職員が連携し、要支援者名簿を効果的かつ効率的に活用する必要がある。 	状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の名簿は作成されたものの、同意確認の回答率は、まだ十分なものは言えない。また、すべての同意者に対する支援者が確保できないなど、支援体制の整備も進んでいない。今後は、明確な同意以外の名簿への登載や作成名簿の提供先を拡大・確保できる具体策について検討していくとともに、障害のある人が地域や支援者と「顔の見える関係」づくりを進めていけるよう、自立支援協議会「あまのくらし部会」の取組とも連携を図り、普段からの交流機会を確保していくなど、緊急時に速やかに対応できる体制を整備していく必要がある。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 防災マップを作成した地域は順調に増加しており、全地区の完成に向けた支援を継続していく。また、令和元年度は防災マップ作りや防災訓練のほか、防災イベント等の地域の防災活動において要配慮者や福祉施設が参画する機会も増加しつつある。今後は地域の防災活動を支援していくとともに、地域の要配慮者の支援体制づくりを推進するため、地域の防災活動の実施にあたっては、より一層、要配慮者の参加への働きかけに努めていく必要がある。 災害時の共助による災害情報の伝達・拡散に向けた取り組みを今後も地域団体と連携して行っていく必要がある。 災害時の福祉避難所の円滑な開設・運営に向け、各施設におけるマニュアルの策定や訓練等の実施を支援していく必要がある。 災害時における様々な支援関係者と連携するための連絡体制の整備等が課題となっている。 緊急通報システム普及促進事業については、同様の民間サービスの充実などにより利用拡大は低調であるものの、本市では、単身高齢者世帯が多い状況であることから、今後は緊急時に救急要請ができる本事業の必要性は高く、住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう、引き続き制度の周知を図る必要がある。 「尼崎市WEB119・FAX119」の広報については、市のホームページ等を活用してきており、継続的に取り組む必要がある。 	内容	<ul style="list-style-type: none"> 防災マップの作成地域は増えているが、災害はいつ起こるか分からないため、早急に全地域への作成を進めていくとともに、作成に当たっては、地域のつながりを深める取組の一つとして、できるだけ地域の方々に参画を求めていく必要がある。また、避難時に障害のある人やその家族が受け身とならないよう、当事者グループや団体、地域と一緒に進めていく必要がある。 聴覚障害や視覚障害のある人等、避難時の情報伝達が遅れる人への効果的な発信方法を含めた地域内の情報伝達手段に関する仕組みづくりを推進していく。さらに、「地上デジタル対応ラジオ」が対象者に交付されるよう、視覚障害の当事者団体を通じて周知を図っていく。 避難所の充実を図るため、引き続き物資を確保する。 福祉避難所については、特別養護老人ホームを指定することで、市内の設置数は増えている。今後は、先行他市の取組も参考にしながら、市内の作業所や事業所等とも連携を図り、避難所の指定拡大や災害時における物資の備蓄、医療・薬品の供給体制の確保など、支援体制の整備等について検討していく必要がある。 聴覚障害のある高齢者に「尼崎市WEB119・FAX119」の十分な周知が進んでいないと感じられる。もっと分かりやすい広報に努めて、利用を促進していく必要がある。

やや遅れている

遅れている

継続

活動指標名	方向	基準値	実績値							
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
1 防災マップの作成地域数	↑	H25 25 か所	32	39	45	53	61	70	**	
活動状況	地域の防災マップ作りでは、自主防災会が行うまち歩きや地図作成等の支援を行っている。その結果、地域での自主的な防災訓練の実施回数や防災マップの作成地域数が年々増加しており、全地区（75地区）の完成まで残り5地区（見込）となっている。									
活動指標名	方向	基準値	実績値							
2 福祉避難所の指定数	↑	H25 6 か所	6	6	20	22	25	36	**	
活動状況	市内の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人と協定を締結し、福祉避難所の指定数を増やしている。引き続き、福祉避難所の指定拡大に向けて、社会福祉施設や学校施設等に対して協力を求め、調査・協議を進めている。									
活動指標名	方向	基準値	実績値							
3 避難場所を知らない「障害のある人」の割合（※）	↓	H25 31.9 %	—	—	—	24.4	—	58.2	**	
活動状況	平成26年12月に避難場所等を掲載した「尼崎市防災ブック」を全戸配布するとともに、市ホームページやSNSの活用、市政出前講座等によって広報に努めている。（※ 令和元年度から「災害時に避難する場所の認知度（単独のアンケート設問）」に変更している。）									

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	7	安全・安心	施策目標		基準値			目標値 (R2)	実績値				達成率		
	方向			H25		31.9	%	16.0	H27	H28	H29	H30	R1	R2				
関係部局名	福祉課、高齢介護課、災害対策課（危機管理安全局企画管理課）、生活安全課、消費生活センター・計量担当、消防局企画管理課					避難場所を知らない「障害のある人」の割合（R1からアゲト設問を変更）	↓	H25	31.9	%	16.0	—	—	24.4	—	58.2	**	—

施策の方向性 (2) 防犯対策、消費者保護

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)		2 施策の評価 (Check)				3 今後の取組方向 (Act)	
取組項目	活動概要	内部評価		外部評価		取組方向	
		状況	内容	状況	内容	方向性	内容
① 防犯対策の推進	<p>・市民が安全に安心して暮らすため、街頭犯罪防止事業などの取組を行っている。特に、平成25年度の「ひったくり撲滅宣言」以降、職員による自主防犯パトロール、可動式防犯カメラの設置、地域団体に対する防犯カメラの設置補助等を進めるとともに、平成30年に実施した警報機付きロックを装備したタミー自転車の活用による自転車盗難対策を地域団体に加え、令和元年度は事業者とも連携して取り組んでいる。なお、令和元年度のひったくり認知件数は38件、自転車盗難認知件数は1,503件（速報値）となっており、自転車盗難認知件数については、平成以降最少であった昨年度の認知件数から更に減少している。</p>	概ね順調	<p>・職員による自主防犯パトロールや可動式防犯カメラ設置等の取組のほか、自転車盗難対策の地域との連携により、ひったくりや自転車盗難の認知件数が減少傾向にあることから、地域における防犯力や体感治安の向上が図られている。</p> <p>・消費生活に係る啓発については、近年、若年層への消費者教育にも努めている。また、消費生活相談では、助言による自主交渉やあっせんによる解決は高い水準で推移していることから、相談業務等の効果が上がっているものと考え。</p>	概ね順調	<p>・防犯対策や消費生活相談の取組は、概ね順調に推移している。今後は、それらの実績把握や効果検証を行い、その結果に基づいた対策の推進を検討していく必要がある。</p>	継続	<p>・本市の喫緊の課題であったひったくりは減少傾向にある中、同一犯による連続発生により半年で増加したが、引き続き対策に取り組んでいく。また、自転車盗難は平成以降最少を推移する中で、新たな目標に向け、継続して取組を進めていく。また、特殊詐欺の認知件数は本市では減少傾向にあるものの、阪神間では集中的に認知されていることから、近隣の動向を注視し、効果的・効率的な事業を関係機関と連携しながら展開していく。</p> <p>・新たな詐欺等が多数発生し、その手口も益々巧妙となっているため、引き続き、啓発による防止と消費生活相談による早期解決の両輪で取り組んでいく。</p>
② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	<p>・市民自らが消費生活被害に遭わないよう備えることが大切であることから、悪質な訪問販売や投資商品等による被害を防ぐため、消費生活に関する情報発信や意識啓発を行っている。また、一方で消費生活に係るトラブル等への助言やあっせんなどの相談業務も実施し、早期解決を図っている。</p>						

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	8	情報、啓発・差別の解消	施策目標		基準値			目標値 (R2)		実績値				達成率	
	方向			基準値		目標値 (R2)	H27	H28	H29	H30	R1	R2						
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、疾病対策課、議会事務局総務課、広報課、ダイバーシティ推進課、中央図書館					障害者差別解消法の認知度	↑	H25	10.3	%	32.3	—	—	11.3	—	14.0	**	16.8%

施策の方向性 (1) 情報の利用のしやすさ

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」を毎年更新し、市ホームページを活用して広報に努めている。また、「市報あまがさき」の点訳・音訳である「点字あまがさき」「声の広報」や「議会だより」等を発行するとともに、市報においては、障害のある人への「お知らせ欄」にファックス番号を併記するなど、障害のある人に市の施策やまちの情報等の提供を行っている。 視覚障害のある人が本に親しみ、生涯学習の一助としてもらうため、点字図書・録音図書の郵送貸出しを行っている。
② 意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、手話通訳者と要約筆記者の派遣・事業を実施しており、平成26年度からは盲ろう者向け通訳・介助員の派遣も実施している。派遣実績については、平成26年度の979件・79人から令和元年度は1,118件・91人となっており、その担い手となる意思疎通支援者数については、平成26年度の45人から令和元年度は52人とどちらも確実に増加している。また、支援者の養成に向けては、平成29年度から手話通訳者養成講座（3講座）を各年度で切れ目なく受講できるよう事業を拡充し、支援者の増加に向けた取組を進めるとともに、平成30年度からは「通訳Ⅲ」を開講して、通訳者のレベルアップや実践力の向上を図っている。さらに、令和元年度からは失語症者向け支援者の養成講座を開講しており、講座修了実績については、平成26年度の30人から令和元年度は41人と増加傾向にある。 障害者基本法において、障害のある人に対する情報提供や意思疎通支援の充実が掲げられていることや、「手話の普及等を目的とする条例（手話言語条例）」の制定を進める機運が全国的に高まっていることから、本市では、平成28年度から「尼崎市手話言語条例検討協議会」において、聴覚障害の当事者や意思疎通支援者等と協議・検討を重ね、平成29年12月に「尼崎市手話言語条例」を制定・施行し、あわせて条例の啓発リーフレットも作成した。平成30年度からは、同条例に掲げる手話やろう者への理解や手話の普及等の施策を総合的かつ計画的に推進するため、「尼崎市手話言語条例推進協議会」を設置して、協議を進めている。また、手話ハンドブック・パンフレットを作成して各種講座やイベント等で配布するとともに、「はじめての手話講座」など市民向けの簡単な手話講習会を開催しており、令和元年度の参加実績は4講座・30人となっている。 障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、「尼崎市人権文化いきづまづくり条例」の策定段階において、当該条例に掲げる定義や施策の策定に係る考え方、位置付け等の整理を行い、その内容を各当事者団体に説明することで、情報共有を図った。
③ 講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、身体障害者福祉センターにおいて各種講座を開催している。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容等を設定しており、平成30年度は従来から開講している、肢体障害や視覚障害のある人を対象とした「パソコン講座」のほか、「スマホ体験講座」や中途失聴者を対象とした手話講座など、延べ23講座を開催している。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	状況	内容	状況	内容
	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の手引き（心身障害者児用、精神保健用）については、福祉と保健の窓口を設置するとともに、市ホームページにおいてリンク付けをするなど、利便性の向上を図っている。また、市報については、視覚障害のある人への対応として、点訳版と音声版（CD版、デジ版）を発行しているほか、聴覚障害のある人を対象とした記事についてはファックス番号を併記するなど一定の対応に努めている。 視覚障害のある人への点字・録音図書の郵送貸出しについては、これまでも実績があり、障害のある人の読書活動支援に大きな役割を果たしている。 意思疎通支援者の派遣事業については、対象となる外出先を公的機関や医療機関等に限定していることから、社会参加活動等に係る外出も派遣対象となるよう拡充が求められている。一方で、近年の利用実績は増加傾向にあり、利用ニーズも高まっている。そのため、支援者の確保に向けて、平成29年度以降、受講機会の拡大や新たな講座の開設等に取り組んできており、修了者数は増加傾向にあるものの、午前開催の講座の受講者数が少ないことや派遣事業の支援登録者数がほぼ横ばいであるため、引き続き、支援者の増加に向けた取組が必要となっている。 「尼崎市手話言語条例推進協議会」において、同条例に掲げる手話やろう者への理解や手話の普及等の施策を計画的に推進することが求められている。そのため、手話やろう者への理解に向けて、手話講習会の開催や手話ハンドブック・パンフレットの配布など、取組を進めてきたが、市民等向けの手話講習会の参加者数が増えおらず、より効果的な周知・広報が必要となっている。 障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、現在策定を進めている「人権文化いきづまづくり計画」や次期「尼崎市障害者計画」において、現状の取組や課題、今後の方向性等を示していく必要がある。 身体障害者福祉センターの各種講座（手話講座、パソコン講座など）については、利用状況やアンケートによる調査結果を考慮した上で開催内容の設定をしているため、開催回数には毎年増減がある。引き続き、利用ニーズ等の把握を行っていく必要がある。 	やや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 「尼崎市民べんり帳」など市の広報物において、案内などにファックス番号が掲載されていないところがある。今後は全てに掲載するとともに、ファックスによる問い合わせ等に対して、適切に対応できているか検証していく必要がある。 意思疎通支援者の派遣実績は順調に推移しており、また、養成講座の受講者数や修了者数についても、講座内容の充実や夜間の開催等によって増加傾向にある。しかしながら、登録支援者の人数は増えておらず、近年横ばいの状況が続いており、市の喫緊の課題となっている。今後は、講座修了者が登録に至らなかった理由等の把握・分析を進め、地域の手話サークルとも協力体制を築いていくなど、その対応や支援策を検討していくとともに、支援者の処遇向上や公共施設への配置など意思疎通支援の体制の充実について検討していく必要がある。 「手話言語条例」の制定により、「手話が言語である。」と示されたことを前提として、手話を使う環境を整えていくことが重要である。その取組の一環として実施した「市民等向けの手話講座」については、全体的に申込者が少なかったものの、参加者の中から「手話奉仕員養成講座」の受講に繋がるといった良い事例も生まれている。今後は、開催内容の充実や運用方法の改善等を図り、参加者を増やしていくとともに、更なる普及啓発に向けて、手話の動画や市の広報媒体等を活用した新たな取組を検討していく必要がある。 手話言語条例の取組等も踏まえ、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定や施策の展開も視野に入れる必要がある。なお、障害のある人等に対する情報支援として、点字や音声、テキストデータ化を推進するほか、コミュニケーションツールとして、絵カードやモバイル機器等を活用することも効果的である。

3 今後の取組方向 (Act)

取組方向	
方向性	内容
重点化	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人への情報提供にあたっては、できる限り障害特性に配慮したものになるよう、引き続き、利便性の向上に努めていく。 引き続き、ボランティアグループとの協働により、障害のある人のニーズに応えた点字・録音図書の取組を行っている。 意思疎通支援事業について、派遣事業は潜在的な利用ニーズが高く、加えて対象とする派遣理由の拡充を求める声が多いことから、引き続き、委託先である尼崎市聴覚障害者福祉協会と連携を図り、事業の運用方法などについて検討していく。また、意思疎通支援者の確保に向けては、引き続き、各養成講座を実施するほか、委託先である尼崎市聴覚障害者福祉協会と連携を図り、手話講習会での支援内容の紹介や他市の運用を参考にするなど、支援者の増加に向けた取組を進めていく。 「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話の理解や普及等に向けては、広範冊子の配布先を拡大していくとともに、参加者数が伸びていない手話講習会の一層の周知に向けて、本庁舎1階にある「聴覚障害者コミュニケーション支援センター」やSNSを活用するなど効果的な情報発信に取り組んでいく。また、「尼崎市手話言語条例推進協議会」において、これら取組の評価・検証を行い、引き続き、施策の計画的な推進に取り組んでいく。 障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、人権文化いきづまづくりの推進に関する施策（人権施策）としての位置付けや、情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上の視点も考慮しながら、次期障害者計画に今後の方向性等を盛り込んでいく。また、尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）に基づく、身体障害者福祉会館の移転にあたっては、移転先施設（教育・障害福祉センター）のバリアフリー改修や情報通信機器等の導入など、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組んでいく。 身体障害者福祉センターの各種講座については、利用ニーズの把握を行い、開催内容の充実等に努めるとともに、市報等による広報や関係団体への参加依頼を行うことで、利用者数の増加につなげていく。

活動指標名	方向	基準値	実績値							
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
1 意思疎通支援事業の利用者数	↑	H25 81 人	80	81	89	81	98	91	**	
活動状況	意思疎通支援者の派遣事業については、令和元年度の利用者数が91人とほぼ横ばいの状況となっている。									
活動指標名	方向	基準値	実績値							
2 点字・録音図書の利用者数	→	H25 6,978 人	6,002	5,714	5,666	5,331	4,891	4,476	**	
活動状況	これまで頻りに利用されていた方が減った影響はあったものの、依然として点字・録音図書の郵送貸出しのニーズは高いため、ボランティアグループとの協働によって取り組んでいる。									

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	8	情報、啓発・差別の解消	施策目標		基準値			目標値 (R2)		実績値					達成率
	方向			基準値		目標値 (R2)	H27	H28	H29	H30	R1	R2						
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、疾病対策課、議会事務局総務課、広報課、ダイバーシティ推進課、中央図書館					障害者差別解消法の認知度	↑	H25	10.3	%	32.3	—	—	11.3	—	14.0	**	16.8%

施策の方向性 (2) 理解・啓発活動及び差別解消

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 理解の促進・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、理解促進研修・啓発事業として、地域交流の場となる「市民福祉のつどい」を毎年開催しており、平成29年度からは「提案型事業委託制度」により「ミーツ・ザ・福祉」として、イベントの活性化を図っている。開催にあたっては、参加者が会場内を行き交いがしやすいよう、レイアウトの改善を図るとともに、SNSを活用した広報や当日の手引きを作成することで、障害福祉関係の施設だけでなく、一般店舗や多くのボランティアの参加を募ったこと等により、イベントの出店者、出演者ともに増加傾向にある。また、令和元年度は実行委員会のメンバーが「ミーツの学校」や「ミーツ・ザ・福祉サミット」等のプロジェクトを独自に催すなど、新たな交流が生まれている。なお、委託事業者から改めて、従前の「提案型事業委託制度」による事業実施の提案があり、審査会において評価・採択されている。 人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、地域総合センターを中心とした人権問題講演会や啓発映画の上映、啓発紙の発行など、各種啓発事業を実施している。
② 差別解消への取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害を含むあらゆる人権問題の解決を目指す理念条例である、「（仮称）尼崎市人権文化いきつくまちづくり条例」の制定に取り組んでいる。また、当該条例の周知パンフレットにおいては、「障害者差別解消法」の周知も併せて行うことで、一層の啓発に取り組んでいる。 障害のある人への人権についての理解や差別事象の解消を促進するため、ハートフルシネマ「人権問題市民啓発映画会」や「じんけんスタディツアー」等で講演を実施するとともに、地域総合センターにおいて講演会を実施するなど、普及啓発活動に取り組んでいる。 障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市の新任課長や新採職員を対象とした「職員対応要領」等の研修を行うほか、地域の関係者を対象とした「市政出前講座」の実施している。また、地域への啓発や制度の一層の周知に向けては、既存の啓発用リーフレットを増刷して全公立中学校に配布し、各中学校に対して、障害当事者が参加する授業や教員研修の案内を行うほか、新たに制定された「尼崎市人権文化いきつくまちづくり条例」の周知パンフレットにも障害者差別解消法の概要等を掲載することで、周知・啓発を図った。 障害者差別に関する相談窓口や関係機関等のネットワークを構成していくため、「障害者差別解消支援地域協議会」を開催して、地域の関係機関等と協議を進めており、新たな啓発用パンフレットの作成やそれを活用した地域への啓発方法等について協議・検討を行っている。また、個人や事業所からの相談にも適宜応じている。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」については、「提案型事業委託制度」を活用することでイベントの活性化が図れ、より多くの人に障害のある人のことを知ってもらえるきっかけづくりの場となっている。また、当該イベントの実行委員会メンバー等によって、独自のプロジェクトが催されるなど、新たな交流の場が生まれ、繋がりが広がっている。 人権啓発については、これまで人権侵害の防止と被害者支援の取組を進めてきており、「人権を身近な問題として感じている市民の割合」は増加している。さらにその割合を増やすために、ハートフルシネマ「人権問題市民啓発映画会」や「じんけんスタディツアー」等で講演を実施することで、普及啓発の場を設けてきている。今後も差別意識や差別事象の解消を促進するため、継続的に各種事業に取り組む必要がある。 人権侵害の被害者が身近に相談でき、適切で効果的な支援が受けられるよう、差別解消に関する情報の提供や相談員の養成、地域の関係機関によるネットワークの構築など、支援体制の構築について検討していく必要がある。 障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」が、全ての市職員の内部的規範となるよう、引き続き、研修の機会等を設けて周知を図る必要がある。 障害者差別に関する事例の共有や解消に向けた取組を行うため、引き続き、「尼崎市障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催していく必要がある。また、「障害者差別解消法の認知度」が依然として低いことから、地域への一層の啓発等に取り組んでいく必要がある。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 「市民福祉のつどい」など啓発事業の開催頻度は高いとは言えない。今後は、地域総合センターで継続的に啓発講座を開催するなど、事業の開催頻度を高め、参加者による効果測定等について検討していく必要がある。また、啓発事業の効果をより高めていくため、子どもを対象とするものや障害のある人が当事者としての思いを直接伝えていくものを実施していく必要がある。 平成28年度に設置した「障害者差別解消支援地域協議会」において、障害者差別の事例等について、定期的に専門家や関係機関等が検証し、解消に向けた取組を実施するとともに、地域住民や関係機関への啓発等を検討していく必要がある。 	継続

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向
方向性	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> 「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」については、更なる付加価値を生み出していけるよう、引き続き、委託事業者や実行委員会、市民等との協働に取り組んでいく。 人権に関する市民意識調査の結果を踏まえ、また、新たな条例に基づき設置する審議会の意見を聴取して、「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」の次期計画を策定する。同計画において、様々な人権課題を反映させるとともに人権文化いきつくまちづくりを推進させていくため、人権教育や啓発に関する取組を継続していく。 人権侵害の被害者がいつでも相談できるよう、引き続き、法務局尼崎支局や尼崎人権擁護委員協議会、尼崎人権啓発協会など関係機関等との連携の充実を図っていく。 「職員対応要領」や障害の理解につながる研修を市の新任課長や新採職員を対象とした研修メニューに位置付け、今後も定期的に開催していく。 「尼崎市障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催し、地域の関係機関によるネットワークの構築を図るとともに、差別事例の共有やその解消に向けた取組について協議していく。また、地域への啓発を進めていくため、引き続き、効果的なパンフレット・リーフレットの活用方法や啓発手法・ツールの提案等についても検討していく。

活動指標名	方向	基準値		実績値							
		基準値	実績値	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
1 障害をテーマとした啓発事業等の開催回数	↑	H25	4	回	6	7	18	13	23	13	**
活動状況	令和元年度は、ハートフルシネマ「人権問題市民啓発映画会」の他、「じんけんスタディツアー」や地域総合センターにおいて講演会など、計13回の啓発事業を開催している。										
活動指標名	方向	基準値		実績値							
2 障害者差別解消法の認知度	↑	H25	10.3	%	—	—	—	11.3	—	14.0	**
活動状況	障害者差別解消法の啓発については、国のパンフレットや市が作成した啓発用リーフレットを配布するほか、ホームページでの広報等により、周知に努めている。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	施策目標		基準値			目標値 (R2)		実績値				達成率	
	方向			基準値		目標値 (R2)	H27	H28	H29	H30	R1	R2						
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、北部・南部福祉相談支援課、人事課（人材育成担当）、選挙管理委員会事務局					障害者虐待防止法（※）の認知度（R1から障害者虐待・緊急通報先に変更）	↑	H25	16.9	%	45.2	—	—	12.8	—	31.8	**	—

施策の方向性 (1) 権利擁護

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)

取組項目	活動概要
① 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護に関して福祉の中核となるセンター機能の必要性が高まっているため、「権利擁護ネットワーク構築事業」や「市民後見推進事業」を先行して実施し、権利擁護に関する専門職との連携や課題検討を進めるとともに、市と社会福祉協議会の連携・協力のもと、地域の人材を市民後見人として育成し、弁護士など専門職がバックアップする中で活動を進めてきた。平成26年度にはこれらの事業を統合して「尼崎市成年後見等支援センター」を設置している。また、平成30年1月の「保健福祉センター」の開設にあわせて、成年後見等支援センターを南北2か所に増設し、相談体制を強化しており、相談の受付や方針の検討、後見の申立・監督、市民後見人の養成等について一体的な支援を行っている。なお、令和元年度は、指定相談支援事業所の連絡会や家族会等で講義を行うなど、国の制度改正の内容も含め、制度周知のための研修や講師派遣を行っている。
② 障害者虐待防止への取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に対応するため、障害福祉課をはじめ庁内関係課の連携のもと、障害者虐待に係る通報や届出を受けるとともに、委託相談支援事業所の協力により、随時必要な支援を行ってきており、平成25年度からは、被虐待者の生命や身体に危険が及ぶ場合、一時的に保護する場所を確保している。また、平成30年1月の「保健福祉センター（障害者支援課）」の開設にあわせて「障害者虐待防止センター」を設置するとともに、夜間・休日の虐待通報に係る電話受付業務を民間会社に委託することで、常時の通報受付体制（24時間対応）を確保し、通報・相談者等からの聞き取りや担当職員への報告・引き継ぎなど支援体制の充実を図っている。なお、令和元年度の通報・相談件数は102件（うち、虐待認定5件）となっている。 虐待事例への対応にあたっては、複数の職員で支援にあたることで、OJTによる人材育成にも取り組んでいる。また、虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知を図るため、令和元年度はこれまでのパンフレット等の配布に加えて、障害者虐待に見識のある専門家を講師として招き、相談支援・就労支援・地域生活支援のネットワーク会議に参画する事業所を対象として、合同研修会を開催している。

2 施策の評価 (Check)

状況	内部評価		外部評価	
	内容	状況	内容	状況
	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用支援については、相談対応など支援の機会を概ね増加傾向にある。また、当該制度については、潜在的なニーズはあるものと思われるため、支援を要する人に対しては適切な制度利用に結び付ける必要がある。一方、家族会での研修会の際に、「親亡き後」の障害当事者の将来が不安であるとの意見を受け、当事者や家族、支援者が将来の備えとして制度の知識を持ち、将来に対して安心感を持てるようにとの観点から、制度周知や啓発を進めていくことも必要である。 虐待・緊急通報先の認知度は、令和2年2月に実施したアンケート調査結果で31.8%と、障害当事者等においても未だ低い状況にある。また、虐待・緊急通報の増加に伴い、その対応件数も増加しており、支援体制の確保や担当職員の支援力・判断力の向上が求められる。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定が困難な人への支援の必要性が高まっていくことが予測される。今後は、支援制度を分かりやすく周知することや、支援にあたる人材の早期育成など体制強化に取り組んでいく必要がある。また、「尼崎市成年後見等支援センター」や福祉サービス利用援助事業のケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。 障害者虐待に関する通報や相談については、今後、対応したケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討するとともに、虐待防止に向けた一層の啓発活動や再発予防の取組について検討していく必要がある。 	遅れている

3 今後の取組方向 (Act)

方向性	取組方向	
	内容	内容
	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度については、「尼崎市成年後見等支援センター」において、引き続き、支援を要する人に対する制度利用を進めていく。また、障害当事者や家族、支援者が将来の備えとして知識を持てるよう、家族会や相談支援事業所等に対して丁寧に周知啓発するとともに、連携を密にして、障害当事者の権利擁護に繋がるよう相談支援に努めていく。 障害者虐待防止対策については、「障害者虐待防止センター」でのOJTによる人材育成や関係機関との連携に取り組み、引き続き、支援体制の確保に努める。また、虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、これまでの取組に加え、障害者差別解消法や新たに制定された「尼崎市人権文化いきつくまじつくり条例」の取組とあわせた啓発を企画していくなど、より効果的な方法を取り入れていく。 	継続

活動指標名	方向	基準値		実績値							
		基準値	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
1 成年後見制度利用支援事業の利用件数	↑	H25	11 件	15	15	15	36	29	35	**	
活動状況	制度が必要な障害のある人は、相談支援を通じて発見することが多いため、関係機関との連携に取り組んでいる。なお、令和元年度の事業の利用件数は35件となっている。										
活動指標名	方向	基準値		実績値							
2 成年後見制度の認知度	↑	H25	21.7 %	—	—	—	22.4	—	28.0	**	
活動状況	当該制度の周知のため、制度内容に関するパンフレットを配布し、民生委員や当事者団体、市民グループなどを対象に「成年後見等支援センター」による研修を行うなど周知に努めている。										
活動指標名	方向	基準値		実績値							
3 障害者虐待防止法（※）の認知度	↑	H25	16.9 %	—	—	—	12.8	—	31.8	**	
活動状況	障害者虐待の防止に向けた制度内容を記載したパンフレット等を作成・配布して周知に努めており、令和2年2月に実施したアンケート調査の結果をみると、障害者虐待・緊急通報先の認知度は31.8%となっている。（※ 令和元年度から「障害者虐待の通報先の認知度」に変更している。）										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（令和元年度）

重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	施策目標	方向	基準値			目標値 (R2)	実績値				達成率		
	H27			H28				H29	H30	R1		R2						
関係部局名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部障害者支援課）、北部・南部福祉相談支援課、人事課（人材育成担当）、選挙管理委員会事務局					障害者虐待防止法（※）の認知度（R1から障害者虐待・緊急通報先に変更）	↑	H25	16.9	%	45.2	—	—	12.8	—	31.8	**	—

施策の方向性 (2) 行政サービス等における配慮

1 施策の進捗状況 (Plan・Do)		2 施策の評価 (Check)				3 今後の取組方向 (Act)	
取組項目	活動概要	内部評価		外部評価		取組方向	
		状況	内容	状況	内容	方向性	内容
① 市職員等の理解と配慮	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市の新任課長や新採職員を対象とした「職員対応要領」の研修を開催している。また、市職員の理解促進や必要な配慮に対する取組として、新採職員や希望者を対象とした「手話研修」を継続実施しており、令和元年度からは新任課長も対象に加えるとともに、新たに作成したパンフレット等を活用して開催している。なお、研修の受講者を募集する際には、情報支援の必要性を確認し、参加者への配慮も行っている。 障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の施行に伴い、聴覚障害のある市職員の職域における情報保障の拡大促進のため、平成28年7月から職員向け手話通訳者を配置している。また、聴覚障害のある人等の意思疎通に配慮した窓口の環境整備に向けては、南北保健福祉センターに手話通訳者を配置するとともに、両センターや各支所にタブレット端末等を設置し、窓口に来られた聴覚障害のある人等と市役所にいる手話通訳者をビデオ通話で繋ぐなど、現地に手話通訳者が不在でも、手話通訳による意思疎通ができるよう環境を整備している。さらに、聴覚障害のある人への情報保障の一環として、市主催の講演会等で急遽、手話通訳者や要約筆記者が必要となった場合でも配置ができるよう、平成30年度から予備的経費を確保している。なお、令和元年度は、「1.17は忘れない」地域防災訓練と「聴覚障害者向け緊急通報システム（WEB119）更新に伴う説明会」の際にそのような事例が発生したため、意思疎通支援者を配置し、その対応にあたっている。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」が、全ての市職員の内部的規範となるよう、引き続き、研修の機会等を設けて周知を図る必要がある。また、市職員を対象とした手話に関する研修の開催については、「尼崎市手話言語条例」の趣旨に則り、市職員の意識啓発や理解促進を図ることとあわせて、今後も、窓口対応等にも役立てることができるよう、定期的開催していく必要がある。 聴覚障害のある市職員のもとへ手話通訳者を派遣することで、日常業務や研修における情報保障の充実が図られつつある。また、南北保健福祉センターへの手話通訳者の配置や両センターと支所等へのタブレット端末等の設置については、より効果的な運用について検討していく必要がある。市主催の講演会等における意思疎通支援者の配置に係る予備的経費については、予期せぬ事態に対応するためにも、継続した取組が必要である。 	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> 市役所の窓口において、「一緒に次の窓口に行ってくれた。」等の配慮事例が増えてきている。平成28年4月に施行した障害者差別解消法に向けた取組が行えるよう、市職員に対する服務規程の整備や紛争解決の手段を講じる必要がある。なお、その際は、具体的な事例を挙げた分かり易いものにするとともに、市民に広く周知していく必要がある。また、委託業務の受託者についても、市役所の職員と同様に合理的配慮を意識するよう研修等を実施していく必要がある。 手話言語条例の制定により、「手話が言語である。」と示されたことから、合理的配慮の提供義務がある市役所の職員については、対応要領を十分理解することとあわせ、今後は、「手話研修」の充実を図り、希望者のみならず、全職員を対象とした研修を実施する必要がある。また、職員の手話に対する学習意欲や意識を向上させるには、他市で実施されている手話検定費用の助成制度を導入していくことも効果的と考えられる。 パソコンやタブレット端末を活用した窓口での「遠隔手話通訳」を実施しているが、十分に活用されていない状況であるため、体験利用の機会をつくるなど当該サービスが来庁者に浸透するよう取り組む必要がある。また、市主催の講演会や市民参加イベント等における意思疎通支援者の配置にあたっては、予備的経費の確保だけでなく、配置基準など運用面についても、引き続き検討していく必要がある。 障害特性に応じた配慮や対応があれば投票が可能なるものいるため、各投票所の体制整備や市民に対する周知を図る必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 「職員対応要領」や「手話」など障害の理解につながる研修について、これまでに作成した各種パンフレット等を活用し、引き続き、市の新任課長や新採職員を対象とした研修メニューとして、定期的開催していく。また、希望者を対象とした手話研修を実施し、幅広く学習意欲の向上に努めていく。 意思疎通に配慮した窓口の環境整備に向けては、引き続き、南北保健福祉センターに配置した手話通訳者や両センターと支所等に設置したタブレット端末等の効果的な運用について検討していく。また、市主催の講演会等における意思疎通支援者の配置に係る予備的経費についても、現行の取組を継続しながら、各所属に対して、合理的配慮の考え方や予算の確保を促していく。 障害特性に応じた選挙情報の提供や必要な配慮等について選挙事務に従事する職員への説明会を行うなど、引き続き、投票環境等の向上に努めていく。
	② 選挙に関する配慮						

尼崎市障害福祉計画（第5期）

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（令和元年度）

目標値（Plan）	1	施設入所者の地域生活への移行に関する目標
-----------	---	----------------------

1 目標値と考え方

●地域生活移行者数： 13人
 （※令和2年度末における施設入所から地域生活への移行者数）
 地域移行が比較的困難な人への対応が増加してくることが予想されるため、地域生活への移行者数については、これまでの実績等を勘案して、第5期国指針に定める目標値の3割程度にあたる13人を目標として設定している。引き続き、地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備や地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していく必要がある。

●施設入所者の削減数： 6人
 （※令和2年度末における施設入所者の削減数）
 毎年一定の施設退所者がいるにもかかわらず、すぐに新たな施設入所者がいるという状況が続いており、これは、障害のある人やその家族の高齢化によって地域生活の継続が困難になることや、家族分離を図る必要がある場合など、入所施設の利用を必要とする人が絶えないことが要因と考えられる。施設入所者の削減数については、引き続き、地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していくことで、第5期国指針に定める目標値の約半数にあたる6人を目標として設定する。

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者数	397人	
【目標】地域生活への移行者数	13人 3.3%	国指針に定める地域移行者数（36人）の3割程度の移行を見込む。
令和2年度末時点の施設入所者数	391人	
【目標】施設入所者の削減数	6人 1.5%	国指針に定める施設入所者の削減数（12人）の約半数を見込む。

2 進捗状況

項目	進捗状況									合計 (H29以降)
	第3期			第4期			第5期			
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
地域生活移行者数	1人	2人	2人	3人	3人	6人	3人	4人		9人
施設入所者（減少）数	3人	▲3人	0人	▲5人	▲9人	0人	▲3人	▲5人		▲8人
	入所 8 退所 5	入所 9 退所 12	入所 6 退所 6	入所 3 退所 8	入所 8 退所 17	入所 7 退所 7	入所 12 退所 15	入所 7 退所 12	入所 退所	入所 26 退所 34

目標値（Plan）	2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標
-----------	---	-------------------------------

1 目標値と考え方

●市内における地域生活支援拠点等の整備数： 1か所以上
 （※令和2年度末における整備数）
 第5期国指針においては、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、市町村ごとの協議の場の設置状況に関する目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和2年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。』とされており、この協議の場については、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が中心となって、当事者や保健、医療、福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う体制を構築する内容となっている。
 今後、本市での設置を進めるにあたっては、保健所や保健福祉センターをはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーションなど精神科医療に携わる関係者による協議や、他都市の整備事例を研究するなどし、さらなる検討を進めていくことが必要である。
 そのため、本市においては、第5期国指針に定めるとおり、令和2年度までの設置を目標とし、環境が整った段階で協議の場を設定する。

項目	数値	考え方
【目標】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	市単独で設置	令和2年度末までに設置する。

2 進捗状況

項目	進捗状況					
	第4期			第5期		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
協議の場の設置	—	—	—	無	無	

目標値（Plan）	3	地域生活支援拠点等の整備に関する目標
-----------	---	--------------------

1 目標値と考え方

●市内における地域生活支援拠点等の整備数： 1か所以上
 （※令和2年度末における整備数）
 地域生活支援拠点等については、居住支援機能（グループホーム等の整備や利用促進）に地域支援機能（①相談支援機能、②体験の機会・場の提供、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を組み合わせた拠点について、これらの機能を複合的な機関で担う「多機能型」、もしくは、地域の複数の機関で各機能を分担する「面的整備型」の整備について推進する内容となっている。なお、当該目標値については、第4期国指針にも、平成29年度末までの整備を目標として掲げられていたことから、本市では、平成30年1月の「基幹相談支援センター（保健福祉センター）」の開設にあわせて、「面的整備型」により当該拠点を整備している。
 そのため、本計画の期間においては、当該拠点が持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との協議・連携や各機能の充実等に取り組む。

項目	数値	考え方
【目標】市内における地域生活支援拠点等の整備数	1か所以上	令和2年度末までに、少なくとも1つを整備する。

2 進捗状況

項目	進捗状況					
	第4期			第5期		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
地域生活支援拠点等の整備数	0か所	0か所	1か所 (面的整備型)	1か所 (面的整備型)	1か所 (面的整備型)	

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（令和元年度）

目標値（Plan）	4	福祉施設から一般就労への移行に関する目標
-----------	---	----------------------

1 目標値と考え方

●福祉施設から一般就労への移行者数の増加：47人
 （就労移行支援事業所等を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する人数）
 福祉施設から一般就労への移行者数については、第5期国指針に定めるとおり、平成28年度の一般就労への移行者数の1.5倍の47人を目標として設定する。

項目	数値	考え方
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数の増加	47人	平成28年度の一般就労への移行者数（31人）の約1.5倍の移行を見込む。

2 進捗状況

項目	進捗状況								
	第3期			第4期			第5期		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
一般就労移行者数	8人	26人	22人	22人	31人	30人	63人	51人	

関連目標値（Plan）	4-A	就労移行支援事業利用者数
-------------	-----	--------------

1 目標値

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の就労移行支援事業利用者数	92人	
【目標】就労移行支援事業の利用者数の増加	111人	令和2年度末における就労移行支援事業利用者数について、平成28年度末時点の利用者数（92人）の2割増を見込む。

2 進捗状況

項目	進捗状況					
	第4期			第5期		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
就労移行支援事業利用者数	105人	92人	95人	101人	92人	

関連目標値（Plan）	4-B	就労移行支援事業所の就労移行率の増加
-------------	-----	--------------------

1 目標値

項目	数値	考え方
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	7割以上 10か所以上	令和2年度末において、市内就労移行支援事業所（14か所見込）のうち、就労移行率3割以上の事業所割合（数）。

2 進捗状況

項目	進捗状況					
	第4期			第5期		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
就労移行率の高い 就労移行支援事業所	4か所	6か所	4か所	3か所	2か所	
	40.0%	54.5%	36.4%	30.0%	25.0%	

関連目標値（Plan）	4-C	就労定着支援事業による職場定着率の増加
-------------	-----	---------------------

1 目標値

項目	数値	考え方
【目標】就労定着支援事業による職場定着率	8割以上	各年度末において、市内就労定着支援事業所の支援開始1年後の職場定着率

2 進捗状況

項目	進捗状況					
	第4期			第5期		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
就労定着支援事業による職場定着率 （職場定着率8割以上の事業所数）	—	—	—	未積算 （平成30年10月から支給決定しているため）	1か所	

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（令和元年度）

目標値（Plan）	5	障害児支援の提供体制の整備等に関する目標
-----------	---	----------------------

関連目標値（Plan）	5-①	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
-------------	-----	--

1 目標値と考え方

- 児童発達支援センターの設置： 3か所
（※令和2年度末における児童発達支援センターの整備数）
児童発達支援センターについては、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する内容となっている。本市ではすでに、市立施設の2か所を含めて、市内に3か所の児童発達支援センターを設置している。そのため、本計画の期間においては、当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組む。
- 保育所等訪問支援の充実： 4か所以上
（※令和2年度末における保育所等訪問支援事業所の整備数）
保育所等訪問支援については、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっている。本市ではすでに、市内に3か所の児童発達支援センターを設置しており、当該センターに加えて、指定事業所1か所で保育所等訪問支援を実施している。そのため、本計画の期間においては、保育所等訪問支援の提供体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めていく。

項目	数 値	考 え 方
【目標】児童発達支援センターの設置	3か所	令和2年度末までに、少なくとも1か所以上設置する。
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	4か所以上	令和2年度末までに、利用できる体制を構築する。

2 進捗状況

項目	進 捗 状 況					
	第4期			第5期		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
児童発達支援センター数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
保育所等訪問支援事業所数	4か所	4か所	4か所	5か所	5か所	

関連目標値（Plan）	5-②	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
-------------	-----	---

1 目標値と考え方

- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保： 2か所以上
（※令和2年度末における児童発達支援事業所の整備数）
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する内容となっている。本市ではすでに、市立の医療型児童発達支援センター1か所と指定事業所1か所を設置している。そのため、本計画の期間においては、当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組む。
- 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保： 2か所以上
（※令和2年度末における放課後等デイサービス事業所の整備数）
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、令和2年度末までに、市町村に少なくとも1か所以上確保する内容となっている。本市ではすでに、指定事業所2か所を設置している。そのため、本計画の期間においては、重症心身障害児の支援体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めていく。

項目	数 値	考 え 方
【目標】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所以上	令和2年度末までに、少なくとも1か所以上確保する。
【目標】重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所以上	令和2年度末までに、少なくとも1か所以上確保する。

2 進捗状況

項目	進 捗 状 況					
	第4期			第5期		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
重症心身障害児支援型児童発達支援事業所数	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所	
重症心身障害児支援型放課後等デイサービス事業所数	2か所	2か所	2か所	4か所	5か所	

関連目標値（Plan）	5-③	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
-------------	-----	--------------------------

1 目標値と考え方

- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置： 市または圏域で設置
（※平成30年度末における医療的ケア児支援のための関係機関の整備数）
第5期国指針においては、『平成30年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。』とされており、この協議の場については、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害のある子どもが全国的に増加している状況を鑑み、その医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受け取ることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係者が連携調整を行う体制を整備する内容となっている。
今後、本市または圏域で設置するにあたっては、兵庫県や圏域各市との協議・検討や、保健所や保健福祉センターをはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーション等の医療機関、児童発達支援センター、保育所、特別支援学校など関係機関による協議を進めていくことが必要となっている。
そのため、本市においては、第5期国指針に定めるとおり、平成30年度までの設置を目標として設定する。

項目	数 値	考 え 方
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	市または圏域で設置	平成30年度末までに、市または圏域で設置する。

2 進捗状況

項目	進 捗 状 況					
	第4期			第5期		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
協議の場の設置	—	—	—	無	有	

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（令和元年度）

進捗状況 (Do)	1	障害福祉サービス等
-----------	---	-----------

進捗状況 (Do)	1-①	訪問系サービス
-----------	-----	---------

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●訪問系サービス
 居宅介護等の事業所は一定確保されているが、行動援護等の事業所が不足しているため、移動支援事業を利用する重度の障害のある人について、行動援護等への移行を進めていくとともに、訪問系サービス事業所については、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげる。
 また、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化、障害福祉サービス等ガイドラインに即したサービス等利用計画の作成を促進することで、訪問系サービスの適切な支給決定に努めていくとともに、訪問系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組む。

2 進捗状況

区分		進捗状況					
		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	計画値	50,531 時間/月	51,578 時間/月	53,002 時間/月	51,046 時間/月	52,362 時間/月	53,730 時間/月
		1,584 人/月	1,668 人/月	1,757 人/月	1,742 人/月	1,840 人/月	1,942 人/月
	実績値 (時間/月)	50,678 時間/月 (100.29%)	50,412 時間/月 (97.74%)	50,152 時間/月 (94.62%)	49,735 時間/月 (97.43%)	50,028 時間/月 (95.54%)	(0.00%)
	居宅介護	34,959 時間/月	34,121 時間/月	33,739 時間/月	32,805 時間/月	32,164 時間/月	
	重度訪問介護	10,335 時間/月	11,131 時間/月	11,157 時間/月	11,325 時間/月	12,362 時間/月	
	行動援護	—	—	13 時間/月	430 時間/月	501 時間/月	
	同行援護	5,384 時間/月	5,160 時間/月	5,243 時間/月	5,175 時間/月	5,001 時間/月	
	実績値 (人/月)	1,570 人/月 (99.12%)	1,609 人/月 (96.46%)	1,646 人/月 (93.68%)	1,682 人/月 (96.56%)	1,694 人/月 (92.07%)	(0.00%)
	居宅介護	1,321 人/月	1,358 人/月	1,394 人/月	1,417 人/月	1,421 人/月	
	重度訪問介護	64 人/月	70 人/月	69 人/月	69 人/月	78 人/月	
行動援護	—	—	1 人/月	16 人/月	20 人/月		
同行援護	185 人/月	181 人/月	182 人/月	180 人/月	175 人/月		
短期入所 (福祉型、医療型)	計画値	1,787 日/月	1,874 日/月	1,965 日/月	1,945 日/月	2,022 日/月	2,103 日/月
		332 人/月	354 人/月	378 人/月	401 人/月	427 人/月	455 人/月
	実績値	1,566 日/月 (87.63%)	1,744 日/月 (93.06%)	1,885 日/月 (95.93%)	1,905 日/月 (97.94%)	1,959 日/月 (96.88%)	(0.00%)
		315 人/月 (94.88%)	346 人/月 (97.74%)	372 人/月 (98.41%)	393 人/月 (98.00%)	407 人/月 (95.32%)	(0.00%)

評価 (Check)		今後の取組方向 (Act)
(内部評価)	(外部評価)	(次年度の方向性等)
訪問系サービス全般（短期入所を含む。）の令和元年度実績値については、第5期計画値と比較して、利用時間（日数）・人数とも下回っているものの、利用人数は着実に増加していることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。なお、平成29年10月からの移動支援事業の見直しにより、行動援護の利用が徐々に増えてきており、適切なサービス提供に向けた取組が進んできている。	訪問系サービスの支給実績は、計画値とほぼ同水準で推移しており、利用ニーズに見合ったサービスが一定提供されている。なお、居宅介護の実績値については、利用者数の増加と比較して時間数が減少しているため、検証を行うとともに、行動援護の利用については、移動支援事業からの移行を進めていくため、利用者や保護者へ説明を行っていく必要がある。また、精神障害のある人が利用できる短期入所事業所は、まだまだ不足している。今後は、事業所が増えるよう環境を整備していく必要がある。	訪問系サービスについては、利用者への適切なサービス提供に向けて、行動援護等の事業者を確保していくため、行動援護等の事業所指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、設置協力を求めていくとともに、移動支援事業を利用する重度の障害のある人について、移動支援事業から行動援護等への移行を進めていく。 また、引き続き、「基幹相談支援センター」が中心となって、相談支援事業所の人材育成や連携強化、「障害福祉サービス等に係るガイドライン」に即したサービス等利用計画の作成に取り組み、利用者への適切なサービス提供を確保するとともに、事業者向けの勉強会や実地調査を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。

進捗状況 (Do)	1-②	日中活動系サービス
-----------	-----	-----------

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●日中活動系サービス
 日中活動系サービスについては、国の制度補助（社会福祉施設等施設整備費補助金）を活用するとともに、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげる。就労系サービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては就労継続支援（A型）の適切な事業運営を図る観点から、賃金の支払いに係る規定を設けるなど、就労の質の向上について見直しが行われており、本市においても、これらの取組も踏まえながら、日中活動系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組む。
 また、障害のある人の工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図るため、障害者優先調達推進法に基づき定めた本市の調達方針にのっとり、障害者就労支援施設等からの物品や役務の調達を推進する。

2 進捗状況

区分		進捗状況					
		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
生活介護	計画値	20,419 日/月	21,433 日/月	22,497 日/月	21,183 日/月	21,836 日/月	22,509 日/月
		1,055 人/月	1,102 人/月	1,150 人/月	1,129 人/月	1,166 人/月	1,205 人/月
	実績値	19,499 日/月 (95.49%)	19,935 日/月 (93.01%)	20,554 日/月 (91.36%)	20,875 日/月 (98.55%)	21,109 日/月 (96.67%)	(0.00%)
		1,026 人/月 (97.25%)	1,056 人/月 (95.83%)	1,094 人/月 (95.13%)	1,118 人/月 (99.03%)	1,125 人/月 (96.48%)	(0.00%)
自立訓練（機能訓練）	計画値	166 日/月	174 日/月	183 日/月	124 日/月	131 日/月	131 日/月
		23 人/月	26 人/月	29 人/月	18 人/月	19 人/月	19 人/月
	実績値	107 日/月 (64.46%)	124 日/月 (71.26%)	112 日/月 (61.20%)	159 日/月 (128.23%)	184 日/月 (140.46%)	(0.00%)
		13 人/月 (56.52%)	17 人/月 (65.38%)	17 人/月 (58.62%)	17 人/月 (94.44%)	17 人/月 (89.47%)	(0.00%)

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（令和元年度）

区分		進捗状況					
		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
自立訓練（生活訓練）	計画値	617日/月 36人/月	621日/月 37人/月	645日/月 38人/月	332日/月 22人/月	317日/月 21人/月	317日/月 21人/月
	実績値	433日/月 (70.18%) 25人/月 (69.44%)	259日/月 (41.71%) 17人/月 (45.95%)	440日/月 (68.22%) 29人/月 (76.32%)	448日/月 (134.94%) 26人/月 (118.18%)	475日/月 (149.84%) 30人/月 (142.86%)	(0.00%)
就労移行支援	計画値	1,460日/月 85人/月	1,624日/月 94人/月	1,787日/月 104人/月	1,649日/月 98人/月	1,750日/月 104人/月	1,868日/月 111人/月
	実績値	1,672日/月 (114.52%) 101人/月 (118.82%)	1,577日/月 (97.11%) 94人/月 (100.00%)	1,706日/月 (95.47%) 96人/月 (92.31%)	1,695日/月 (102.79%) 100人/月 (102.04%)	1,619日/月 (92.51%) 99人/月 (95.19%)	(0.00%)
就労継続支援（A型）	計画値	2,081日/月 107人/月	2,168日/月 109人/月	2,254日/月 111人/月	6,194日/月 323人/月	7,061日/月 368人/月	8,050日/月 420人/月
	実績値	3,397日/月 (163.24%) 175人/月 (163.55%)	4,400日/月 (202.95%) 227人/月 (208.26%)	5,283日/月 (234.38%) 270人/月 (243.24%)	5,582日/月 (90.12%) 283人/月 (87.62%)	5,754日/月 (81.49%) 296人/月 (80.43%)	(0.00%)
就労継続支援（B型）	計画値	11,462日/月 678人/月	11,889日/月 704人/月	12,317日/月 731人/月	14,191日/月 869人/月	14,900日/月 913人/月	15,645日/月 958人/月
	実績値	11,231日/月 (97.98%) 675人/月 (99.56%)	12,445日/月 (104.68%) 758人/月 (107.67%)	13,533日/月 (109.87%) 831人/月 (113.68%)	14,280日/月 (100.63%) 879人/月 (101.15%)	14,876日/月 (99.84%) 912人/月 (99.89%)	(0.00%)
就労定着支援	計画値	—	—	—	73人/月	88人/月	108人/月
	実績値	— (—)	— (—)	— (—)	12人/月 (16.44%)	44人/月 (50.00%)	(0.00%)
療養介護	計画値	98人/月	105人/月	113人/月	90人/月	93人/月	96人/月
	実績値	93人/月 (94.90%)	90人/月 (85.71%)	87人/月 (76.99%)	85人/月 (94.44%)	87人 (93.55%)	(0.00%)

評価（Check）	今後の取組方向（Act）	
<p>（内部評価）</p> <p>日中活動系サービスの令和元年度実績値において、生活介護については、第5期計画値と比較して、利用日数・人数ともやや下回っているものの、いずれの実績も増加傾向にあることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。</p> <p>自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、支給決定者数が多くなく、機能訓練の利用期間が限定されていること等から、例年の利用実績に変動が生じやすいが、第5期計画値と比較して、利用日数は上回っており、利用人数はほぼ同水準となっている。実績の推移が概ね増加傾向にあることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。</p> <p>就労移行支援については、第5期計画値と比較して、利用日数はやや下回っているが、利用人数は計画値どおりとなっている。また、就労継続支援（A・B型）については、第5期計画値と比較して、利用日数・人数ともA型は下回っており、B型はほぼ同水準となっている。いずれのサービスも実績は増加傾向が続いており、依然として利用ニーズは高いことが伺える。</p> <p>就労定着支援については、第5期計画値を大きく下回っているものの、その実績は着実に増加している。当該サービスについては、就労移行支援で行う職場定着支援の期間（6か月）を経過した後に提供されるサービスであり、経過後の利用状況やニーズ等の検証に努める必要がある。</p> <p>療養介護については、第5期計画値をやや下回っているものの、その実績は近年ほぼ横ばいの状況が続いている。</p>	<p>（外部評価）</p> <p>日中活動系サービスは、自立訓練と生活介護がほぼ同水準で、就労系サービスの支給実績が大きく増加している。今後は、支援の方法やニーズの高さを調査・分析し、すべてのサービスにおいて、提供体制の整備や質の向上に努めていく必要がある。特に就労継続支援A型については、運営状況等についても点検していくなど、適切なサービス提供の確保が行われているか検証する必要もある。また、宿泊型自立訓練については、地域移行にも活用できるサービスと考えるため、事業所の市内設置に向けて環境を整備していく必要がある。</p>	<p>（次年度の方向性等）</p> <p>日中活動系サービスについては、生活介護や自立訓練の提供体制を確保していくため、引き続き、国の制度補助を活用するとともに、平成30年度から新たに創設された就労定着支援も含め、指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、事業所の設置協力を求めていく。</p> <p>就労継続支援（A・B型）については、利用者の賃金等の支払いに報酬を充てている事業所（A型）や、基本報酬の算定に係る利用者工賃の算出方法が適正でない事業所（B型）が見受けられるため、引き続き、実地指導等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。特にA型事業所については、「経営改善計画書」の提出や面談等により改善内容等の確認を進めているが、今後、改善が見込まれない事業所については、行政指導等も検討していく。</p>

進捗状況（Do） 1-③ 居住系サービス

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 居住系サービス

グループホームの整備促進に向けては、国の制度補助を活用するとともに、市内の利用（待機）状況や利用ニーズ等の把握を行い、市単独の補助制度の創設も検討する。なお、市営住宅を活用したグループホームの整備については、空き室のほとんどが旧耐震住宅であることやエレベーターが未設置であるため利用することが難しく、利便性やバリアフリーの面で障害のある人の住まいに適した物件をどう選定していくかの課題等があるため、引き続き、庁内関係部局と検討を行う。

また、グループホームの利用促進に向けては、低所得のグループホーム利用者への家賃補助制度について、法制度による給付費に加え、県と連携した支援を実施するとともに、地域生活支援拠点の機能を活用し、市内グループホームの利用状況の把握や情報提供等に取り組む。

自立生活援助事業所については、既存の地域移行・地域定着支援事業所等が新規参入できるよう、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置につなげていく。

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（令和元年度）

2 進捗状況

区分		進捗状況					
		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
共同生活援助 （共同生活介護）	計画値	238人/月	261人/月	286人/月	323人/月	355人/月	391人/月
	実績値	243人/月 (102.10%)	264人/月 (101.15%)	279人/月 (97.55%)	300人/月 (92.88%)	301人/月 (84.79%)	(0.00%)
施設入所支援	計画値	416人/月	410人/月	404人/月	399人/月	395人/月	391人/月
	実績値	408人/月 (98.08%)	405人/月 (98.78%)	400人/月 (99.01%)	397人/月 (99.50%)	393人/月 (99.49%)	(0.00%)
自立生活援助	計画値	—	—	—	10人/月	12人/月	14人/月
	実績値	— (—)	— (—)	— (—)	0人/月 (0.00%)	1人/月 (8.33%)	(0.00%)

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価）	（外部評価）	（次年度の方向性等）
<p>共同生活援助の令和元年度実績値については、第5期計画値と比較して下回っているものの、その実績は着実に増加傾向にあることから、一定のサービス提供体制が整備されてきている。なお、保護者の高齢化等に伴い、親元からの自立や一人暮らしなど、今後も利用ニーズは高まっていくことが想定されるため、さらなる整備の促進やサービス提供体制の総合調整（コーディネート）に取り組んでいく必要がある。</p> <p>施設入所支援の令和元年度実績値については、第5期計画値と比較してほぼ同水準となっており、着実に減少している。施設からの退所や地域への移行等が一定進んでいるものの、障害のある人の重度化・高齢化等により、依然として入所のニーズは高いことから、今後、大幅な削減は見込めないことが想定される。</p> <p>自立生活援助については、第5期計画値を大きく下回っている。当該サービスについては、まだ指定事業所数が少なく、今後、施設やグループホーム等から一人暮らし等への移行については、計画相談支援等の機会を通じて、支援ニーズを捉えていく必要がある。</p>		<p>共同生活援助については、グループホームの整備促進に向けて、引き続き、「グループホーム等新規開設サポート事業」を有効に活用することで、市内定員数の増加率の向上を図っていく。また、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」については、国の補助制度を活用して、令和2年度までの整備を目指していく。</p> <p>グループホームの利用促進に向けては、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図っていくため、地域生活支援拠点を持つ機能や業務が円滑に進むよう、関係部局や委託法人、地域の関係機関等との協議を進めていく。</p> <p>平成30年度から新たに創設された自立生活援助については、既存の地域移行・地域定着支援事業所が新規参入できるように、引き続き、指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、設置につなげていく。</p>

進捗状況（Do） 1-④ 相談支援

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●相談支援（サービス等利用計画作成、地域移行・地域定着支援）

サービス等利用計画の作成を促進するため、基幹相談支援センターが中心となり、指定特定相談支援事業所への説明会や意見交換会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、サービス等利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成については、引き続き、県に働きかけを行う。

また、指定特定相談支援や指定一般相談支援の事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていくとともに、障害のある人の地域生活を支援していくため、地域生活支援拠点の機能を活用し、グループホームや短期入所の利用状況の把握や情報提供のほか、夜間・休日における緊急相談への対応等に取り組む。

2 進捗状況

区分		進捗状況					
		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
計画相談支援 （サービス等利用計画、 モニタリング）	計画値	112人/月	224人/月	336人/月	200人/月	293人/月	392人/月
	実績値	22人/月 (19.64%)	49人/月 (21.88%)	122人/月 (36.31%)	201人/月 (100.50%)	237人/月 (80.89%)	(0.00%)
地域移行支援	計画値	3人/月	4人/月	5人/月	12人/月	15人/月	18人/月
	実績値	4人/月 (133.33%)	6人/月 (150.00%)	9人/月 (180.00%)	8人/月 (66.67%)	9人/月 (60.00%)	(0.00%)
地域定着支援	計画値	5人/月	14人/月	38人/月	2人/月	3人/月	4人/月
	実績値	1人/月 (20.00%)	1人/月 (7.14%)	1人/月 (2.63%)	1人/月 (50.00%)	0人/月 (0.00%)	(0.00%)

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価）	（外部評価）	（次年度の方向性等）
<p>計画相談支援の令和元年度実績値については、第5期計画値と比較して下回っている。利用計画の作成数は着実に増加しているものの、サービス利用者数も依然として増加傾向にあることから、全体の作成達成率は大きく伸びていない。また、利用計画の現状分析の結果をみると、特に知的障害のサービス利用者数が多いにもかかわらず、対応できる相談支援事業所や相談支援専門員が不足しているため、作成体制の強化が必要となっている。</p> <p>地域移行支援と地域定着支援の令和元年度実績値については、第5期計画値と比較して大きく下回っており、どちらのサービスも全体的に利用者数が少ない状況が続いている。今後、施設等から地域への移行を進めていくには、計画相談支援等の機会を通じて、支援ニーズを捉えていく必要がある。</p>		<p>計画相談支援の促進に向けては、主に知的障害のある人を支援対象とし、市内で日中・施設系サービス事業所を多く運営する社会福祉法人を新たに委託相談支援事業所として設置し、作成数の増加に取り組むとともに、作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、委託相談支援事業所（計8事業所）と今後の進め方等について協議を重ねながら、一層の連携・協力を図っていく。また、引き続き、基幹相談支援センター等が中心となって、研修会や連絡会を継続的に開催するなどし、相談支援事業所の人材育成や確保、連携強化に取り組んでいく。さらに、市内に指定相談支援事業所が不足しているため、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置協力を求めていくほか、障害のある人の地域生活の支援に向けては、地域生活支援拠点を持つ機能を活用して、グループホームや短期入所の利用状況の把握や情報提供のほか、夜間・休日における緊急相談への対応等に取り組んでいく。</p>

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（令和元年度）

進捗状況（D○）	2	障害児通所支援等
----------	---	----------

進捗状況（D○）	2-①	障害児通所支援
----------	-----	---------

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●障害児通所支援
 障害児通所支援事業所については、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていく。なお、障害児通所支援等については、近年、新たに創設したサービスがあることから、引き続き、保護者や教育機関等に対し、制度の趣旨や内容についての理解をさらに努めていく。
 放課後等デイサービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては支援の質の向上等を図る観点から、「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守や自己評価表の公表、事業所職員の経験者配置について見直しが行われており、本市においても、これらの取組も踏まえながら、令和元年度に県から移譲される障害児通所支援事業所の実地指導等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組む。
 また、保育所等訪問支援の利用促進に向けては、引き続き、教育機関とも連携を図りながら、訪問先となる施設等への制度周知に取り組む。
 居宅訪問型児童発達支援事業所については、これまで「障害児等療育支援事業」の訪問療育を実施していた施設等が新規参入できるよう、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置につなげる。

2 進捗状況

区 分		進 捗 状 況					
		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
児童発達支援	計画値	2,636 日/月	2,780 日/月	2,923 日/月	3,658 日/月	4,091 日/月	4,575 日/月
		290 人/月	310 人/月	330 人/月	398 人/月	446 人/月	500 人/月
	実績値	2,730 日/月 (103.57%)	3,051 日/月 (109.75%)	3,193 日/月 (109.24%)	3,376 日/月 (92.29%)	3,778 日/月 (92.35%)	(0.00%)
		279 人/月 (96.21%)	314 人/月 (101.29%)	356 人/月 (107.88%)	367 人/月 (92.21%)	404 人/月 (90.58%)	(0.00%)
医療型児童発達支援	計画値	229 日/月	247 日/月	277 日/月	250 日/月	253 日/月	256 日/月
		27 人/月	28 人/月	31 人/月	34 人/月	35 人/月	37 人/月
	実績値	215 日/月 (93.89%)	237 日/月 (95.95%)	232 日/月 (83.75%)	260 日/月 (104.00%)	281 日/月 (111.07%)	(0.00%)
		25 人/月 (92.59%)	29 人/月 (103.57%)	31 人/月 (100.00%)	33 人/月 (97.06%)	34 人/月 (97.14%)	(0.00%)
放課後等デイサービス	計画値	6,019 日/月	6,516 日/月	7,013 日/月	10,271 日/月	12,707 日/月	15,721 日/月
		567 人/月	613 人/月	660 人/月	925 人/月	1,145 人/月	1,416 人/月
	実績値	5,424 日/月 (90.11%)	6,717 日/月 (103.08%)	8,529 日/月 (121.62%)	10,375 日/月 (101.01%)	11,629 日/月 (91.52%)	(0.00%)
		461 人/月 (81.31%)	561 人/月 (91.52%)	691 人/月 (104.70%)	837 人/月 (90.49%)	959 人/月 (83.76%)	(0.00%)
保育所等訪問支援	計画値	32 日/月	52 日/月	71 日/月	29 日/月	34 日/月	39 日/月
		22 人/月	35 人/月	47 人/月	23 人/月	27 人/月	31 人/月
	実績値	20 日/月 (62.50%)	21 日/月 (40.38%)	24 日/月 (33.80%)	28 日/月 (96.55%)	58 日/月 (170.59%)	(0.00%)
		18 人/月 (81.82%)	18 人/月 (51.43%)	20 人/月 (42.55%)	23 人/月 (100.00%)	40 人/月 (148.15%)	(0.00%)
居宅訪問型児童発達支援	計画値	—	—	—	20 日/月	22 日/月	24 日/月
		—	—	—	10 人/月	11 人/月	12 人/月
	実績値	—	—	—	6 日/月 (30.00%)	24 日/月 (109.09%)	(0.00%)
		(—)	(—)	(—)	1 人/月 (10.00%)	3 人/月 (27.27%)	(0.00%)

評価（Check）	今後の取組方向（Act）	
<p>（内部評価）</p> <p>障害児通所支援の令和元年度実績値において、児童発達支援については、第5期計画値と比較して、利用日数・人数ともやや下回っており、医療型児童発達支援については、第5期計画値と比較して、利用日数は上回っているが、利用人数は下回っている。また、放課後等デイサービスについては、第5期計画値と比較して、利用日数・人数ともやや下回っている。いずれのサービスにおいても、実績は前年度から増加しており、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。特に放課後等デイサービスは、近年大幅な伸びを示しており、依然として利用ニーズの高いことが伺えるが、サービスの質の担保が課題となっている。</p> <p>保育所等訪問支援については、第5期計画値と比較して、利用日数・人数とも大きく上回っている。近年、民間の指定事業所によるサービス提供が増えていることから、実績の増加につながっているものの、引き続き、本市の児童発達支援センター「たじかの園」と「あこや学園」において、効率的かつ効果的な実施に取り組んでいく必要がある。</p> <p>居宅訪問型児童発達支援については、第5期計画値と比較して、実績は大きく下回っている。当該サービスについては、まだ指定事業所数が少ないことや、類似のサービスとして「障害児等療育支援事業」を実施していること等もあり、実績が低くなっている。</p>	<p>（外部評価）</p> <p>障害児通所支援は、放課後等デイサービスの事業所の急増により、大きく増加している。今後は、提供体制の整備など量的な確保に加えて、指導監査体制も整備し、各事業所の運営状況の把握や周知を進めていくなどサービスの質の向上を図っていく取組も重要である。特に、放課後等デイサービスについては、保護者の中に支援内容等をよく把握しないまま預けてしまう事例も散見されるため、事業者やサービスの内容・客観的な評価等について周知を図っていく必要がある。</p>	<p>（次年度の方向性等）</p> <p>障害児通所支援の提供体制を確保していくため、指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、事業所の設置協力を求めていく。また、事業所指定の権限がこれまで県であったことから、指定事業所においては実地指導の経験等が少なく、事務処理のケアレスミスなど指摘事項が多くなっている。そのため、適正なサービス給付に向け、指定基準や支給決定基準の事前説明会等を開催していく。</p> <p>放課後等デイサービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては支援の質の向上等を図る観点から、当該サービスのガイドラインの遵守や自己評価結果の公表、事業所職員の経験者配置等の見直しが行われているため、これら制度について一層の周知を図っていく。</p> <p>保育所等訪問支援の利用促進に向けては、児童発達支援センターが指定事業所の状況等を把握しながら、教育機関とも連携を図り、引き続き、訪問先や保護者間での周知を図るとともに、障害児等療育支援事業とあわせて、支援ニーズの把握等を進めて、安定的かつ効果的な事業運営となるよう検討していく。</p> <p>平成30年度から新たに創設された居宅訪問型児童発達支援については、これまで「障害児等療育支援事業」の訪問療育を実施していた施設等が新規参入できるよう、引き続き、指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、事業所の設置協力を求めていく。</p>

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（令和元年度）

進捗状況（D○） 2-② 障害児相談支援

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●障害児相談支援
 指定障害児相談支援の事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていくとともに、障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成については、引き続き、県に働きかけていく。
 また、障害児支援利用計画の作成促進に向けては、基幹相談支援センターが中心となり、指定障害児相談支援事業所への説明会や意見交換会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化等に取り組む。
 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、平成30年度から「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を実施することから、基幹相談支援センターや児童発達支援センターの相談支援専門員等に研修の受講を働きかけ、人材確保に向けて取り組む。

2 進捗状況

区分		進捗状況					
		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
障害児相談支援	計画値	25人/月	50人/月	74人/月	73人/月	99人/月	132人/月
	実績値	36人/月 (144.00%)	47人/月 (94.00%)	60人/月 (81.08%)	101人/月 (138.36%)	122人/月 (123.23%)	(0.00%)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	計画値	—	—	—	1人	1人	1人
	実績値	—	—	—	4人	4人	

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価）	（外部評価）	（次年度の方向性等）
<p>障害児相談支援の令和元年度実績値については、第5期計画値と比較して大きく上回っており、前年度より大幅に増加している。引き続き、全支給決定者への早期の計画作成に向けて、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、事業所の設置促進など支援体制の充実に努める。</p> <p>医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、第5期計画値と比較して上回っている。兵庫県が主催する当該コーディネーター養成研修に、本市基幹相談支援センターに配置する相談支援専門員（直営・委託）を4名受講させることで、その確保を図っている。</p>	<p>障害児相談支援は、概ね計画値に沿った進捗になると予想できる。引き続き、指定特定相談支援事業所が適切な利用計画を作成できるよう、指定事業所の設置促進や相談支援専門員の育成等について、行政が支援していく必要がある。</p>	<p>障害児相談支援の促進に向けては、主に知的障害のある人を支援対象とし、市内で日中・施設系サービス事業所を多く運営する社会福祉法人を新たに委託相談支援事業所として設置し、作成数の増加に取り組むとともに、作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、委託相談支援事業所（計8事業所）と今後の進め方等について協議を重ねながら、一層の連携・協力を図っていく。また、引き続き、基幹相談支援センター等が中心となって、研修会や連絡会を継続的に開催するなどし、相談支援事業所の人材育成や確保、連携強化に取り組んでいく。さらに、市内に指定障害児相談支援事業所が不足しているため、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、指定事業所の設置促進につなげていく。</p> <p>医療的ケア児の地域における支援・連携体制については、基幹相談支援センターに配置する「医療的ケア児支援コーディネーター」を中心とした相談支援機能を設置していくなど、引き続き、部会等において協議を進めていく。</p>

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（令和元年度）

進捗状況（Do）	3	地域生活支援事業
----------	---	----------

進捗状況（Do）	3-①	理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業
----------	-----	-----------------------

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 理解促進研修・啓発事業
「市民福祉のつどい」については、平成29年度から「提案型事業委託制度」の下、新たに事務局となった委託団体や従前の実行委員会をはじめ、市民との協働により、効果的な周知・啓発を行うことでイベントの活性化や参加者数の増加を図っていく。また、障害のある人への「合理的配慮」や「障害に関するマーク」の周知に努め、障害のある人が必要とする配慮等について、理解の向上につなげる。
- 自発的活動支援事業
障害のある人やその家族、地域の関係団体等が自発的に実施する交流活動や社会参加活動、ボランティア活動等に対して効果的な支援ができるよう、市域における活動状況やニーズを把握し、自立支援協議会の意見等も踏まえながら、事業化に向けた検討を進めていく。

2 進捗状況

区分		進捗状況					
		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
理解促進研修・啓発事業	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	計画値	無	無	有	有	有	有
	実績値	無	無	無	有	有	

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価）	（外部評価）	（次年度の方向性等）
<p>理解促進研修・啓発事業として、地域交流の場となる「市民福祉のつどい」を毎年開催しており、平成29年度からは「提案型事業委託制度」により「ミーツ・ザ・福祉」として、イベントの活性化を図ってきており、イベントの来場者数や出店者・出演者数ともに年々増加している。また、令和元年度は実行委員会のメンバーが「ミーツの学校」や「ミーツ・ザ・福祉サミット」などのプロジェクトを独自に催すなど、新たな交流が生まれてきている。</p> <p>また、障害のある人やその家族、地域の関係団体等による地域活動を支援するため、新たに「自発的活動支援事業」を実施しており、令和元年度の補助団体数は6団体となっている。また、当該事業を広く周知するため、自立支援協議会（全体会）と市ホームページにおいて、昨年度の補助団体の活動実績などを公表している。実施にあたっては、効果的かつ効率的な事業スキームとなるよう、地域の活動団体や自立支援協議会（あまのくらし部会）に意見を伺っている。</p>	<p>地域との交流の場である「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」については、障害の理解促進や啓発のためにも重要なイベントであり、企画・準備段階から多くの参加者が交流するなど、障害のある人の社会参加に寄与している。参加者も増加傾向にあるため、引き続き、障害当事者・家族のピア活動の場としての活用や、市民が参加したいと思うような企画、実施場所等について検討していく必要がある。また、自発的活動支援事業については、実績がない状況である。今後は、当事者団体等の活動の支援を通じて、地域住民と障害のある人との交流や緊急避難時の連携等を地域に展開できるように、継続的に実施していくとともに、積極的な広報に努めていく必要がある。</p>	<p>「市民福祉のつどい」については、現在の委託事業者から「提案型事業委託制度」による新たな事業実施の提案があり、審査会において採択されたため、更なる付加価値を生み出していけるよう、引き続き、委託事業者や実行委員会、市民等との協働に取り組んでいく。</p> <p>また、「自発的活動支援事業」については、これまでの実施状況や内容等を評価・検証して事業スキームを確立するとともに、引き続き、地域の活動団体や自立支援協議会の意見を伺いながら、効果的な実施手法等を検討していくことで、障害のある人の社会参加や地域の理解促進を図っていく。</p>

進捗状況（Do）	3-②	相談支援事業
----------	-----	--------

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 相談支援事業
障害者相談支援事業については、中核を担う基幹相談支援センターの機能や業務が円滑に実施されるよう、関係課や委託法人等との協議を進めていく。特に、相談支援事業所の人材育成や連携強化等については、本市における喫緊の課題となっているため、委託法人と連携を図り、研修や連絡会等を定期的開催する。また、引き続き、委託相談支援事業者の周知や連携強化に取り組むとともに、新たな事業者の確保に努め、地域の相談支援体制の充実と重層化を図っていく。
- 成年後見制度の利用支援については、平成30年1月から尼崎市成年後見等支援センターを2か所に体制強化しており、同センターの一層の周知に努め、窓口相談や専門相談会を実施する。また、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応していくとともに、担い手となる市民後見人の養成・活動監督等を進め、実例の蓄積を図る中で市民後見人の積極的な活用についても検討する。

2 進捗状況

区分		進捗状況					
		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
相談支援事業（基幹相談支援センター）	計画値	15か所 （無）	10か所 （無）	10か所 （無）	9か所 （有）	10か所 （有）	10か所 （有）
	実績値	15か所 （無）	15か所 （無）	9か所 （有）	9か所 （有）	9か所 （有）	
成年後見制度利用支援事業	計画値	12人/年	14人/年	17人/年	27人/年	32人/年	38人/年
	実績値	15人/年	15人/年	36人/年	29人/年	35人/年	

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価）	（外部評価）	（次年度の方向性等）
<p>地域の相談支援等の充実に向けては、平成30年1月に「基幹相談支援センター（南北保健福祉センター）」を設置し、相談窓口の充実を図るとともに、相談支援事業所の人材育成や連携強化、質の高い計画相談支援の促進に向けた支援を行っている。なお、これら本市の保健福祉業務の窓口再編によって、相談支援事業の実施か所数は9か所となっている。今後も相談者の増加やサービスの普及、子どもの育ち支援センター（いくしあ）など関係機関からの支援の引継ぎ等に伴う相談内容の多様化が見込まれるため、相談支援体制の更なる充実を図っていく必要がある。</p> <p>成年後見制度利用支援事業の令和元年度については、第5期計画値と比較して下回っている。市長申立等に係る利用件数は、各年度で増減が生じるものではあるが、平成30年1月から「尼崎市成年後見等支援センター」を2か所に体制強化して利用支援を行っていることで、制度利用に係る相談件数も増えてきている。潜在的なニーズはあるものと思われるため、障害当事者や家族が将来の備えとして知識を持ち、将来に対して安心感を持てるよう、制度周知や啓発が必要である。</p>	<p>「保健福祉センター」の2所化に併せて設置した「基幹相談支援センター」については、総合相談窓口としての機能や運用面について、評価・検証していく必要がある。また、委託相談支援事業所は、相談件数が増加している。今後は、体制整備が必要不可欠ではあるが、ただ単に事業所数を増やすことだけでなく、相談員の養成など支援の質の向上にも取り組んでいく必要がある。</p>	<p>相談支援事業については、中核を担う「基幹相談支援センター」の機能や業務が円滑に実施されるよう、関係課や委託法人等との協議を進めていく。特に、相談支援事業所の人材育成や連携強化、質の高い計画相談支援の促進については、本市における喫緊の課題となっているため、委託法人との連携を密に図り、研修や連絡会等の定期的な開催を行っていく。また、定期的にくしあと障害児の支援機関等との意見交換の場を持ち、事例を参考に運用の改善を図るとともに、連携・情報共有に取り組みながら、発達に課題を抱える児童の切れ目のない支援に取り組んでいく。</p> <p>成年後見制度利用支援事業については、「尼崎市成年後見等支援センター」において、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発等に一体的に取り組む。また、障害当事者や家族が将来の備えとして知識を持てるよう、引き続き、家族会や相談支援事業所等に対し丁寧に周知啓発するとともに連携を密にして、当事者の権利擁護につながるよう相談支援に努める。</p>

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（令和元年度）

進捗状況（Do） 3-③ 意思疎通支援事業

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●意思疎通支援事業
今後も高まる利用ニーズにあわせて、担い手となる意思疎通支援者の養成を充実させていく必要があるため、手話通訳者の養成講座については、全課程を切れ目なく受講できるよう、平成29年度から講座カリキュラム等を充実する。引き続き、各養成講座の受講対象者の拡大や受講者に対する支援等に努めるとともに、意思疎通支援の普及・啓発や一層の制度周知に取り組むことで、意思疎通支援者を確保する。

2 進捗状況

区分		進捗状況					
		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
手話通訳者派遣事業	計画値	1,049 件/年	1,151 件/年	1,244 件/年	1,101 件/年	1,132 件/年	1,164 件/年
	実績値	934 件/年 (89.04%)	1,041 件/年 (90.44%)	1,077 件/年 (86.58%)	1,086 件/年 (98.64%)	958 件/年 (84.63%)	(0.00%)
要約筆記者派遣事業	計画値	94 件/年	106 件/年	117 件/年	247 件/年	263 件/年	280 件/年
	実績値	229 件/年 (243.62%)	221 件/年 (208.49%)	242 件/年 (206.84%)	183 件/年 (74.09%)	160 件/年 (60.84%)	(0.00%)
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	計画値	12 件/年	18 件/年	24 件/年	94 件/年	99 件/年	104 件/年
	実績値	25 件/年 (208.33%)	89 件/年 (494.44%)	27 件/年 (112.50%)	0 件/年 (0.00%)	0 件/年 (0.00%)	(0.00%)

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価）	（外部評価）	（次年度の方向性等）
<p>意思疎通支援者派遣事業の令和元年度実績値については、いずれの派遣件数も第5期計画値を下回っている。これらの事業は、利用者の生活状況（通院など）によって変動要素が大きいことから、各年度の実績に動きが見られるが、依然として利用ニーズの高い事業となっている。そのため、意思疎通支援者の養成については、平成29年度から毎年度、養成講座の拡充を図ってきており、加えて、派遣調整を行う「尼崎市コミュニケーション支援センター」を本庁舎内に移転し、コーディネーターを増員することで、支援機能の向上を図っている。なお、当該派遣事業については、対象となる外出先を公的機関や医療機関等に限定しているところであるが、近年、社会参加活動等に係る外出も派遣対象となるよう拡充が求められている。</p>	<p>要約筆記者の派遣実績については増加傾向にある。引き続き、パソコン画面映写による同時通訳による学習者を増やし、支援者や利用機会を増やしていくとともに、広く市民に向けて意思疎通支援とは何かを広報し、支援者の裾野を広げるための啓発方法を検討していく必要がある。また、手話通訳者養成講座の受講者数については、近年減少傾向にある。今後は、支援者の継続的な確保に向けて、養成講座の強化に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>意思疎通支援者派遣事業については、潜在的な利用ニーズが高く、加えて対象とする派遣理由の拡充を求める声が多いことから、引き続き、委託先である尼崎市聴力障害者福祉協会と連携を図り、事業の運用方法などについて検討していく。また、意思疎通支援者の確保に向けては、引き続き、拡充してきた各養成講座を実施するほか、委託先である尼崎市聴力障害者福祉協会と連携を図り、手話講習会での支援内容の紹介や他市の運用を参考にするなど、支援者の増加に向けた取組を進めていく。</p>

進捗状況（Do） 3-④ 日常生活用具給付等事業

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●日常生活用具給付等事業
在宅で生活している重度障害のある人等の日常生活上の便宜を図るため、引き続き、安定的な事業運営に努めるとともに、近隣市町とも連携を図りながら、利用ニーズにあった品目を給付できるよう、定期的に見直しを行う。

2 進捗状況

区分		進捗状況					
		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
介護・訓練支援用具 （※特殊寝台、特殊マット、体位変換器、エアーマット等）	計画値	53 件/年	56 件/年	60 件/年	19 件/年	16 件/年	14 件/年
	実績値	35 件/年 (66.04%)	26 件/年 (46.43%)	37 件/年 (61.67%)	45 件/年 (236.84%)	44 件/年 (275.00%)	(0.00%)
自立生活支援用具 （※入浴補助用具、歩行補助杖、移動・移乗支援用具、火災警報器、自動消火器、聴覚障害者用屋内信号装置等）	計画値	133 件/年	129 件/年	134 件/年	117 件/年	116 件/年	116 件/年
	実績値	96 件/年 (72.18%)	117 件/年 (90.70%)	98 件/年 (73.13%)	101 件/年 (86.32%)	120 件/年 (103.45%)	(0.00%)
在宅療養等支援用具 （※ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計・体重計等）	計画値	73 件/年	78 件/年	80 件/年	64 件/年	64 件/年	64 件/年
	実績値	70 件/年 (95.89%)	64 件/年 (82.05%)	89 件/年 (111.25%)	70 件/年 (109.38%)	66 件/年 (103.13%)	(0.00%)
情報・意思疎通支援用具 （※携帯用会話補助装置、視覚障害者ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、人工喉頭等）	計画値	137 件/年	137 件/年	149 件/年	164 件/年	128 件/年	93 件/年
	実績値	82 件/年 (59.85%)	73 件/年 (53.28%)	123 件/年 (82.55%)	101 件/年 (61.59%)	87 件/年 (67.97%)	(0.00%)
排泄管理支援用具 （※ストマ用器具等）	計画値	10,389 件/年	11,211 件/年	12,276 件/年	11,085 件/年	11,774 件/年	12,506 件/年
	実績値	8,953 件/年 (86.18%)	9,825 件/年 (87.64%)	9,852 件/年 (80.25%)	9,712 件/年 (87.61%)	10,060 件/年 (85.44%)	(0.00%)
居宅生活動作補助用具 （※住宅改修費）	計画値	16 件/年	19 件/年	31 件/年	17 件/年	18 件/年	19 件/年
	実績値	13 件/年 (81.25%)	15 件/年 (78.95%)	12 件/年 (38.71%)	15 件/年 (88.24%)	13 件/年 (72.22%)	(0.00%)

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価）	（外部評価）	（次年度の方向性等）
<p>日常生活用具給付等事業の令和元年度実績値において、介護・訓練支援用具と在宅療養等支援用具を除く全ての用具で第5期計画値を下回っているものの、排泄管理支援用具については、依然として高い給付実績となっている。</p> <p>また、情報・意思疎通支援用具については、平成29年度に「地上デジタル対応ラジオ」を給付品目として追加したことにより、当該年度の実績が大きく伸びている。</p> <p>いずれの品目も、給付実績には動きがあるものの、必要性や利用ニーズの高い品目を追加するなど、希望者に対しては一定の給付ができていないと考えているが、引き続き、安定的な事業運営に努めていくことが必要である。</p>	<p>日常生活用具の給付については、他市に比べて対応が遅れている品目もある。在宅療養等支援用具に盲人用の血圧計を加えるなど、適宜、給付品目を見直ししていく必要がある。</p>	<p>新たに追加した「地上デジタル対応ラジオ」については、対象者に給付されるよう、引き続き、視覚障害の当事者団体を通じて周知を図っていく。また、今後も給付件数の増加が見込まれるため、引き続き、安定的な事業運営に努めていくとともに、近隣市町とも連携を図りながら、利用ニーズに合った品目を給付できるよう、定期的に見直しを行っていく。</p>

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（令和元年度）

進捗状況（Do） 3-⑤ 移動支援事業

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●移動支援事業
 移動支援事業については、利用時間数が非常に多く、利用者数も増加傾向が続いているため、継続的かつ安定的な事業運営に取り組む必要がある。また、利用状況をみると、日中の居場所や一時預かり的な利用も見受けられるため、利用者や事業者に対して、移動支援事業ガイドラインの運用や日中一時支援事業の拡充等についての周知を図るなどし、基準に即した支給決定や適正なサービス提供、サービスの役割に応じた利用となるよう取り組む。

2 進捗状況

区分	進捗状況						
	第4期			第5期			
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
移動支援事業	計画値	388,177 時間/年	395,641 時間/年	403,248 時間/年	338,630 時間/年	323,680 時間/年	308,750 時間/年
		1,513 人/月	1,587 人/月	1,665 人/月	1,517 人/月	1,527 人/月	1,539 人/月
	実績値	362,127 時間/年 (93.29%)	353,780 時間/年 (89.42%)	348,115 時間/年 (86.33%)	330,030 時間/年 (97.46%)	317,966 時間/年 (98.23%)	(0.00%)
		1,424 人/年 (94.12%)	1,449 人/年 (91.30%)	1,468 人/年 (88.17%)	1,457 人/年 (96.04%)	1,425 人/年 (93.32%)	(0.00%)

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価） 移動支援事業の令和元年度実績値については、第5期計画値と比較してやや下回っており、近年はやや減少傾向が続いている。その主な要因としては、利用人数が多い身体障害のある人の高齢化に伴って、一人当たりの平均利用時間が減少していることや、障害児の利用が放課後等デイサービスに移行していることが挙げられる。しかし、依然として全体の利用時間・人数は非常に多く、利用者にとって必要不可欠なサービスとなっているため、制度本来の適正なサービス提供による給付の適正化や継続的かつ安定的な事業運営ができるよう、「尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」の運用を着実に進めていく必要がある。	（外部評価） 移動支援事業については、利用者が増加しているが、時間数はやや減少している。障害のある人の地域生活に必要なサービスではあるが、利用者、事業所、行政とそれぞれの立場から見た場合、少しずつ温度差が感じられるため、ガイドライン等を活用し、計画相談支援を基に適正な利用を実施していくとともに、ガイドラインの運用状況の把握等に向けては、自立支援協議会における協議を継続していく必要がある。また、移動支援事業からの利用移行として、日中一時支援事業を想定していく必要がある。	（次年度の方向性等） 移動支援事業については、利用者や事業者に対して、「移動支援事業ガイドライン」や日中一時支援事業の拡充等についての周知を図るとともに、「基幹相談支援センター」が中心となって、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、65歳以上と18歳未満の重度利用者に係る報酬区分（単価）を引き上げる運用見直しを円滑に進めていくとともに、当該事業の基準等を踏まえて、他の外出支援サービス（同行援護、行動援護など）の運用との整理等を進め、適切なサービス提供に取り組んでいく。

進捗状況（Do） 3-⑥ 地域活動支援センター

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●地域活動支援センター事業
 利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる地域活動支援センターは、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていく。また、小規模作業所からの移行についても、必要な情報の提供等に取り組む。

2 進捗状況

区分	進捗状況							
	第4期			第5期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		
地域活動支援センター	計画値	市内	29 か所	32 か所	37 か所	30 か所	31 か所	32 か所
		392 人/年	422 人/年	472 人/年	456 人/年	466 人/年	476 人/年	
	市外	13 か所	13 か所	13 か所	12 か所	12 か所	12 か所	
		21 人/年	21 人/年	21 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年	
	実績値	市内	30 か所 (103.45%)	29 か所 (90.63%)	30 か所 (81.08%)	26 か所 (86.67%)	26 か所 (83.87%)	(0.00%)
			422 人/年 (107.65%)	446 人/年 (105.69%)	441 人/年 (93.43%)	324 人/年 (71.05%)	328 人/年 (70.39%)	(0.00%)
市外		12 か所 (92.31%)	12 か所 (92.31%)	10 か所 (76.92%)	10 か所 (83.33%)	12 か所 (100.00%)	(0.00%)	
		18 人/年 (85.71%)	20 人/年 (95.24%)	24 人/年 (114.29%)	17 人/年 (85.00%)	18 人/年 (90.00%)	(0.00%)	

（参考）

区分	進捗状況							
	第4期			第5期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		
小規模作業所	見込値	市内	8 か所	5 か所	0 か所	5 か所	4 か所	3 か所
		44 人/年	28 人/年	0 人/年	27 人/年	22 人/年	17 人/年	
	実績値	市内	6 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	
		33 人/年	27 人/年	27 人/年	25 人/年	24 人/年		

評価（Check）		今後の取組方向（Act）
（内部評価） 地域活動支援センターの令和元年度実績値については、第5期計画値と比較して下回っている。その要因としては、小規模作業所からの移行が進んでいない中、近年は法定サービス事業所への移行や、同法人が運営する当該センターの合併等により、市内の設置数や利用人数は減少傾向にある。なお、本市では生活介護や就労系サービスの利用人数が増加傾向にあり、利用希望者に対して一定の日中活動の場を提供できているが、多様な活動の場の確保に向けて、引き続き、当該センターの運営を支援していく必要がある。	（外部評価） 小規模作業所については、地域活動支援センター等への移行を進めてきたが、すべてを移行できていない状況である。今後は、移行ができない実情等の把握に努めるとともに、本市におけるサービス提供基盤の整備状況やサービス供給量等も考慮した上で、必要性や今後の在り方について明示していく必要がある。また、移行した新規事業所の運営者に対しては、適正な事業運営が実施できるよう、行政による指導や支援を行っていく必要がある。	（次年度の方向性等） 地域活動支援センターへの運営補助については、引き続き、県制度と連携しつつ本市独自の支援（重度加算費や借上費等の補助）も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていく。また、小規模作業所についても、引き続き、必要な情報の提供等に取り組み、法内施設への段階的な移行を進めていく。